[head](file:///E:\岩倉紙芝居\koten\koten.htm)（岩倉紙芝居館古典館<http://hjueda.on.coocan.jp/koten/koten.htm>）　　　　宰主　上田啓之

出雲國風土記　（テキストの異同・訓は、講談社学術文庫　全訳注　萩原千鶴　に準じている）。上巻　楯縫郡まで  
  
出雲國風土記  
國之大體、首震尾坤。東南山。西北属海。東西壱百卅七里壱十九歩。南北壱百八十弐里壱百九十三歩。老細思枝葉、裁定詞源。亦、山野濱浦之処、鳥獣之棲、魚貝海菜之類、良繁多、悉不陳。然不獲止、粗挙梗概、以成記趣。所以号出雲者、八束水臣津野命、詔、八雲立詔之。故云、八雲立出雲。  
合、神社参佰玖拾玖所。  
　壱佰捌拾肆所　在神祇官。  
　弐佰壱拾伍所　不在神祇官。  
玖郡、郷陸拾弐。〔里壱百八十壱〕、餘戸肆。驛家陸。神戸漆。〔里壱十壱〕  
意宇郡、郷壱拾壱。〔里卅三〕、餘戸壱。驛家参。神戸参。〔里六〕  
嶋根郡、郷捌〔里廿四〕、餘戸壱。驛家壱。  
秋鹿郡、郷肆。〔里壱十弐〕、神戸壱。〔里〕  
楯縫郡、郷肆。〔里壱十弐〕、餘戸壱。神戸壱。〔里〕  
出雲郡、郷捌。〔里廿三〕、神戸壱。〔里弐〕  
神門郡、郷捌。〔里廿弐〕、餘戸壱。驛家弐。神戸壱。〔里壱〕  
飯石郡、郷漆。〔里壱十九〕  
仁多郡、郷肆。〔里壱十弐〕  
大原郡、郷捌。〔里廿四〕  
右件郷字者、依霊亀元年式、改里為郷。其郷名字者、被神亀三年民部省口宣、改之。  
  
国の大体（おほかた）は、震（ひむがし）を首（はじめ）とし、坤（ひつじさる）を尾（をはり）とす。東（ひむがし）と南とは山にして、西と北とは海に属（つ）く。東西一百三十七里一十九歩。南北一百八十二里一百九十三歩。老（おきな）、枝葉（ことのすゑ）を細（くは）しく思ひ、詞源（ことのもと）を裁（ことわ）り定（さだ）む。亦（また）、山野（やまの）・浜浦（はまうら）の処（ところ）、鳥獣（とりけもの）の棲（すみか）、魚貝（うをかひ）・海菜（うみつもの）の類（たぐひ）、良（まこと）に繁多（さは）にして、悉（ことごと）には陳（の）べず。然（しか）はあれど、止（や）むことを獲（え）ざるは、粗（ほぼ）梗概（おほみね）を挙（あ）げて、記（ふみ）の趣（おもむき）を成（な）す。出雲（いづも）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、八束水臣津野命（やつかみづおみののみこと）、詔（の）りたまひしく、八雲（やくも）立（た）つと詔りたまひき。故（かれ）、「八雲立つ出雲」と云ふ。  
合（あは）せて、神の社（やしろ）三百九十九所。  
　一百八十四所　神祇官（かみつかさ）在り。  
　二百一十五所　神祇官不在。  
九つの郡（こほり）、郷（さと）六十二。〔里（こざと）一百八十一〕、余戸（あまりべ）四。駅家（うまや）六。神戸（かんべ）七。〔里一十一〕  
意宇（おう）郡（こほり）、郷一十一。〔里三十三〕、余戸一。駅家三。神戸三。〔里六〕  
嶋根（しまね）郡、郷八〔里廿四〕、余戸一。駅家一。  
秋鹿（あいか）郡、郷四。〔里一十二〕、神戸一。〔里〕  
楯縫（たてぬひ）郡、郷四。〔里一十二〕、余戸一。神戸一。〔里〕  
出雲（いづも）郡、郷八。〔里廿三〕、神戸一。〔里二〕  
神門（かむと）郡、郷八。〔里廿二〕、余戸一。駅家二。神戸一。〔里一〕  
飯石（いひし）郡、郷七。〔里一十九〕  
仁多（にた）郡、郷四。〔里一十二〕  
大原（おほはら）郡、郷八。〔里廿四〕  
右の件（くだり）の郷の字は、霊亀（りやうき）元年の式に依りて、里を改めて郷とす。其の郷の名の字は、神亀三年の民部省（たみつかさ）の口宣（くせむ）を被（かがふ）りて、改（あらた）む。  
■出雲國風土記は、「奥付」に天平五年（733年）二月卅日勘造　秋鹿郡人　神宅臣金太理　国造帯意宇郡題領　外正六位上　勲十二等　出雲臣広嶋とあり、神宅臣金太理（みやけのおみかなたり）が筆録者、出雲臣広嶋（いづものおみひろしま）が総責任者と注されます。古事記（以下「記」）の編纂は和銅5年(712年)、日本書紀（以下「紀」）の編纂は養老4年(720年)。■震、坤は易の方位では、東、西南に当る。国の形を首、尾のある動物に見立てている。■老とは神宅臣金太理自身の謙称。■本文の趣旨は『続日本紀』和銅六年(713年)五月甲子条の制に基づく。その条には、「制す。畿内（うちつくに）と七道諸国の郡(こほり)・郷(さと)、名は好(よ)き字を著(つ)けよ。その郡内に生(な)れる、銀(しろがね)・銅(あかがね)・彩色(いろとり)・草・木・禽・獣・魚・虫等の物は、具(つぶさ)に色目(しなじな)を録(しる)し、及(また)、土地(つち)の沃(こ)えたると塉(や)せたると、山・川・原・野の名号(なづ)く所由(よれるよし)、又、古老(ふるおきな)の相伝(つた)ふる旧聞(ふること)異(あだ)し事(こと)史籍(ふみ)に載(しる)して言(まを)して上(たてまつ)れ」とあり、出雲においても、史籍の提出に応じたもの。風土記の由来は、冒頭の「出雲國風土記」によらうが、当初よりそう記されて提出されたものか、後に附されたものか？常陸国風土記は、「常陸国の司（つかさ）、解（げ）す」に始る。故に、解文（げぶん；報告書）とされたものを後に風土記とした説をとりたい。続日本記によれば、当時、中央政府から派遣された国司や郡司に不正がみられ、旧国造や大領･少領の人事に横暴があり、租庸調や賦役に関することは戸籍・計帳により把握していたのであらうが、諸国の諸事情を把握し、また、軍事的な備へも点検する必要があり、その報告書を求めたとするのが状況に合ふ。和銅5年に「記」の編纂が終わった段階で、この解文の提出が求められている。諸家の古伝の乱れを正すことが「記」編纂の目的であり、この写本は諸家に配布さるべきものであったらう。「紀」は、現実政治の記述を中心とし、同じくその見解を諸家に周知せしめるべきものであったらうが、古事に関しては、一書、一書と異伝を収録している。金太理や広嶋は、「記」の内容を知り、「紀」が編纂されていることを横目に、資料を集め・旧聞を蒐集し、編纂の終わった書紀をも参照し、報告書を仕上げたと推察できやう。「記」と異なる見解を記すことには慎重さが求められたであらうが、「古老の相伝る旧聞・異事」を記せとあり、「紀」の異伝に関する寛容な編纂からも、出雲の伝承をできうる限り記載したものと思はれる。■出雲の国名の由来は、「記」では速須佐之男命の歌謡であるが、八束水臣津野命の「八雲立つ出雲」を出典とした。「いづも」とは「いづくも」の短縮形であらう。和名抄に「くも」は山川の出す気とあるのは中国の思考、「くも；雲」、「あめ:雨」、「あめ：天」、「やま：山」、「やみ」は一連、雲は船、山より昇る雲に乗りて天へ往き、雲や雨を伝ひて海、山に来たる。「やま」は人の住まない神の住む処、「やみ」はくらくてみえないところ、神の往来は「やみ」のごとし。出雲とは神との交接を想起せしめる。高天原（たかきあめのはら；たかまがはら）はこれに勝るものとして唱へられたと考へてみた。■郷里の制。従来の国郡里の制度を霊亀元年(715年)に、国郡郷里に変更し、里（かつては50戸を一里とし里長を置いた）を郷（ごう）と里（り；こざと）に分けた。郷は50戸。余戸は班田を持たない戸、農耕以外の生業の戸ともみられる。駅家は官道に置かれた公用使者の馬・船・宿の常備施設。神戸は神社に属し神社に租税を納める戸。里の再編成が行はれ、神亀三年(726年)に、郷名を改める口宣（天皇の勅旨を口頭で受けた蔵人所職事がその内容を文書化したもの）が民部省（地方行政、財政担当で租税・戸口を管轄）より出された。従って郡名は変わらないが、郷名は新たなものには、「本字」を記し、そのままのものは「前に依る」とした。  
  
意宇（おう）郡  
合郷　壱拾壱（里卅三）　餘戸壱　驛家参　神戸参（里六）。  
母理（もり）郷　本字 文理　屋代（やしろ）郷　今依前用　楯縫（たてぬひ）郷　今依前用　安来（やすき）郷　今依前用　山國（やまくに）郷　今依前用　飯梨（いひなし）郷　本字 云成　舎人（とね）郷　今依前用　大草（おほくさ）郷　今依前用　山代（やましろ）郷　今依前用　拝志（はやし）郷　本字 林　宍道（ししぢ）郷　今依前用　餘戸（あまりべ）里　野城（のき）驛家（うまや）　黒田（くろだ）驛家　宍道（ししぢ）驛家　出雲（いづも）神戸　賀茂（かも）神戸　忌部（いみべ）神戸

所以号意宇者、國引坐八束水臣津野命、詔、八雲立出雲國者、狭布之稚國在哉。初國小所作。故、將作縫、詔而、栲衾志羅紀乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有。詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穂振別而、三身之綱打挂而、霜黒葛閒耶閒耶爾、河船之毛々曽々呂々爾、國々来々引来縫國者、自去豆乃折絶而、八穂爾支豆支乃御埼。以此而、堅立加志者、石見國與出雲國之堺有、名佐比賣山、是也。亦持引綱者、薗之長濱、是也。  
意宇（おう）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、国引き坐（ま）しし八束水臣津野命（やつかみづおみつののみこと）、詔（の）りたまひしく、「八雲立つ出雲の国は、狭布（さぬの）の稚国（わかくに）在（な）る哉。初国（はつくに）小（ちひ）さく所作（つく）れり。故（かれ）、作り縫（ぬ）はむ」と詔りたまひて、「栲衾（たくぶすま）志羅紀（しらき）の三埼（みさき）を、国の余（あま）り有（あ）りやと見れば、国の余り有り」と詔りたまひて、童女（をとめ）の胸鉏（むなすき）所取（と）らして、大魚（おふを）のきだ衝（つ）き別（わ）けて、はたすすき穂振（ほふ）り別けて、三身（みつみ）の綱（つな）打ち挂（か）けて、霜黒葛（しもつづら）くるやくるやに、河船（かはふね）のももそそろろに、国々来々と引き来縫（ぬ）へる国は、去豆（こず）の折絶（をりたえ）より、八穂尓支豆支（やほにきづき）の御埼（みさき）なり。此を以ちて、堅（かた）め立つる加志（かし）は、石見（いはみ）の国と出雲国との堺有（さかひな）る、名は佐比売山（さひめやま）、是也。亦持ち引ける綱は、薗（その）の長浜、是也。  
■意宇の由来は、八束水臣津野命が「国引き」を終へた時に、「おゑ」と発声したことによるとあり、「国引き」に言及する。■出来たての出雲の地（くに）は巾の狭い布のごとく小さかった。それで布を縫ひ合はせるごとく大きくしようとした。■栲衾は楮の布で作り、大切なものを包む厚みのある布団で素色。■「紀」に「眼炎（まかかやく）の金（こがね）・銀（しろかね）・彩色（うるはしきいろ）、多（さは）に其の国に在り。是を栲衾新羅国（しらきのくに）と謂ふ(「紀」巻八)」とあり、かつて、「しらき」に対する「あこがれ」があった。■余っている部分があるかと見ればあった（だから切り取るとは穏やかでない）。■童女の胸鉏とは、その胸のサイズの鉄製の鋤（農耕用の鋤ではなく、治水工事用の特殊用具であらう）。■「きだ；段」とは切り分けたもの。■大魚（おふを）の「を」は丘でもある、それを「きだ」にすべく、鋤で岬を切り裂く。■穂振（ほふり）は、旗のごとく切り分けること、その旗がすすきの穂のやうになびくさまがかかっている。■三身之綱は、綱を三つ寄り合はせた綱か、霜黒葛とあり、葛の綱であるが、霜黒とあり、霜が降りる季節のもの、硬くて黒色といふことか？■河船を川上に綱で引くやうに、そろそろと引く。■旗を縫ひ付けるやうに「きだ」を縫ひ付けるイメージ。■去豆乃折絶は地図（[出雲国風土記地図](http://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）で宇賀郷と沼田郷の所(宇加川)で折り絶えていたとならうか。八穂尓（やほに）は八百土（やほに；多くの土）で、支豆支（杵で突き固める）御埼は杵築御崎。加志は杭であり、佐比売山（三瓶山）を杭として、括り付けた綱が薗之長浜となる。■くにびき神話の地質学（[おおだwebミュージアム](http://sanbesan.web.fc2.com/shimane_library/kunibiki_geology.html)）によれば、「三瓶山は過去に幾度も噴火を繰り返した火山で、5500年前と4000年前にも噴火しました。 その時、噴出した多量の火山灰が出雲地域の西部を流域とする神戸川を通じて海まで運ばれ、平地を広げ、それまで島だった島根半島を陸続きにしたのです」とある。日本列島そのものが、大陸から移動をしてきており、遠い昔の記憶として、国引き的な認識があっておかしくないとのことである。また、隠岐の黒曜石の石器は石器時代（BC18000年頃）のナホトカやウラジオストックの遺跡から発見され、縄文時代には、九州から能登にかけて広く用ゐられていた。この広がりは、寒流のリマン海流と暖流の対馬海流によるものとされる。瀬戸内海は紀伊水道と豊後水道からの潮流の干満を知らねば航行は困難であった。九州、四国、和歌山、東海、東北への黒潮を利用することの方が容易であった。■この地域は火山灰の湿地を多くの土で突き固め、治水工事を行なひ、いはば干拓水田の技術を有していたのであらう。中国の土木技術が朝鮮半島を経由して持ち込まれていたといふことか。　  
  
亦、北門佐伎之國矣、國之餘有耶見者、國之餘有、詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穂振別而、三身之綱打挂而、霜黒葛閒々耶々爾、河船之毛々曽々呂々爾、國々来々引来縫國者、自多久乃折絶而、狭田之國、是也。  
亦、「北門（きたと）の佐伎（さき）の国を、国の余り有りやと見れば、国の余り有り」と詔りたまひて、童女の胸鉏所取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穂振り別けて、三身の綱打ち挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船のももそそろろに、国くに来こと引き来縫へる国は、多久（たく）の折絶より、狭田（さだ）の国、是也。  
■北門の佐伎の国は諸説あり。北門の北を平成人は島根の北方、隠岐方面とするが、北海道を北とするごとく、出石や若狭や敦賀や能登や越の方向を北として不思議はあるまい。その北に至る門（と）となる地（くに）となれば、越は別個にあり、それを除いた地とならう。多久は多久川の多久、佐陀川で分かれ、狭田の国は宇加川より佐陀川までの地とするがわかりやすい。平野に欠け田が狭く、狭田としたのであらうか。■多久は地名で検索すると佐賀県多久市が該当する。和名抄では小城郡高来郷、「高来」が「多久」となった。多久の歴史（[多久市](https://www.city.taku.lg.jp/main/364.html)）によれば、栲（たく）木による白栲の衣の産地であったやうだ。2万年前には、多久で産出するサヌカイト（讃岐石）の石器用ゐて狩猟を行ひ、1万2千年前には尖頭器（槍先形の石器）を製作する遺跡を残し、弥生時代には稲作の聚落を形成していたやうである。■黒曜石の細工や交易、狭田での稲作に長けた人々の地であったのかもしれない。  
  
亦、北門良波乃國矣、國之餘有耶見者、國之餘有、詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穂振別而、三身之綱打挂而、霜黒葛閒々耶々爾、河船之毛々曽々呂々爾、國々来々引来縫國者、自宇波乃折絶而、闇見國、是也。  
亦、「北門の良波の国を、国の余り有りやと見れば、国の余り有り」と詔りたまひて、童女の胸鉏所取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穂振り別けて、三身の綱打ち挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船のももそそろろに、国くに来こと引き来縫へる国は、宇波の折絶より、闇見（くらみ）の国、是也。  
■良波と宇波については訓読が付されていない。それぞれ「らは/よしなみ」、「うは/うなみ」とならう。これも諸説があり定まらない。地形的には、加賀郷及び手染郷と方結郷の境目で折絶とされる説に従ひたい。「くらみ」に闇見の字を用ゐており、闇は字統によれば、廟門での哀訴することに神の「音なひ」があらはれることとあり、「くら」は（神）座、倉であり、祭祀あるいは高床式の建築に係はるイメージがある。宇波川で検索すると安来市広瀬宇波川流域、富山県氷見市宇波川流域が該当し、宇波姓の人々が多い地域である。若狭の宇波西（うはせ）神社（[延喜式神名帳](http://www.geocities.jp/engisiki/wakasa/bun/wak300309-01.html)）は「うはせ;上瀬」となり「うは」神社ではないが、鵜草葺不合命（うがやふきあへずのみこと）を祭神とし、神託あって「此の地日向国坂山の景色に似たり。因ってここを日向浦と名づく云々」とあり、日向の漁村の訛りを共有し、出雲を経由してこの地に至ったともされ、祭祀にも長けた集団であったのかもしれない。  
  
亦、高志之都都乃三埼矣、國之餘有耶見者、國之餘有、詔而、童女胸鉏所取而、大魚之支太衝別而、波多須々支穂振別而、三身之綱打挂而、霜黒葛閒々耶々爾、河船之毛々曽々呂々爾、國々来々引来縫國者、三穂乃埼。持引綱夜見嶋。固堅立加志者、有伯耆國、火神岳、是也。  
亦、「高志（こし）の都都（つつ）の三埼（みさき）を、国の余り有りやと見れば、国の余り有り」と詔りたまひて、童女の胸鉏所取らして、大魚のきだ衝き別けて、はたすすき穂振り別けて、三身の綱打ち挂けて、霜黒葛くるやくるやに、河船のももそそろろに、国くに来こと引き来縫へる国は、、三穂の埼なり。持ち引ける綱は、夜見（よみ）の島なり。固堅め立つる加志は、伯耆（ははき）の国有る火神岳（ひのかみだけ）、是也。  
■「つつ」は、「蛇: 不死と再生の民俗、谷川健一著」によれば蛇といふ。「記」には、「高志の八俣の大蛇（をろち）」とあり、高志と蛇はなんらかの関係があるやうだ。「つつ」は、また、筒、筒之男命、であり海神、あるいは、星、津との関連で航海とも結びつけられる。また、出雲や石見の龍蛇信仰、三輪の大物主神が蛇ともされ、海（川、沼、水）と蛇（龍）と神と潜水漁法や航海術、海人族が浮かび上がってくる。■「ほ」は先がとがっていたり、高く抜きんでて目立つこと。■夜は「よ（甲類）」でも「や」、でもあり、夜見を「よみ」と薫じているが、黄泉之平坂は東出雲町揖屋とされ黄泉（よみ）とは別であり、「やみ」と思はれ、「闇」でなく夜見となっている。夜見島とは、ここでは火神岳を杭とする綱とされるが、夜に見ることのできる島、火神岳は大山であり、航海をしてきたものが夜でも、大山が遠く目印となり、「みほ」の岬、夜見島の位置をみながら、島の北あるいは南から中海、あるいは、外海沿岸の上陸地に向かったのではあるまいか。九州、半島、越を視野に入れた航海の実務に長けた族が想定できやうか。  
  
今者、國者引訖、詔而、意宇社爾、御杖衝立而、意恵、登詔。故云意宇。〔所謂意宇社者、郡家東北辺田中在壟（塾）、是也。周八歩許、其上有一（木）茂〕  
「今は、国は引き訖（を）へつ」と詔（の）りたまひて、意宇（おう）の社（もり）に、御杖（みつゑ）衝（つ）き立てて、「おゑ」と詔りたまひき。故（かれ）、意宇と云ふ。〔所謂意宇の社は、郡家の東北の辺（ほとり）、田中にある壟（をか）、是也。周（めぐ）り八歩（あし）許（ばかり）、其の上に一つの木有りて茂（しげ）れり〕

■国引き部分は、出雲郡、楯縫郡、秋鹿郡、嶋根郡に相当する。八束水臣津野命がこれらを引き終へて、田中の小高い社、一周八歩の盛り土に立つ木のあるところで、「おゑ」と発声されたので、その郡を「おう」とした。社を「もり」と訓じたのか「もり」に社を用ゐたのか？中国では、「もり」なら木偏の杜で、また、ご神木、礻偏の社は土地の神を意味する。いずれにせよ、土地の神に敬意を表されたことにならうか。■八束水臣津野命が一人で国引きをしたのであれば、各国の神話における巨人族のごとき伝承となる。我が国では、巨人としては描かれていないけれど。以下に各郷名の由来を記している。  
  
**母理郷**　郡家東南卅九里一百九十歩。所造天下大神、大穴持命、越八口平賜而、還坐時、来坐長江山而詔、我造坐而命國者、皇御孫命、平世所知依奉。但、八雲立出雲國者、我静坐國。青垣山廻賜而、玉珍置賜而守。詔。故云文理。〔神亀三年、改字母理〕。  
母理（もり）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の東南三十九里（さと）一百九十歩（あし）。天（あめ）の下所造（つく）らしし大神（おほかみ）、大穴持命（おほなもちのみこと）、越（こし）の八口（やくち）平げ賜（たま）ひて還（かへ）り坐（ま）す時に、長江山（ながえやま）に来坐（きま）して詔（の）りたまひしく、「我（あ）が造り坐して命（し）らす国は、皇御孫（すめみま）の命（みこと）、平（たひら）けく世（みよ）所知（し）らせと依（よ）せ奉（まつ）る。但（ただ）、八雲立つ出雲の国は、我（あ）が静（しづ）まり坐す国と、青垣山（あをかきやま）廻（めぐ）らし賜ひて、玉珍（たま）置き賜ひて守（も）りたまふ」と詔りたまひき。故（かれ）、文理（もり）と云ふ。〔神亀（じんき）三年、字（じ）を母理と改む〕。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 「璧 良渚文化」の画像検索結果 | 良渚文化玉璧（へき、[HP](https://www.npm.gov.tw/exh99/chinese_jades/jp_img_09.html)） 故宮博物院 大円は日神、小円は月神 大円は天、小円を通じて魂を天に送り還す。 又、富の象徴でもあった。 | ■所造天下の意味はここでは定かでない。■「なもち」の解釈については、日本語千夜一夜（[第76話　大国主とは誰か](http://ocra.sakura.ne.jp/076.html)、小林昭美氏）によれば、「な」は高句麗語で「土地」あるいは「国」のことで、「おほなもち」は大きな土地（くに）、国を持つ義となる。■越　高志、古志でなく越を用ゐている。越とは呉越の越を連想せしめる。「富山県朝日町の境 A 遺跡から出土した縄文時代の翡翠大珠の未製品に長江下流域の良渚文化の管錐技法が用いられ、両地域の玉文化がつながっていたことが実証された（玉で結ぶ日本列島と長江下流域広島大学　李国棟、[広島大学大学院文学研究科論集　第66巻](http://home.hiroshima-u.ac.jp/bungaku/ronshu66/ri.pdf)）」とあ |
| 「琮  良渚文化」の画像検索結果 | 良渚文化玉琮（そう、[HP](http://kohkosai.com/chinaphoto/cyoukou%20ryuiki/ryousyo/page/001.htm)） 良渚文化博物館 天は円（神界）、地は方（人間界）、所持者は天地交信者（巫師：支配者） |

り、良渚文化の伝統をもつ越からの渡来があった地とされる。「山海経・北次三経」の山の神の祭祀を描写する段落には、「其の十四神の状は皆彘（てい；豚）身にして玉を載く。其の之を祠るには皆玉もて瘞（うづ；埋）めず〔用ふる所の玉を薶（うづ；埋）めざるなり〕。其の十神の状は皆彘身にして八足、蛇尾あり。其の之を祠るには皆一璧を用ひて之を瘞（うづ）む」という記述も見られる（前掲書）とあり、玉を山の神を祭るに必須のものとしていた。八足、蛇尾は八俣大蛇を連想せしめやう。■八口　新潟県岩船郡関川村八ツ口付近、同地は砂鉄の産地、と注される。かつて、倭人は弁辰の鉄を米で買っていた。弁辰の製鉄の技術は江南からの渡来人によるとされる。また、呉の干将と越の欧冶子は天下の宝剣（両刃の鉄剣）の制作者（[古代中国十大神剣](http://prometheusblog.net/2017/02/13/post-2573/)）であり、この地も江南からの渡来があり、八口の鉄による剣を製作する技術が伝はっていたのかもしれない。八口については、八国、八港、八河口など諸説があって定まらない。「出雲国風土記『越の八口』攷（[HP](http://www.ne.jp/asahi/t-sutani/homepage/KY141120.htm)、酢谷琢磨氏）」は、口を港とみて八港と考察したが無理があり、口に「衣服のわきあげ」の意味があり、その形から福井県の立石岬から越前岬の海岸線、気比大神宮の地とされた。「古代史の復元―越国国譲り（[HP](http://www.geocities.jp/mb1527/N3-09-5higasinihon.html)）」によれば、福井県敦賀市から新潟県上越市までとし、大穴持命は、越後国居多ヶ浜に上陸し、居多ケ浜の近くの身能輪山に宮殿を置き、ここを拠点として、越後の開拓や農耕技術砂鉄の精錬技術などを伝へたとされる。収録されている伝承では、悪神、毒蛇、毒虫を退治した、地元の姫を娶った等々であり人々の生活を安んじたもので、戦の伝承はない。■「平」は民生の安定ととれる。魏志倭人伝の倭国大乱の記述で、軍事抗争が連想されるが、出雲から越までの兵站距離を考慮すれば、軍事展開には無理がある。ただ、「皇御孫命平世」の「平」は軍事的平定も意味している。長野正孝氏（古代史の謎は「海路」で解ける；[HP](http://pdffile.cocolog-nifty.com/blog/files/31.pdf)）によれば、北九州から富山の日本海側では、10～30ｋｍの間隔で、入り江や河口があり、集落（くに）があり、その間を手漕ぎ船で航行が可能であり、浜に船を上げ、宿や食料や水、必要なサービスを提供するシステムがあり、市の機能もあったとみておられる。出雲の鉄と越の翡翠との交易が成立し、この海路の航権を確立したことを「平」とされた。製鉄や製玉の技術は出雲、越双方にあった上での交易であらう、出雲の治水と稲作と養蚕の技術の伝播が民生安定の土台と思はれる。いはば、要衝には植民活動を行ひ、集落を築き、稲作、養蚕を広め、青銅、鉄や玉を交易し、自衛力をも有すネットワークを形成していったのではあるまいか。■「もり、母理、文理」の起源は「守（も）り」であり、鏡や太刀ではなく、「たま」を置いて出雲を守るとされたことによる。自分が治めていた他国の統治は、皇御孫命が統治されることになるが、出雲は自らが守るといふスタンスであり、『記』（古事記）の「八十垌手（やそくまで；遠く曲りくねった処を経た国；出雲国多芸志の小浜の天の御舎【出雲大社】）に隠れて侍ふ」や、『紀』（日本書紀）の「百たらぬ八十隈に隠れ去らむ」、一書の「吾治（をさ）む所の顕露（あらは；現実）の事は、皇孫治むにかなふ。吾まさに退（さ）り幽事を治めむ」、古語拾遺の「我隠去（かく）る」とは異なる。「かくる」とは幽冥界にこもる義とされる。ここでもう一つの問題は、この言葉を述べた主体である。この文章はあいまいであり、所造天下大神、大穴持命が同一とも解釈でき、また、大穴持命が越を平定して帰国した時に、所造天下大神が述べたとも解釈できる。拝志郷条では、所造天下大神が越の平定に出る前に立ち寄ったとしており、母理と拝志では伝承が異なっているやうでもあり、実に頭が混乱する。この両者を同一とみるのが伝統的解釈であるが、強いられているやうに思はれる。  
  
**屋代郷**　郡家正東卅九里一百廿歩。天乃夫比命御伴天降来、社印支等之遠神、天津子命詔、吾静将坐志社、詔。故云社。〔神亀三年、改字屋代〕。  
屋代（やしろ）の郷　郡家（こほりのみやけ）正東三十九里（さと）一百二十歩（あし）。天乃夫比命（あめのふひのみこと）の御伴（みとも）に天降り来し、社印支等（やしろのいなきたち）が遠つ神、天津子命（あまつこのみこと）、詔（の）りたまひしく、「吾（あ）が静（しづ）まり坐（ま）さむと志（おも）ふ社（やしろ）」と詔りたまひき。故、社と云ふ。〔神亀三年、字を屋代に改む。〕  
■天乃夫比命は出雲の祖神、『記』の天菩比神（あめのほひのかみ）、『紀』の天穂日命（あめのほひのみこと）に当ると注される。「記紀」がこの神を取り込んだのであらう。■付き従って天降りした天津子命が自分の社を設けた地を「やしろ」とし、屋代の由来とする。屋代稲置（社印支）の遠神とする。天の子の子孫が稲置となったことからすれば、「ふひ」は天の「ふ（府）」の「ひ（霊）」、役所を担当していたのかもしれない。「やしろ」は社、「もり」は杜でもある。  
  
**楯縫郷**　郡家東北卅二里一百八十歩。布都怒志命之天石楯、縫直給之。故云楯縫。  
楯縫（たてぬひ）の郷　郡家東北三十二里一百八十歩。布都怒志命（ふつぬしのみこと）の天（あめ）の石楯（いはたて）縫（ぬ）ひ直（なお）し給（たま）ひき。故、楯縫と云ふ。  
■布都怒志命　『紀』に経津主（ふつぬし）神がみえるが、別神と注される。経津主神は下総国香取神宮の祭神である。『記』には経津主神はみえず、建御雷之男神（たけみかづちのをのかみ）がその役割を果たしており、別名が建布都神（たけふつのかみ）で雷神と刀剣神とを兼ねる。  
  
**安来郷**　郡家東北廿七里一百八十歩。神須佐乃袁命、天壁立廻坐之。爾時、来坐此處而詔、吾御心者、安平成、詔。故云安来也。即、北海有比賣埼。飛鳥浄御原宮御宇天皇御世、甲戌年七月一十三日、語臣猪麻呂之女子、逍遥件埼、邂逅遇和爾、所賊不皈。爾時、父猪麻呂、所賊女子、斂置濱上、大発苦憤、號天踊地、行吟居嘆、昼夜辛苦、無避斂所。作是之間、経歴数日。然後、興慷慨志、磨箭鋭鋒、撰便處居。即擡訴云、天神千五百萬、地祇千五百萬、幷当國静坐三百九十九社、及海若等、大神之和魂者静而、荒魂者皆悉依給猪麻呂之所乞。良有神霊坐者、吾所傷助給。以此知神霊之所神者。爾時、有須臾而、和爾百餘、静圍繞一和爾、徐率依来、従於居下、不進不退、猶圍繞耳。爾時、挙鉾而刃中央一和爾、殺捕已訖。然後、百餘和爾解散。殺割者、女子之一脛屠出。仍和爾者、殺割而挂串、立路之垂也。〔安来郷人、語臣與之父也、自璽時以来、至于今日経六十歳〕。  
安来（やすき）の郷　郡家の東北二十七里一百八十歩。神須佐乃袁命（かむすさのをのみこと）、天（あめ）の壁立（かきたち）廻（めぐ）り坐（ま）しき。尓（そ）の時、此処（ここ）に来坐（きま）して詔（の）りたまひしく、「吾（あ）が御心（みこころ）は安平（やす）けく成（な）りぬ」と詔りたまひき。故（かれ）、安来（やすき）と云ふ。即ち、北の海に比売埼（ひめさき）有り。飛鳥の浄御原（きよみはら）の宮に御宇（あめのしたしらしめ）しし、天皇（すめらみこと）の御世（みよ）、甲戌（きのえいぬ）の年七月十三日に、語臣（かたりのおみ）猪麻呂（ゐまろ）の女子（むすめ）、件（くだり）の埼に逍遥（あそ）びて、邂逅（たまさか）に和尓（わに）に遇（あ）ひ、所賊（そこな）はえて皈（かへ）らざりき。尓の時、父猪麻呂、所賊はえし女子を浜の上に斂（をさ）め置（お）きて、大（いた）く苦憤（いきどほり）を発（おこ）し、天（あめ）に号（おら）び地（つち）に踊（おど）り、行きて吟（さまよ）ひ居（ゐ）て嘆き。昼夜（ひるよる）辛苦（たしな）みて、斂めし所を避ること無し。是作（かくす）る間（ほど）に、数日（ひかず）を経歴（へ）たり。然（しか）して後（のち）、慷慨（いきどほり）の志（こころ）を興し、箭（や）を磨（と）ぎ鋒（ほこ）を鋭（と）くし、便（たより）の処（ところ）を撰（えら）びて居（ゐ）て、即ち擡（をろが）み訴（うるた）へ云（い）ひしく、「天神（あまつかみ）千五百万（ちいほよろづ）、地祇（くにつかみ）千五百万、幷（なら）びに当国（このくに）に静り坐す三百九十九社（やしろ）、及（また）、海若等（わたつみたち）、大神（おほかみ）の和魂（にきみたま）は静まりて、荒魂（あらみたま）は皆悉（ことごと）に猪麻呂が乞（こひの）む所に依（よ）り給（たま）へ。良（まこと）に神霊（みたま）坐すこと有らば、吾が傷（そこな）ふ所となし給へ。此（ここ）を以ちて神霊の神（かみ）所（た）るを知らむ」。尓の時、須臾（しまし）有りて、和尓百余（ももあま）り、静かに一つの和尓を囲繞（かく）みて、徐（おもふる）に率依（ゐよ）り来て、居（を）る下（もと）に従（よ）りて、進まず退かず、猶（なほ）し囲繞めるのみ。尓の時、鉾を挙げて中央（まなか）なる一つの和尓を刃（さ）して、殺し捕ること已に訖（を）へぬ。然して後、百余りの和尓解散（あら）けき。殺割（さ）けば、女子の一つの脛屠（はぎはふ）り出（い）でき。仍（よ）りて和尓（わに）をば、殺割きて串に挂（か）け、路（みち）の垂（ほとり）に立てき。〔安来の郷の人、語臣与（あたふ）が父也。尓の時より以来（このかた）、今日（いま）に至るまで六十歳（むそとせ）を経（へ）たり〕。  
■天の壁立　天に届く壁とは青空とされるが、空が壁とは何か？『記』では須佐之男命が「肥の河上の鳥髮」、『紀』では素戔鳴尊が「簸の川上」に降りたとするが、風土記では、壁立を巡りとある。空と交わる水平線を巡り門江浜に入り、やっと安堵されたのであらうか、「やすき」の由来とある。つまり出雲に落ち着こうとされたのであらう。『紀』の一書（[「紀」巻1](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki3.htm#%E6%89%80%E8%A1%8C%EF%BC%88%E3%81%97%E3%82%8F%E3%81%96%EF%BC%89%E7%84%A1%E7%8A%B6)）では、素戔嗚尊は、最初、新羅に降り、船で出雲に渡り、杉や檜などの所謂有用材をもたらし、その子達に植林活動をさせたとしている。「素戔嗚尊、其の子五十猛（いたける）神を帥（ひき）ゐて、新羅（しらき）国に降到（あまくだ）りまして、曾尸茂梨（そしもり）の処に居（ま）します。乃ち興言（ことあげ）して曰はく、『此の地は吾居（を）らまく欲（ほり）せじ』とのたまひて、遂に埴土（はに）を以て舟を作りて、乗りて東に渡りて、出雲国の簸（ひ）の川上に所在（ゐ）る、鳥上の峯に到る。」、「初め五十猛神、天降ります時に、多（さは）に樹種（こだね）を将（も）ちて下る。然れども韓（から）地に殖（う）ゑずして、尽（ことごと）く持ち帰る。遂に筑紫より始めて、凡て大八洲（おほやしま）国の内に、播殖（まきおほ）して青山を成さずといふことなし。」とあり、また、一書（[「紀」巻1](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki3.htm#%E9%9F%93%E9%83%B7%EF%BC%88%E3%81%8B%E3%82%89%E3%81%8F%E3%81%AB%EF%BC%89%E4%B9%8B%E5%B6%8B)）には、素戔嗚尊が「鬚髯（ひげ）を抜きて散（あか）つ。即ち杉に成る。又、胸の毛を抜き散つ。是（これ）檜（ひのき）に成る。尻（かくれ）の毛は、是柀（まき）に成る。眉の毛は是櫲樟（くす）に成る。已（すで）にして其の用ゐるべきものを定む。乃ち称（ことあげ）して曰はく、『杉及び櫲樟、此の両の樹は、以て浮宝（うくたから）とすべし。檜は瑞宮（みつみや）を為（つく）る材にすべし。柀は以て顕見蒼生（うつしきあをひとくさ）の奧津棄戸（おきつすたへ）に将（も）ち臥（ふ）さむ具（そなへ）にすべし。夫の噉（くら）ふべき八十木種（やそこだね）、皆能く播（ほどこ）し生（う）う』とのたまふ。時に、素戔嗚尊の子を、号（なづ）けて五十猛命と曰す。妹（いろも）大屋津姬（おほやつひめ）命。次に柧津姬（つまつひめ）命。凡て此の三神、亦能く木種を分布（まきほどこ）す。即ち紀伊国に渡し奉る。」とある。■語臣　伝承を口伝する語部の臣、語部君、語部首などが居たと注される。風土記の成る六十年前、天渟中原瀛真人天皇（天武天皇）の甲戌年（674年）7月13日に起った事件を述べている。猪麻呂の子が与、この記述は与によるものとされる。■和尓　ワニザメ、サメのこと。■所賊不皈　殺され生き返らないこと。■斂置　埋葬すること。■踊地　礼記、檀弓下に「辟（女が胸を叩くこと）踴（男が足踏みすること）、哀の至なり」とある。■行吟　屈原、楚辞、「漁父」に、「屈原既放、遊於江潭、行吟澤畔、顏色憔悴」とあり、この行吟では顏色が憔悴していること。行と居、吟（呻くこと）と嘆が対になっている。■便處　祈祷をするによい処。■擡（もた）げる。心中に押さえていたことが、湧き上がること。■神の魂には、荒魂・和魂・幸（豊）魂・奇（櫛）魂があるとされ、猪麻呂は、あらゆる神に呼びかけ、もし神たるなら、和魂ではなく荒魂を起こして、自分の願いを叶へ、私に和尓を殺せしめよ、ならば神と知るといふウケヒ（誓ひ／祈ひ）の形とされる。神を脅迫するウケヒ（「語臣猪麻呂（出雲国風土記）の言葉と表記；吉野　政治、同志社大学国文学会（[HP](http://doshishakokubun.koj.jp/koj_pdfs/04225.pdf)）」）とあり、結果としてそのウケヒは果たされ、天神地祇諸神の力、偉大なるかなとならうが、日本（やまと）朝廷の天神地祇を脅迫するとは、出雲の語臣としては大胆なありやうである。しかも、語臣与は漢籍によく通じており、格調ある文体を父に捧げた。しかし、はるか昔に神須佐乃袁命が安堵された地で、後世のこの殺戮の話題が何故記述されねばならないのか？  
  
**山國郷**　郡家東南卅二里二百卅歩。布都怒志命之、國廻坐時、来坐此處而詔、是土者、不止欲見、詔。故云山國也。即有正倉。  
山国（やまくに）の郷。郡家の東南三十二里二百三十歩。布都怒志命の、国廻り坐しし時に、此処に来坐して詔りたまひしく、「是の土（くに）は、止（や）まず見まく欲（ほ）し」と詔りたまひき。故、山国と云ふ。即ち正倉（みやけ）有り。  
■くに（は）、やま（ず）を引っ繰り返して「やまくに（山国）」の由来。■正倉　大宝律令の頃には、「評」に代わって「郡」が置かれ、郡司が政務を行ふ場所が郡家（郡衙、郡府）とされ、①郡庁（『院』と称される複数の建物と庭で構成。公文屋で文書を管理）、②正倉（租税や出挙の穀物を収納し兵庫もある）、③館（公的な使臣の宿泊、接待、関係者の食事や宴会を賄う宿屋・向屋・副屋・厨家・厩・竃屋）、④厨（酒屋・竃屋・納屋・備屋）及び外部と遮断する垣、門からなり、近辺に祭祀を行ふ社があり「祝」の役割を果すこともあったやうである。ただこれらの施設が分散しているケースもあるとされている（古代出雲国と「郡的世界」の実像、[HP](http://id.nii.ac.jp/1060/00010642)）。その義の「正倉」とされる。しかし、即有正倉の即（すなはち）は、前文を受けて、だから、正倉が有るとなり、読者は、布都怒志命との関連と想定しやうが、この記述では関連性は不明である。大国主命や少彦名命が稲種を有し、稲作を広めて天下を平定したのであれば、正倉と云わずしても、はるか以前からその倉庫も備へられてきていやう。すっきりしない書きやうである。

**飯梨郷**　郡家東南卅二里。大國魂命、天降坐時、当此處而、御膳食給。故云飯成。〔神亀三年、改字飯梨〕。  
飯梨（いひなし）の郷　郡家の東南三十二里。大国魂命（おほくにたまのみこと）、天降坐しし時に、此処に当りて御膳（みいひ）食（な）し給ひき。故、飯成（いひなし）と云ふ。〔神亀三年、字を飯梨と改む〕。  
■大国魂命　『記』では大年（おほとし）神「大国主神と神大市比売（かむおほいちひめ）との子」と伊怒比売（いのひめ）「神活須毘神（かむいくすびのかみ）の女（むすめ）」との子が大国御魂神（おほくにみたまのかみ）となる。『紀』では、一書で大国主神の別名ともあるが、倭大国魂神のごとく国々に大国魂神が祭祀され、その地（くに）の神（地霊）とされる。したがって、天神ではなく地祇（くにつかみ）である。ここでの大国魂命は天降りしており、元来は出雲の天神であり、「記紀」はこれを地祇とした。■ここで「いひ」を「なし」たのが、由来とするなら食糧が豊であったのだらう、穀倉があってしかるべきかと思はれる。律令制以降とそれ以前、あるいは神話時代の記述が渾然としており、その区別が判然としなく、頭が混乱する。  
  
**舎人郷**　郡家正東廿六里。志貴嶋宮御宇天皇御世、倉舎人君等之祖、日置臣志毗、大舎人供奉之。即是志毗之所居。故云舎人。即有正倉。  
舎人（とね）の郷　郡家の正東二十六里。志貴島（しきしま）の宮に御宇（あめのしたしらしめ）しし天皇の御世、倉舎人君等（くらのとねりきみたち）が祖（おや）、日置臣志毗（ひおきのおみしび）、大舎人（おほとねり）供（つか）へ奉（まつ）りき。即ち是は志毗が居（す）める所なり。故、舎人（とね）と云ふ。即ち正倉有り。  
■志貴嶋宮御宇天皇　天国排開広庭天皇（欽明天皇）のこと。■倉舎人君　欽明天皇の時、日置氏は葛城において蘇我氏と倉（正倉）の管理に当っていたとされ、日置臣志毗は、意宇郡の四つの倉を統括していたことにならうか。大舎人として中央に出仕し、「欽明天皇の皇子、倉皇子に仕へた。その御名によるのが倉舎人部、倉舎人君はその伴造（姓氏家系大辞典巻2）」といふ。「とね」がこの郷の名となった。  
神戸郡日置郷条に、欽明天皇の時に日置の伴部が派遣され逗留して政務を為したともある。また、日置氏は出雲郡の大領、飯石郡、大原郡の主政にも就いている。渡来人の中には戸籍や計帳に慣れた者があり、屯倉の管理に用ゐられたのであらう。668年に高句麗は唐と新羅の連合軍に滅ぼされており、官人クラスの渡来が想定され、中央で要職に就く者もあったらう。その10年程前、斉明天皇二年（656年）に高麗から大使達沙、副使伊利之等81人が調を進（たてまつる）に派遣された（[「紀」巻26](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki48.htm#%E4%BA%8C%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E5%85%AB%E6%9C%88)）とあり、我が国の支援を要請したのであらう。新撰姓氏録によれば、日置氏は「諸蕃」に多く「高麗国人伊利須使主の後なり」とあり、高句麗系渡来人の祖であるとされ、伊利之が伊利須使主ならば彼は帰国せず残留したことにならうか。「皇別」に日置朝臣、「応神天皇の皇子大山守王の後なり」とみえ、日置部の伴造である幣岐君が応神天皇の子大山守命の後裔ともある。これによれば、所謂神功皇后の新羅遠征の時に、新羅から製鉄集団を連れ帰ったごとく、製鉄技術を有する高句麗系渡来人も想定され、その子孫が天武朝以降に朝臣に就任したとも想定できやう。和泉未定雜姓に、「日置部。天櫛玉命男天櫛耳命之後者」とあり、天櫛玉命その子の天櫛耳命は出雲の命（みこと）であり、出雲の日置氏が、和泉に進出したやうである。  
崇神天皇の時（[「紀」巻5](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki13.htm#%E4%B8%83%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)七年八月条）、物部氏は神班物者とされ茅渟県での須恵器生産、流通を一手に担うこととなり、日置氏が高温の釜の火の管理に長けており、重用されたと考へられやう。垂仁朝（[「紀」巻6](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm#%E5%8D%85%E4%B8%83%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）で太刀一千口を製作する十箇の品部の一つに日置部があり、その技術により、武器を鍛造し管理する物部氏で重要な役割を占めたともされる。しかし、製鉄に関しては、朝鮮から新たな製鉄技術が導入されてから後は、日置氏は宮廷内の燈燭管理といふ殿部的職掌になったやうである。租税関係の「へき」と日・火に関する「ひおき」の別がある。  
日置は、「記」では幣伎（へき）、和名抄では比於木（ひおき）とあり、「へ」は瓮、戸、竃、もと神聖な共餐を意味する、「ひ」は火、日、霊（字統）とある。日置氏の祖については、「女子を以て相続した占いの家（柳田国男氏）」、「近い将来の天象・氣節交替についての**おき**をなす」・「天皇が日置暦というもの持ってゐられた（折口信夫氏）」、「オクとは神霊を招き禱ぎ、神意を知り、諸事の**おきて**を定めること（森田康之助氏）」とする説から、天文・暦象・吉凶を卜する宗教的職業部とみておられる（日置氏の研究、前川明久氏、法政史学）。出雲の日置氏を「火にまつわる宗教的な職業部」、「出雲国造の火継神事による淨火の維持と民衆の用に便じることに関連がありとされ、農業の発達による太陽崇拝とともに、日忌み・日択の思想が起こり、火と日が同根であり、火置が日置となったとみる中山太郎氏（日置部異考）の説（前掲書）」が紹介されている。後の皇室の日継ぎの儀式からすれば、政権が出雲の熊野の火継ぎ神事に関心を示し、取り込んだやうにみえる。  
また、欽明朝では、物部氏と蘇我氏の相克があり、敏達十二年（583年）頃に宇佐における物部氏の影響力拡大を懸念した蘇我氏が、三輪系の大神比義を宇佐に送り込んだとされる説もあり、蘇我氏・物部氏の両氏とも関連をもつ日置氏等の立場も微妙なものがあったことであらう。  
日置氏の役割も時代により変化しており、ここでは、中央に任命され、あるいは派遣される出雲の日置氏である。  
  
**大草郷**　郡家南西二里一百廿歩。須佐乃乎命御子、青幡佐久佐丁壮命坐。故云大草。  
大草（おほくさ）の郷　郡家の南西二里一百二十歩。須佐乃乎命（すさのをのみこと）の御子（みこ）、青幡佐久佐丁壮命（あをはたさくさひこのみこと）坐（いま）す。故、大草と云ふ。  
■青幡佐久佐丁壮命は、大原郡高麻条にも麻を蒔いたことがみえ植物に関わり深い神と注される。「ひこ」を丁壮としており、丁壮は兵役年齢に達した男子の若者。「あをはた」は、青い旗がなびくような、青々と繁る木の葉。「さくさ」は大草からすれば、「さ-くさ」とならうが、何故大草となるのかが分からない。■「古語拾遺」によれば、天日鷲命（阿波の忌部の遠祖）の孫が麻布を作り、出雲の太玉命の孫の天富命が、天日鷲命の孫を連れ、阿波で穀（かじ）・麻（を）の種を植ゑしめ、木綿（ゆふ）・麻布（あらたへ）を貢ったとあり、後に、天日鷲命がその集団の一部を東国に移し、麻・穀を育成せしめた地を総国（ふさのくに）としている。その麻の大本は、須佐乃乎命とその子青幡佐久佐丁壮命の麻とならうか。  
  
**山代郷**　郡家西北三里一百廿歩。所造天下大神、大穴持命御子、山代日子命坐。故云山代也。即有正倉。  
山代（やましろ）の郷　郡家の西北三里一百二十歩。天（あめ）の下（した）所造（つく）らしし大神（おほかみ）、大穴持命の御子、山代日子命（やましろひこのみこと）、坐（いま）す。故、山代と云ふ。即ち正倉有り。  
■山代日子命は他に見えない神と注される。「しろ」を「代」としており、～に代るもの、山のような彦（男児）。所造天下大神の御子であらう。  
  
**拝志郷**　郡家正西廿里二百一十歩。所造天下大神命、将平越八口為而幸時、此處樹林茂盛。爾時詔、吾御心之波夜志、詔。故云林。〔神亀三年、改字拝志〕。即有正倉。  
拝志（はやし）の郷　郡家の正西二十里二百一十歩。天の下所造（つく）らしし大神命、越の八口を平げむと為（し）て幸（いでま）しし時に、此処の樹林（はやし）茂盛（しげ）れり。尓の時詔りたまひしく、「吾が御心の波夜志（はやし）」と詔りたまひき。故、林と云ふ。〔神亀三年、字を拝志に改む〕。即ち正倉有り。  
■「はやし」とは、「生（は）やす」の名詞形。自然にまかせて繁茂したところ、「はやす」は囃すでもあり、心を引き立てるものがあった。母里郷条では、越の八口を平定したのは所造天下大神、大穴持命とあるが、ここでは何故か所造天下大神のみが記される。母里郷と拝志郷では見解が異なる。だう理解すべきか？  
  
**宍道郷**　郡家正西卅七里。所造天下大神命之追給猪像、南山有二。〔一長二丈七尺、高一丈、周五丈七尺、一長二丈五尺、高八尺、周四丈一尺。〕追猪犬像。〔長一丈、高四尺、周一丈九尺。〕其形為石、無異猪犬、至今猶在。故云宍道。  
宍道（ししぢ）の郷　郡家の正西三十七里。天の下所造らしし大神命の追ひ給（たま）ひし猪（しし）の像（かた）、南の山に二つ有り。〔一つは長さ二丈（つゑ）七尺（さか）、高さ一丈、周（めぐ）り五丈七尺、一つは長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一尺〕。猪を追ふ犬の像。〔長一丈、高四尺、周一丈九尺。〕其の形、石と為（な）りて、猪（しし）犬に異なること無し。今に至るまで猶在り。故（かれ）、宍道と云ふ。  
■「しし」は猪、鹿、あるいはその肉（宍）をいふ。南山にある巨石を猪と犬とみた。「ぢ」は道。肉食としては猪が主であったとされる。この地は猟場であったのだらう。■石のサイズについては、「尺長は 26.7cmとなり、古韓尺と完全に一致している（『出雲風土記』における尺度問題、『出雲風土記』の里程と宍道郷三石記事に現れた「古韓尺」　新井 宏氏「[HP](http://arai-hist.jp/thesis/archeaology/others/izumo.pdf)」）」そうである。天平尺の１尺＝29.7cmでは10％程度大きく誤差がでる。  
  
**餘戸里**　郡家正東六里二百六十歩。〔依神亀四年編戸、立一里、故云餘戸、他郡亦如之〕。  
余戸（あまりべ）の里　郡家の正東六里二百六十歩。〔神亀四年の編戸（へむこ）に依り、一里（ひとさと）を立つ、故、余戸と云ふ、他郡（あたしこほり）も亦之（かく）の如し〕。  
■余戸　公地公民制における戸籍は、天智天皇御代の庚午年籍（こうごねんじゃく）が基本であり、以降帰属を示す戸籍と租税の基礎となる計帳が六年毎に更新さるべきとなった。郡里制で一里50戸であるが、これは、旧豪族の管理下にある民と租税を中央政府の国司、郡司の管理下に再編するもので、旧豪族の勢力維持や、人口変動、民の没落、逃散等があり、実施には紆余曲折が起った。この戸籍は班田を受ける者が対象であり、班田を受けない者は対象外となった。その郡里制を郡郷制に再編したのは、再度中央政府の管轄を強化するものであったらう。和名抄によれば、「班田（はんでん）に入らざる之を余戸（あまりべ）といふ」とあり、農耕していない戸となる。偏戸とは、さういふ戸を里に再編する意味がある。「余戸里は50戸に余る、又は満たない戸」とあったが、この余戸里は意宇郡家に隣接しており、班田を持たない職業の戸の里とみられやう。  
  
**野城驛**　郡家正東廿里八十歩。依野城大神坐、故云野城。  
野城（のき）の駅（うまや）　郡家（こほりのみやけ）の正東二十里（さと）八十歩（あし）。野城大神（のきのおほかみ）の坐（いま）すに依りて、故（かれ）、野城と云ふ。  
■駅は官道にあり、国司、郡司の管轄下にある、そこに野城大神が座す地であったといふ由来を用ふは、違和感がある。大神の座す地はその地の中心地で、官道や駅とは無縁であり、後に大社が置かれるべき地である。野城大神はここにみられるのみの大神といふ。神は崇敬者あってのこと、この神を祭祀する集団が何らかの原因で力を失ひ、ここに命名したのは、その名を残す方便のごとくに映る。神話においては、被征服民の神は悪神、暴神や冥界の神等に組み込まれがちである。出雲は国譲りが行はれた地であり、固有の神は残された。野城大神は能義神社にその痕跡が残されているが、記紀の天穗日命が祭神となっている。この集団は大穴持命を祭祀する集団に、この地を追はれたとする説（出雲王国の正体: 日本最古の神政国家 著者: 武光誠「[HP](https://books.google.co.jp/books?id=_V9GDh7VBpQC&pg=PA41&lpg=PA41&dq=%E9%87%8E%E5%9F%8E%E5%A4%A7%E7%A5%9E&source=bl&ots=dD9n5NWTen&sig=rOHL3QGYfMWCNQ4UTD4MI7GCKpw&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwjbu62-iLfTAhVKTbwKHeXWCUI4ChDoAQhJMAo#v=onepage&q=%E9%87%8E%E5%9F%8E%E5%A4%A7%E7%A5%9E&f=false)」）があり、さうであれば、すでに祭祀者が代っており、天穗日命を受け容れるに抵抗が少なかったのかもしれない、しかし、確たることは分からない。「の」は広々とした原野、山麓などゆるい起伏の地のこと、「き」は木で樹木、城で外敵から守る木柵で囲はれた処、元来、広い野の集落を守護するような力のあった集団の神を連想させる。  
  
**黒田驛**　郡家同處。郡家西北二里、有黒田村。土體色黒。故云黒田。旧此處有是驛。即号曰黒田驛。今東属郡。今猶追旧黒田号耳。  
黒田（くろだ）の駅　郡家と同じき処（ところ）なり。郡家の西北二里に、黒田の村有り。土の体（さま）色黒し。故、黒田と云ふ。旧（もと）、此処に是の駅有り。即ち号（なづ）けて黒田の駅と曰（い）ふ。今は東のかたの郡に属（つ）く。今も猶（なほ）し、旧の黒田の号（な）を追ふのみ。  
  
**宍道驛**　郡家正西卅八里。〔説名、如郷〕。  
宍道の駅　郡家の正西三十八里。〔名を説くこと、郷の如し〕。  
  
**出雲神戸**　郡家南西二里廿歩。伊弉奈枳麻奈子坐熊野加武呂乃命、與五百津鉏々猶所取々而、所造天下大穴持命、二所大神等依奉。故云神戸。〔他郡等神戸且如之〕。  
出雲（いづも）の神戸（かむべ）　郡家の南西二里二十歩。伊弉奈枳（いざなき）の麻奈子（まなこ）に坐（ま）す熊野加武呂乃命（くまのかむろのみこと）と、五百（いほ）つ鉏々（すきすき）猶（なほ）所取（と）り取（と）らして天の下所造（つく）らしし大穴持命（おほなもちのみこと）と、二所（ふたところ）の大神等（おほかみたち）に依（よ）せ奉（まつ）る。故、神戸と云ふ。〔他郡等（あたしこほりども）の神戸も且（また）之の如し〕。  
■伊弉奈枳の麻奈子は、『先代旧事本紀 』の「神代本紀」に、「出雲国熊野に坐す建速素盞嗚尊」とあり、伝統的に、須佐乃袁命（須佐之男命；素戔嗚尊）と同一視されてきた。ならば、何故、「すさのを」としないのか？■「くま」は隅で山や川が入り組んでいること、奠で神に供するもの（供米）、熊は獣であるが神の化身として現れることがある、また美称で熊鷹などと云ふ。出雲国造神賀詞には、「伊射奈伎乃日真名子（いざなきのひまなご）加夫呂伎（かぶろぎ）熊野大神（くまののおほかみ）櫛御気野命（くしみけのみこと）」とあり、「みけ」は御食であり、元来は食物の神であったことになり、「くま」は奠の義ととれる。■「くし」は奇、櫛で、人智ではかりがたいこととされる。神に関する古語の研究（林兼明氏「[HP](https://books.google.co.jp/books?id=4lksasV7O-4C&pg=PA155&lpg=PA155&dq=%E9%BD%8A%E3%81%99%E5%AE%A4&source=bl&ots=mRB58xC38D&sig=njA5FWL2DKwWskxp2Qe0bqBaGtY&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwiDhNSRxbvTAhUjLsAKHWKACYwQ6AEIRDAH#v=onepage&q=%E9%BD%8A%E3%81%99%E5%AE%A4&f=false)」）によれば、「かみ」は「かひ/かび」から来ており、「か」は「かが；赫」、光り輝くこと、「ひ/び」は日（太陽）、火、霊のことで、「かひ」は光輝く霊のこと。「ひ/び」から「み」への転音は「たじひ→たじみ」、「さび→さみ」、「ひそか→みそか」、「なおび→なおみ」等々にみられ、「かひ、かび」が「かみ」に転音したものとされる。また、「くひ（杙）/ぐひ」は「く/ぐ日」、「く/ぐ霊」で「かひ」の分化したもの、「か/が→く/ぐ」への転音は「かがやま→かぐやま」、「かがつち→かぐつち」、「ひのかみ（日神）→ひのくま（日前）」、「かみしね（神稲）→くましね」等々にみられるとされる。また、「かみろぎ」は「かみろぐひ」、「神ろぐ霊」で、「かみろみ」は「かみろひ」、「神ろ霊」、「ろ」は語調を整へ、且つこれを確言する意の接尾語的語素で、神の中の神＝一切神の元神＝宇宙の元霊の義であり、この組み合はせは、「いざなぎ」、「いざなみ」、「あはなぎ」、「あはなみ」等々にみられる。更に、「くし、奇、櫛」の「く」も「かみ；神」の「か」の分化によるとしておられ、「くし」は「赫（かが）よふ」とする美称になる。■出雲族は、元来は、この神も祖神として祭祀した。伊弉奈枳には膨大な子がいるが、この神を「まなこ（愛しい子）」といふ。伊弉奈枳は天神であり、出雲国造は、熊野加武呂乃命を天神の子とした。■所造天下大穴持命　所造天下大神と大穴持命を一つにした名、合体のきわめつけであり、出雲神戸がその震源地と思はれる。■鉏々～取々　大穴持命は、鋤を取り、鋤を取り天下を造った。ここでは、熊野加武呂乃命は食物神で、大穴持命は田畑を造成した神のごとき印象を与へる。しかし、この作業は八束水臣津野命の国引きと一括であり、所造天下大神の所業とならう。■神戸　　この二神の社のための戸とした。■出雲大社由緒略記によれば、「古伝によれば、出雲国造の元祖天穂日命が、天照大神の御命によって大国主大神の祭主となったとき、熊野大神櫛御気野命から燧臼（ひきりうす）と燧杵（ひきりぎね）を授けられ、以来これより鑽り出した神火にて潔斎をなし、常に清浄な身をもって大神に仕えることになりました。したがって、天穂日命の後継者・国造となるには、この神火を継承することが最も重大な儀式で、“火継”あるいは“神火神水相続”と称し、神代以来現今に至るまで、国造の代替わりごとに、古伝のまま厳粛にお仕えされています」とある。概略すれば、熊野加武呂乃命を祖神とする意宇の族が、出雲全体に及ぶ大穴持命の祭祀権を掌握し、出雲を治めたが、国譲りにおいて、中央政権が天穂日命を大国主大神の祭主としたため、出雲国造の祖神を天穂日命とせざるを得なかった。また出雲国造家の中央政権への服従は、崇神朝における出雲の神宝事件で出雲振根が誅され、大国主大神の祭祀が一時停止せしめられた時とする説もある。しかし、出雲国造を継承するには、熊野大神櫛御気野命の定めた燧臼と燧杵、神火神水相続が必要であり、内々には、熊野加武呂乃命を祖神としている、といふやうなことにならうか（出雲の神社/熊野大社、戸原吉昭氏「[HP](http://www.y-tohara.com/izumo-kumano.html)」、出雲大社「[HP](http://y-tohara.com/izumo-izumo.html)」。原日本の精神風土　久保田展弘氏「[HP](https://books.google.co.jp/books?id=bVPvRxfF4AwC&pg=PA75&lpg=PA75&dq=%E7%86%8A%E9%87%8E%E5%A4%A7%E7%A4%BE%EF%BC%88%E5%87%BA%E9%9B%B2%EF%BC%89%E8%80%83&source=bl&ots=8RtPbXVUtO&sig=s_NhVHmIQsZSMCk9djqbkXnCbdg&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwiEueGNrbrTAhVIvrwKHZXQDoMQ6AEITDAI#v=onepage&q=%E7%86%8A%E9%87%8E%E5%A4%A7%E7%A4%BE%EF%BC%88%E5%87%BA%E9%9B%B2%EF%BC%89%E8%80%83&f=false)」）。ただ、“神火神水相続”からすれば、熊野加武呂乃命は火神と水神の祖神を想起せしむ。出雲としては、熊野加武呂乃命を残すために、須佐乃袁命（素戔嗚尊）と同一視する視点を許容したのかもしれない。  
　  
**賀茂神戸**　郡家東南卅四里。所造天下大神命之御子、阿遅須枳高日子命、坐葛城賀茂社。此神之神戸。故云鴨。〔神亀三年改字賀茂〕。即有正倉。  
賀茂（かも）の神戸　郡家の東南三十四里。天の下所造らしし大神命の御子、阿遅須枳高日子命（あぢすきたかひこのみこと）、葛城（かづらき）の賀茂（かも）の社（やしろ）に坐す。此の神の神戸なり。故、鴨（かも）と云ふ。〔神亀三年、字を賀茂と改む〕。即ち正倉（みやけ）有り。  
■阿遅須枳高日子命、賀茂（鴨）族発祥の地、倭（やまと）の葛城、高鴨神社の主祭神。鈴鹿宮司（[HP](http://inori.nara-kankou.or.jp/inori/special-interview/kowa20/)）によれば、「天体観測や薬学の知識が深く、製鉄技術、農耕技術、交通手段である馬術にも長けた」族であり、「鴨族が移住した先は、実り豊かな村となりました。お米も野菜もたくさん穫れて、病気になれば薬がある。移動手段の馬の扱いにも長けている。平和を愛し、高い技能を持った鴨族は、行く先々で人々に受け入れられ、各地に一族の社、鴨社を建てることができた」といふ。これは大国主命と少彦名神による全国平定を踏襲するものでもあった。賀茂族の大本は出雲にありとした。  
 **忌部神戸**　郡家正西廿一里二百六十歩。國造、神吉詞望、 参向朝廷時、御沐之忌玉作。故云忌部。即川邊出湯。出湯所在、兼海陸。仍、男女老少、或道路駱驛、或海中沿州、日集成市、繽紛燕楽。一濯則形容端正、再沐則万病悉除。自古至今、無不得験。故俗人曰神湯也。  
忌部（いみべ）の神戸　郡家の正西二十一里二百六十歩。国造（くにのみやつこ）、神吉詞（かむよごと）望（ほか）ひに、朝廷（みかど）に参向（まゐむか）ふ時に、御沐（ゆあみ）の忌玉（いみたま）作る。故（かれ）、忌部と云ふ。即ち川の辺（へ）に出湯（いでゆ）あり。出湯の在る所、海陸（うみくが）を兼（か）ぬ。仍（よ）りて、男も女も老いたるも少（わか）きも、或（ある）は道路（みち）に駱駅（つらな）り、或は海中（うみなか）を州（す）に沿ひて、日に集（つど）ひ市（いち）を成し、繽紛（さかり）に燕楽（うたげ）す。一たび濯（すす）けば則ち形容（かたち）端正（うるは）しく、再び沐（ゆあみ）すれば則ち万（よろず）の病（やまひ）悉（ことごと）く除（い）ゆ。古（いにしへ）より今に至るまで、験（しるし）を得ずといふこと無し。故、俗人（くにびと）神の湯と曰ふ。  
■忌部の遠祖は出雲の太玉命であるが、「国譲り」により、「記紀」に組み込まれ、「古語拾遺」では、高皇産零神の子としている。太玉命は、祭祀を執行する大本であり、率いる天日鷲命は阿波の忌部の祖、手置帆負命は讃岐の忌部の祖、彦狭知命は紀伊の忌部の祖、櫛明玉命は出雲の玉作の祖、天目一箇命は筑紫･伊勢の忌部の祖である。これらの命が祭祀に要する諸物を製作し、整へた。■出雲国造、公式には、初代を天穂日命とし、11代、阿多命の子、出雲振根（阿多命の別名説もある）は、神宝事件で崇神天皇の命により吉備津彦らに誅殺される。12代、氏祖命（鵜濡渟）が「先代旧事本紀」、国造本紀によれば宇迦都久怒とし、出雲国造の始めとなる。14代、来日田維穂命 は「記」垂仁天皇の条、出雲国造の祖として登場する岐比佐都美と同一人物とされる。16代、意宇足奴（意宇宿禰）は、「紀」、仁徳天皇即位前紀の条に淤宇宿禰の名で出雲臣之祖とある。大化の改新以降、中央政権から国司が派遣されるやうになると、郡司に任用される者もあるが、祭事や催事等地域のまとめ役、地方官とされた。出雲国造は、出雲大社、熊野大社の神主と意宇郡の大領を世襲する特殊な国造となった。国造（くにのみやつこ）は「国の宮造りを定め賜ふ（政治は国司、祭事は国造）」からくるが、元来は、久迩都古（くにつこ）、一国を開拓し人民を治める長を指すことばであったやうだ。■神吉詞「かむよごと」とあるが、元来は、吉詞は壽詞「ほぎこと」で、神賀詞「かむほぎこと」、漢文字が使はれるやうになり、中臣鎌子連（欽明天皇の御代）が壽詞を「よごと」とし、神賀吉詞「かむぼぎのよごと」となる。「出雲国造神賀詞」に当るもの。

|  |
| --- |
| 出雲国造神賀詞は、新任の出雲国造が天皇に対して奏上する寿詞。その地位を継承、保全すべく言上されるものであり、風土記以上に政権寄りの表現が用ゐられやう。出雲族の祖神は熊野大神櫛御気野命であり、これを維持するために、表向きには、熊野大神を素戔嗚尊とし、天穂日命を祖神として受け容れたやうに思はれる。 |
| 八十日（やそがひ）は在（あれ）ども、今日（けふ）の生（いく）日の足（たる）日に出雲國（いづものくにの）國造（くにのみやつこ）姓名（なにがし）、恐（かしこ）み恐みも申（まをし）賜（たまは）く、 掛（かけ）まくも畏（かしこ）き明御神（あきつみかみ）と大八嶋國（おほやしまくに）所知食（しろしめ）す天皇命（すめらみこと）の大御世（おほみよ）を手長（たなが）の大御世と斎（いはふ）と【若（もし）後斎時（のちのいはひのとき）は後字を加ふ】為（し）て、 出雲國の青垣山内（あをがきやまぬち）に下（した）つ石根（いはね）に宮柱（みやばしら）太敷（ふとしき）立（た）て、高天原（たかまのはら）に千木（ちぎ）高知（たかしり）坐（ま）す伊射那伎（いざなき）の日真名子（ひまなご）加夫呂伎（かぶろき）熊野大神（くまぬのおほかみ）櫛御気野命（くしみけぬのみこと）國作坐（くにつくりまし）し大穴持命（おほなもちのみこと）、二柱神（ふたはしらのかみ）を始めて、百八十六（ももやしむ）社（やしろに）坐（ます）皇神達（すめがみたち）を、某甲（それがし）弱肩（よわかた）に太襷（ふとだすき）取挂（とりかけ）て、伊都幣（いつぬさ）の緒結（をむすび）、天（あめ）の美賀秘冠（みかげとかがむ）りて、伊豆（いづ）の真屋（まや）に麤草（あらくさ）を伊豆の席（むしろ）と苅敷（かりし）きて、伊都閉黒益（いづへくろま）じ、天の𤭖和（みかわ）に斎（いみ）こもりて、志都宮（しつみや）に志静（しづ）め仕奉（つかへまつり）て、朝日（あさひ）の豊栄登（とよさかのぼり）に伊波比（いはひ）の返事（かへりごと）の神賀吉詞（かむぼぎのよごと）奏（まをし）賜（たまは）くと奏（まをす）。 ■八十日波在登毛　多くの日々とは、天地が分かれて以来、国譲りが為されるまでの長い時間の経過を想定していやう。色々な事があったが。■今日能生日能足日尓　新国造が“火継”を終へ、今後とも、神賀吉詞の精神を継承することを言上する。■明御神と天皇命と併記されており、明御神は天御中主神、高御産巣日神、神産巣日神から天照大神に至る天上天下におでましになった神々。天皇は大八島国を統治する皇孫の為政者となる。明御神と天皇命とにより統治される天上天下の御世を祝ふ。■高知は高敷と同じ。■日真名子とは、出雲国風土記では、「伊弉奈枳の麻奈子」、ここでは「ひ」を加へて、曽孫との印象を与へる。「まなこ」が須佐乃袁命（須佐之男命；素戔嗚尊）ならば、その子となる。風土記では、それぞれに固有の名が記されており、加夫呂伎にはあたらない。宮柱を立て、千木を敷いた曽孫と連想させるなら、天照大神の子、天菩比命（天穂日命）、その子、建比良鳥命（天夷鳥命）となる（伊射那伎の曽孫に当る）やうだ。しかし、これでは、建比良鳥命が熊野大神櫛御気野命となる。百八十六社の頂点の二神の一神、大穴持命に勝るとも劣らない加夫呂伎とするには無理がある。わざと、あいまいにしたのかもしれない。  高天（たかま）の神王（かぶろ）高御魂（たかみむすび）神魂（かみむすび）の皇御孫命（すめみまのみこと）に、天下（あめのした）大八嶋國（おほやしまくに）を事避奉（ことさりまつり）し時、出雲臣等（いづものおみら）が遠祖（とほつかむおや）、天穂比命（あめのほひのみこと）を國體見（くにがたみ）に遣（つかはしし）時に、天（あめ）の八重雲（やへくも）を押別（おしわけ）て天翔（あまかけり）國翔（くにかけり）て、天下を見廻（みくり）て返事申給（かへりことまをしたまは）く、豊葦原（とよあしはら）の水穂國（みつほのくに）は、昼は五月蝿如（さはへな）す水沸（みなわ）き夜は火瓮如（ほべのごと）光神（かかやくか）在（あり）。石根木立（いはねこたち）青水沫（あをみなわ）も事問（こととひ）て荒國（あらぶるくに）なり。  ■高天の高御魂・神魂を神王とし「かぶろ」と訓じている。神王の皇御孫命となれば、それ以降の御子孫の神々とならう。■大八島を事避し時とは、天穂比命（出雲臣の遠祖）に国体を視察するために派遣した時のこと。雲をかき分け空から眺め、国々を巡り、皇御孫命に報告をしたことは、地上では、昼には、蝿が飛び回り水がぶくぶく湧くような神々、夜には、飛び火のごとくはね光る神々がおり、石や根や木々も水や沫もぶつぶつ問いかける荒々しい状況であった。  然（しか）も鎮平（しづめむけ）て皇御孫命に安國（やすくに）と平（たいらけ）く所知坐（しろしまさ）しめむと申（まを）して、己命児（おのれみことこ）、天夷鳥命（あめひなどりみこと）に布都怒志命（ふつぬしのみこと）を副（そへ）て天降遣（あまくたしつかわし）て荒（あら）ふる神達（かみだち）を撥平（はらひむ）け、國作（くにつくらし）し大神（おほかみ）をも媚鎮（こびしづめ）て大八嶋國（おおやしまくに）現事（あらはこと）顕事（うつしこと）事避（さら）しめき。  ■この皇御孫命は以降に地上に降りる皇御孫命のこと。天穂比命はその子天夷鳥命に布都怒志命を副へて荒ぶる神々を平定し、国作りをした大神（大穴持命）に媚びその心を鎮め、大八島の現事、顕事の事から避らしめ（幽事をなさしめ）た。  乃（すなは）ち大穴持命の申給（もをしたまは）く、皇御孫命の静坐（しづまりまさ）む大倭國申（おほやまとのくにとまをし）て己命（おのれみこと）和魂（にぎみたま）を八咫鏡（やたのかゝみ）に取託（とりつけ）て倭大物主櫛𤭖玉命（やまとおほものぬしくしみがたまのみこと）と名を称（たゞへ）て大御和（おほみわ）の神奈備（かむなび）に坐（まさ）せ。己命の御子（みこ）阿遅須伎高孫根（あぢすぎたかひこね）の命の御魂を葛木（かつらき）の鴨の神奈備に坐せ、事代主命（ことしろぬしのみこと）の御魂を宇奈提（うなで）神奈備に坐せ、賀夜奈流美命（かやなるみのみこと）の御魂を飛鳥の神奈備に坐せて、皇御孫命の近守神（ちかきまもりのかみ）と貢置（たてまつりおき）て、八百丹杵築宮（やほにきづきのみや）に静坐き。 ■大穴持命は、地上を皇御孫命の鎮める大倭国とし、己の和魂を八咫鏡に託し、倭大物主櫛𤭖玉命と称して大御和の神奈備に祭り、阿遅須伎高孫根命の御魂を葛木の鴨の神奈備に祭り、事代主命の御魂を宇奈提の神奈備に祭り、賀夜奈流美命の御魂を飛鳥の神奈備に祭るなら、その近くで皇御孫命を守護する神となるとし、自らは杵築宮にお入りになった。  是（ここ）に皇親（すめむつ）神魯伎（かむろぎ）神魯美命（かむろみのみことの）宣（のらし）く、汝（いまし）穂比命（ほひのみこと）は天皇命（すめらみこと）の手長（たながの）大御世を堅石（かきは）に常石（ときは）に伊波比（いはひ）奉（まつり）、伊賀志（いがし）の御世に佐伎波閉（さきはへ）奉（まつれ）と仰賜（おふせたまひ）し次（ついぎ）の随（まにま）に供斎（いはひこと）（若し後斎二度の時は後字を加ふ）仕奉（つかへまつり）て朝日の豊栄登（とよさかのぼり）に神の禮自利（ゐやじり）臣（おみ）の禮自（ゐやじ）と御祷（みほき）の神宝（かむだから）献（たてまつ）らくと奏（まをす）。  ■皇親、神魯伎、神魯美命は「高天の神王高御魂・神魂」のこと。穂比命は天穂日命のこと。神魯伎、神魯美命からすれば穂比命と呼びかける。天皇の長久の御世を堅固に永久に祝い、盛大なる御世と幸あれと祭れ。そのように後継して祭り、朝日が登るように、神への礼代、臣の礼代と寿ぎの神宝を献れ、と宣られた。  白玉（しらたま）の大御白髪（おほみしらか）坐（まし）、赤玉（あかたま）の御阿加良毘（みあからび）坐、青玉（あをたま）の水江玉（みづえのたま）の行相（ゆきあひ）に、明御神（あきつみかみ）と大八嶋國所知（しらせる）天皇の手長の大御世を、御横刀眞剱（みはかしまつるき）と誅堅（うちかた）め、白御馬（しろきみうま）の前足爪（まへのあなづめ）、後足爪（しりへのあなづめ）の踏立事（ふみたつること）は、大宮（おほみや）の内外（うちとの）の御門柱（みかどのはしらの）を上（うは）つ石根（いはね）に踏堅め、下（した）つ石根に踏凝（ふみこゝり）立振（たちふり）立（たつ）る亊は、耳の弥高（いやたか）に天の下を所知（しろし）めさむ事（ことの）志（しるし）のため、白鵠（しろくゞ）の生御調（いくみつき）の玩物（もてあそびもの）と倭文（しつり）の大御心（おほみこゝろ）も皇親（すへむつ）に、彼方（をちかた）の古川原（ふるかわら）此方（こちかた）の古川原に生出（なりいづる）若水沼（わかみぬま）の弥若叡（いやわかえ）に御若叡坐（みわかえまし）、須々伎振遠（すずきふりさく）と美（うづ）の水（み）の弥（ね）を知（しる）に御表知坐（みうへしります）、麻蘇比（まそび）の大御鏡（おほみかがみ）の面（おも）を意志波（おしは）るし見行事（みそなはすこと）のごとく、明御神（あきつみかみ）の大八嶋國を天地日月（あめつちつきひ）と共に安（やすらけ）く平（たひらけ）く知行（しらしめさし）む㕝（こと）の志（しるしの）ためと、御祷（みほぎ）の神宝（かむだから）を擎（ささけ）持（もち）て神禮（かみのゐや）自（し）り、臣禮（おみのゐや）自（じ）と、恐（かしこ）み恐みも天つ次（ついで）の神賀吉詞（かみほぎのよごと）白（まを）し賜（たまは）くと奏（まをす）。 ■白玉のごとき白髪（末永く）、赤玉のようにかがやく顔色（壮健で）、青玉のように水江の水玉が行き交ふごとく、青々と若々しい葉の連なる瑞枝の玉の緒のごとく（連綿と）、明御神と天皇の末永い御世。■佩かせる真剣で誅し政権を固め、白馬の前後の足爪で踏み固めるごとく、大宮の内外の門の柱を上の岩根に踏み固め、下の岩根に踏み寄せて高く建て。■前足をあげていななく馬の耳のごとく、抜きんでて高く天下を治める象徴として、白鵠を生きた献上物として御意（みこころ）をなぐさめ。■倭文の布のごとく貴賤貧富の人々を美しく織りなす御心も、皇親に。■あちこちの河原より出づる若々しい埴（はに；泥土；八十毘良迦「やそひらか；祭器」を造る）で、いよいよ若く、若やがれ。■穢れを濯ぎ振り去る高貴なる水の称を統御するには、上（天）を統御する澄みきった大御鏡（天照大神）の面（顔）で四方を照らしご覧になるがごとく。■明御神がこの国を天・地・日・月と共に安寧に平和に統御されますことを祝ふ象徴として、御祷の神宝を携へ、神への礼代、臣の礼代として、畏れながらも、天穂日命の意（こころ）を継承して申し上げたく奏上いたします。 出雲国造神賀詞註草稿　金子有文撰(神宮皇學館文庫「[HP](http://base1.nijl.ac.jp/iview/Frame.jsp?DB_ID=G0003917KTM&C_CODE=0007-007408)」)に依拠して一部付け足す。 |

■神賀吉詞に詣るに御沐の忌玉を造る。御沐して穢れを祓ふ。忌玉にはさやうな効能があったといふことか。ここでの御沐は、温泉であり、美容によいばかりでなく、病を癒やす効能があった。玉造温泉であり、玉作湯神社（延喜式神名帳「[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430118-01.html)」）の地である。この湯の効能を見出したのは少彦名命と伝承されてきた。赤玉、白玉、青玉の原石を「する」こと（研磨）によりあかるくかがやく。赤は血や火（生気）、白は長寿、青は再生の力を持つ玉となるごとく、自らの魂の穢れを濯ぎ、自らの魂を磨くことが「御沐の忌玉」とでもならうか。各地の王が珍重した。玉作湯神社の地には、水晶、碧玉、瑪瑙、滑石を産する花仙山があり、弥生時代前期より玉作りがなされてきたとされる。翡翠については、越から調達して加工をした。「古語拾遺」において、斎部広成は、玉作の祖神を櫛明玉神としている。櫛（くし）は尊称であり、元来は、明玉神（あかるたまのかみ）であらう。社伝に、「天孫降臨の際、櫛明玉命は随従の五部の神の御一人として、玉作の工人を率いて日向に御降りになり、命の子孫一族は所属の工人と共に出雲玉造郷に留まって製玉に従事し、其部の長たる櫛明玉命の薫督をお受けになったと云われ」とあるのは記紀や先代旧事記により推測された中央政権寄りの見解であらう。この地での玉作は、天孫降臨より古く、一緒に降臨する必要はない。明玉神の出自は分からないが、それ以前から当地で崇敬されてた神とするほうが自然と思はれる。  
  
教昊寺。有山國郷中。郡家正東廿五里一百廿歩。建立五層之塔也。〔在僧〕。教昊僧之所造也。〔散位大初位下上腹首押猪之祖父也〕。  
新造院一所。在山代郷中。郡家西北四里二百歩。建立厳堂也。〔無僧〕。日置君目烈所造。〔出雲神戸日置君、鹿麻呂之父〕。  
新造院一所。在山代郷中。郡家西北二里。建立教堂。〔住僧一躯〕。飯石郡少領出雲臣弟山之所造也。  
新造院一所。有山國郷中。郡家東南廿一里百廿歩。建立三層之塔也。山國郷人、日置部根緒之所造也。  
教昊寺（けうかうじ）。山国の郷の中（うち）に有り。郡家（こほりのみやけ）の正東廿五里（さと）一百廿歩（あし）。五層（いつこし）の塔（たふ）を建立（た）つ。〔僧（ほふし）在（あ）り〕。教昊僧（けうかうほふし）の造る所なり。〔散位（とね）大（だい）初位（そゐ）下（げ）上腹首（かみのはらのおびと）押猪（おしゐ）が祖父（おひぢ）なり〕。  
新造（しんざう）の院一所（ゐんひとところ）。山代の郷の中に在り。郡家の西北四里二百歩。厳堂（ごんだう）を建立つ。〔僧無し〕。日置君目烈（ひおきのきみめづら）の造る所なり。〔出雲の神戸（かんべ）の日置君鹿麻呂（しかまろ）が父（おや）なり〕。  
新造院一所。山代の郷の中に在り。郡家の西北二里。教堂（けふだう）を建立つ。〔住む僧（ほふし）一躯（ひとはしら）〕。飯石（いひし）の郡（こほり）の少領（すけのみやつこ）出雲臣弟山（いづものおみおとやま）の造る所也。  
新造院一所。山国の郷の中に有り。郡家の東南廿一里百廿歩。三層の塔を建立つ。山国の郷の人、日置部根緒（ひおきべのねを）の造る所也。  
■散位大初位下の位階は、大宝律令からの制度であり、各位に大・小、上・下があるやうで、大初位下は三十位階の二十八位で下級、散位は、元来は、位階はあるが官職には就いていない位とされるが、押猪は、首（屯倉、部民の管理者）とあり実際の運用では変貌したやうだ。上腹首　「姓氏家系大辞典巻1」では「ウヘハラ」と訓じ、上原（ウヘ「ノ」ハラ、カミ「ノ」ハラ）と同じ、「出雲の古族にして、神亀三年（726年）の山城國出雲郷計帳に上原首玉寶と云ふ人見えたり、こは出雲より山城出雲郷に移りし者なるや著しかるべし」とある。■教昊僧は押猪の二代前の僧。仏法僧（三宝）が位置づけられるのは、推古二年（594年）のことであり、それ以降であり、風土記編纂の二世代前の僧。教昊は、漢字の音を利用した命名ではなく、漢語の意味からなり、昊は説文では「春を昊天と為す」、元気昊昊なりとあり、蒼天、太陽の輝きでもあり「あおぞら」と訓じる。その僧名自体が経典の文句のごときで、寺名ともなったのであらう。教昊寺出土瓦の様式は、「大官大寺式軒平瓦の文様系譜 下にあるもので、その実年代は、7世紀末～8世紀前葉を大きく下降 しない。（1985年安来市教育委員会の教昊寺第一次発掘調査）」とされている。大官大寺は「聖徳太子建立の熊凝(くまごり)精舎を639年百済川辺に移して百済大寺としたのにはじまる。673年天武天皇が高市(たけち)に移して高市大寺とし、677年国家仏教の頂点に立つ寺として大官大寺の寺号を得た。701年造寺司が任命され、別の場所で新たに造営が行われたが、711年焼亡。716年平城京内に移転して大安寺となる。（コトバンク）」となり、教昊寺の創建は7世紀末～8世紀前葉が妥当とされるやうである。■新造院は寺といふより救援･救済施設であったとされる、「『風上記』の記載では『寺』と『院』を明確に区別しているとしている。そして新造院の立地などから『恰も新羅の癬院制に於ける院宇の如きもので、恐らくそれに則って、地方豪族の慈善事業として、全く私的に建設された専ら旅人救済のための休憩所乃至無料宿泊所としての施設を附帯した、本堂或は二重塔を中心にした一区画内の建造物群の総称である』（水野祐；昭和60年島根県教育委員会、風土記の丘地内遣跡発掘調査報告Ⅳ）」とある。また、「『出雲国風土記』記載の新造院出土古瓦に関しては、大きく教異寺跡系瓦があるとし、教異寺跡瓦一来美廃寺一四王寺跡という系譜があり、これらの文様意匠は新羅との関連があるものとしている。造立者の性格については、出雲臣・神門臣等単に大化前代から続いた古い伝統をもった郡司層だけでなく、この時代に勢力をもつに至った新興の豪族(「 日置部根緒」「樋印支知麻呂」)によって建立された寺院もあったとし、そうした新興豪族は「山間部に近い僻地 (恐らくは製鉄による在地勢力の拡張によったものであろうが)にしか存在し得なかったのではなかろうか。（近藤論文、前掲調査報告）」とある。■後の延喜式、民部上、日置田条に、「出雲国に内外日置田二町を置く」とあり、出雲の日置氏は、主殿寮の資養田として田二町を管理せしめられたやうである。日置氏は神戸のみならず、屯倉の管理に就いており、中央政府の意向で、その収入を用ゐ新造院を建立せしめられたものか？出雲臣弟山は、飯石郡少領として、風土記が献上された天平五年（733年）頃に新造院を建立している。彼は、天平十八年（746年）には、出雲臣広島を継いで神賀詞を奏上する立場にある国造に就任している。神祇出身の中臣鎌足が仏教に帰依し寺を建立したやうなものか、民の窮状に鑑み慈善事業として導入したものか、金属加工に相応しい地形に留意して建立したものか、どう理解すればよいものか？   
  
熊野大社　夜麻佐社　賣豆貴社　加豆比乃社　由貴社　加豆比乃高守社　都俾志呂社　玉作湯社　野城社　伊布夜社　支麻知社　夜麻佐社　野城社　久多美社　佐久多社　多乃毛社　須多社　真名井社　布辧社　斯保彌社　意陀支社　市原社　久米社　布吾彌社　宍道社　野代社　賣布社　狭井社　同狭井高守社　宇流布社　伊布夜社　由布社　布自奈社　同布自奈社　野代社　佐久多社　意陀支社　前社　田中社　詔門社　楯井社　速玉社　石坂社　佐久佐社　多加比社　山代社　調屋社　同社　以上卅八所。並在神祇官。  
宇由比社　支布佐社　毛禰乃上社　那富乃夜社　支布佐社　國原社　田村社　市穂社　同市穂社　伊布夜社　阿太加夜社　須多下社　河原社　布宇社　米那為社　加和羅社　笠柄社　志多備社　食師社　以上一十九所。並不在神祇官。  
■在神祇官は文字通りでは「神祇官を在す」となる。天武天皇は、皇室中心に身分制度、位階を再編し、現実政治を太政官、神事を神祇官が担当する体制の構築を進めた。神祇官は、政権の祭祀を全国的に普及させ、そのイデオロギーを浸透させるものだが、祭祀上の事はもとより、神社を維持安定させる神田や神戸を定め、社殿や器具や装束等の更新など、神階に応じた国家管理を為すものともなった。  
神社の成立については、「祝詞の成立や祓の導入などの祭祀の統一性、服装の統一性、建築施設の統一性などが考えられる。そのような統一性が得られるのは、天武朝に始る官社制を通じてのことであろう（神社建築の形成過程における官社制の意義について　[HP](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jsahj/33/0/33_2/_pdf/-char/ja)　丸山　茂　跡見学園女子大学短期大学）」とある。  
「官社として奉祭される神は、天皇の支配下に位置づけられた上で幣帛を下賜され、それを受けることを通して天皇を加護した」ともされている。これは、「国譲り神話」を有し、「神賀詞」を奏上する出雲に特有の性向と思はれる。ただ、「神職の統制強化や祓の制度の整備、神社の修造が集中的に行われたのは、桓武・平城・嵯峨朝のことで、それ以降は有力社に集中して国家が関与する体制へと変化し、明治に至るまで国家が全国の神社を統一的に掌握することはない」、ともある。  
ギリシア人が神や英雄の彫像をガンダーラにもたらしことで、人の形をした仏像が作成されたと云はれる。欽明朝にこれが導入されると、我が国にも大きな影響を与へ、仏教が導入されて後には、寺には、仏舎利、仏像があり、仏殿に安置され、経典があり、僧が生活し、修業する施設が建立されることになる。  
森羅万象に宿る霊を祭ることから、天神地神（神祇）を山や磐や木伝いに神籬に降ろし現場で祭祀を行ってきた神事は見劣りがしたことでしょう。祠を設け、神籬、鏡や玉などを置き、神座とし祭神を定め、劔など様々な神宝が奉納され神の社として、寺院に見劣りしない造りが求められたことでしょう。また、国司や郡司の制度のごとく、重要な神社には中央から官人が派遣され、あるいは、地元の祝（はふり）が任官され、神の社が中央の管理下に置かれることとなった。  
出雲国造が叙位、賜禄の時、伴った祝部（はふりべ）ついて、靈亀二年が百十余人、神亀三年が百九十四人、神護景雲二年が百五十九人とあり、これらの祝（はふり）が在すことを「神祇官を在す」としたのでしょう。風土記の「在神祇官」の社と延喜式神名帳の式内社とが対比されますが、一致しないものがあり、また、その記載順序が異なるために、さまざまな検討がなされるやうです。  
  
「記紀」によれば出雲大社は、大国主命の要望、あるいは朝廷側の条件提示により、朝廷側が建立したことになっています。しかし、風土記では杵築宮が始まりであり、元来、八束水臣津野命が、国引きの後に、所造天下大神の宮を奉るに、諸々の皇神等が宮処に参集して築いたもので、寸付（きづき）と云ったものを神亀三年に杵築と改めたとしています。八束水臣津野命の国引きが大国主神に先行するとは限らないともされ、所造天下大神を大国主神と同一視することが通例とされます。出雲は、元来、狭布の稚国であり、小さく造ったものを縫い合わせ、国引きをして出来上がったとしており、所造天下大神は、天の下としている以上、その元の小さな地、及び引いてくる先の地をも造った神となるべきであり、本來は、天下を平定し国譲りを為す大国主命とは時代、役割が全く異なり、別神とすべきかと思はれます。  
  
海洋民族は海の中に島が出来ることに地の創造をみるでしょう。「記紀」神話では、矛で海を掻き混ぜ潮が垂れ固まり、島ができたとしますが、古くは、海底噴火、あるいは海底隆起を起こす神の力で島ができたとみたことでしょう。阿曽山の噴火による溶岩や火山灰が川を通じ、有明海を埋めて陸が拡大した現象も反映していたことでしょう。それが天（あめ）の下を造（つく）らしし大神、所造天下大神ではなかったでしょうか。  
日本列島のもとが大陸から切り離されて成立していることからすれば、プレート移動に相当する力を、八束水臣津野命にみることもできそうです。あるいは、噴火による溶岩や河川による土砂堆積を利用し干拓を為し、出雲を造った祖先の力を表はすものかもしれません。高天原の神々が所造天下大神の宮を造ることはありませんので、ここの諸皇神等とは、出雲の神々とみるべきでしょう。出雲は「八雲立つ」で八雲が出る地、雲は天と地や海を往来するもので雨をもたらします。神々の乗り物でもあり、慈雨ともなれば、恐るべき暴風、大雨、長雨、雷光をももたらします。八雲立つとは、自然の生成力に満ちていることともされるやうですから、その神々の地、出雲が為ったときに、所造天下大神を称へ、八束水臣津野命が諸皇神等を集めて造った宮は、国譲りの後に、大国主神を祭祀することになった宮とは区別されるべきかと思はれます。

長江山　郡家東南五十里。〔有水精〕。  
暑垣山　郡家正東廿里八十歩。〔有烽〕。  
高野山　郡家正東一十九里。  
熊野山　郡家正南一十八里。〔有檜・檀也、所謂熊野大神之社坐〕。  
久多美山　郡家西南廿三里。〔有社〕。  
玉作山　郡家西南卅二里。〔有社〕。  
神名樋野　郡家西北三里一百廿九歩。高八十丈。周六里卅二歩。〔東有松。三方、並有茅〕。

凡、諸山野所在草木、麦門冬・独活・石斛・前胡・高梁薑・連翹・黄精・百部根・貫衆・白朮・薯蕷・苦参・細辛・商陸・藁本・玄参・五味子・黄芩・葛根・牡丹・藍漆・薇・藤・李・檜〔字或作梧〕・杉〔字或作椙〕・赤桐・白桐・楠・椎・海榴〔字或作椿〕・楊梅・松・栢〔字或作榧〕・蘗・槻。  
禽獣則有鵰・晨風〔字或作隼〕・山鶏・鳩・鶉・鶬〔字或作離黄〕・鵄鴞〔横致悪鳥也〕・熊・狼・猪・鹿・兎・狐・飛鼯〔字或作𤢹作蝠〕・獼猴之族。至繁多、全不可題之。  
■解説に、山や川の位置、産物、川の流れる方向や経路などを記すに、中国の「山海経」などの影響を受け、物産の表記には、「文撰」などの漢籍の知識が多用されている、とある。■水精　和名抄、宝貨部・玉類に、「水精、兼名苑（辞書）に云く、水の玉、一（ある）に月珠と名づく［和名は美豆止留太万（みづとるたま）］水の精也」とある。水晶であり、水の精が凝縮したもの、月の精ともみられた。「たま」は魂、霊でもある。■烽　烽火（とぶひ）、狼煙（のろし）のこと。■熊野山　熊野大社の旧鎮座地　■久多美　所造天下大神が御倉を作る地を求めて訪れ、にわか雨の降った地であった。元来は、所造天下大神を祭祀する地。■玉作山　「1400万年前の火山活動によって安山岩の隙間に染み込んだ石英が結晶化し、青色や赤色に化学変化した『瑪瑙 （めのう）』の鉱脈があります。「、「そのうち 『碧玉（へきぎょく）』 と表現される 『青瑪瑙』 は、 別名を 『出雲石』と呼ばれるほど独特の色を示す玉材です（出雲玉作資料館）。」とある。玉作湯社（たまつくりゆのやしろ）に合祀されている由宇社（ゆのやしろ）、櫛明玉神、少彦名神を玉作神、湯神として祭祀する。■神名樋　かんなび、かむなび、万葉集第11巻2657に「神名火尓 紐呂寸立而 雖忌 人心者 間守不敢物　かむなびに ひもろきたてて いはへども ひとのこころは まもりあへぬもの」とある。神籬（ひもろぎ）は神の依代、注連縄で神域として浄めた地に神籬を立てることからすれば、かむなびは神域。神名樋野は、神が降り立つことができる清浄である野。■草木　記載されているものは薬草、延喜式によれば、出雲が貢進した薬草は53種、36種が風土記に記載される。古語拾遺によれば、大国主神と少彦名神は病を療（おさ）むる方（さま）、鳥獣・昆虫の災を攘（はら）はむ禁厭（まじなひや）むる法（のり）を定めたとしており、また、大国主神は少彦名神を温泉で湯治させており、因幡の白うさぎを治療していることからも、彼等は薬草や温泉の効能に心得があったと思はれる。出雲は国引きの国、大陸の薬物、薬園、呪禁、針、按摩などの技を為す渡来人が早くから訪れていたのでしょうか。萩原注によれば、麦門冬（滋養強壮･鎮咳･去痰）・独活（偏頭痛）・石斛（健胃･強壮）・前胡（風邪）・高梁薑（生姜）・連翹（頭痛･止血）・黄精（滋養強精･解熱）・百部根（鎮咳･虱駆除）・貫衆（駆虫）・白朮（健胃･整腸・利尿）・薯蕷（食用イモ）・苦参（黄疸・痔瘻薬･健胃）・細辛（鎮咳･去痰・発汗・利尿・胸痛・感冒）・商陸（利尿）・藁本（頭痛・風邪）・玄参（血圧降下・リンパ節の腫れ除去・喉の消炎）・五味子（整髪・鎮痛）・黄芩（利尿・消炎・解熱）・葛根（食用・血圧降下・解熱）・牡丹（鎮痛）・藍漆（染料・解熱・解毒）・薇（食用・火傷・止血・風邪）・赤桐（種子から油）に用ゐられるとある。平安時代の「典薬式」には、それぞれ出雲からの貢進量が記されている。風土記の時代において、これらが列挙されているといふことは、すでに効能が知られ、実用されていたとみられやう。大国主命と少彦名命（出雲）の稲種、玉とならび薬草が重宝されたやうである。■出雲国風土記の鳥名については、「鳥崇拝時代のノスタルジー[45]、[HP](http://www.randdmanagement.com/c_japan/ja_189.htm)」に一括して掲載されている。

伯太川。源出仁多與意宇二郡堺葛野山。流経母理・楯縫・安来三郷、入々海。〔有年魚・伊久比〕。  
山國川。源出郡家東南卅八里枯見山。北流入伯太川。  
飯梨河。源有三。〔一水、源出仁多・大原・意宇三郡堺田原。一水、源出枯見。一水、源出仁多郡玉嶺山〕。三水合、北流入々海。〔有年魚・伊久比〕。  
筑陽川。源出郡家正東一十里一百歩荻山、北流入々海。〔有年魚〕。  
意宇川。源出郡家正南一十八里熊野山、北流入々海。〔有年魚・伊久比〕。  
野代川。源出郡家西南一十八里須我山、北流入々海。  
玉作川。源出郡家正西一十九里□志山、北流入々海。〔有年魚〕。  
来待川。源出郡家正西廿八里和奈佐山、西流至山田村、更折北流入々海。〔有年魚〕。  
宍道川。源出郡家正西卅八里幡屋山、北流入々海。〔無魚〕。  
津間抜池。周二里卌歩。〔有鳧・鴨・䰺蓼。〕  
真名猪池。周一里。  
■これらの河川の位置は、出雲国風土記地図（いにしえの島根[HP](https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/bunkazai/event/inishie/5kan.data/5-08.pdf)）で確認できる。津間抜池は浜乃木付近と注されており、野代川下流、真名猪池は矢田町の間内池と注されており、出雲国分寺跡、国府跡、山代郷正倉跡近辺であらう。上記地図では一里300歩（534.54m、1歩1.78m）、これは唐尺、1歩1.78ｍでは歩幅が89cmと日本人には広すぎ、周尺の一里400m位が近く、いずれにせよ、さう大きくない池である。神名樋の野で何かしら特別な所であったのだらう。

北入海。門江濱。〔伯耆與出雲二國堺、自東行西〕。粟嶋。〔有椎・松・多年木・宇竹・真前等葛〕。砥神嶋。周三里一百八十歩。高六十丈。〔有椎・松・莘・薺頭蒿・都波・師太等草木也〕。賀茂嶋。〔既礒〕。羽嶋。〔有椿・比佐木・多年木・蕨・薺頭蒿〕。塩楯嶋。〔有蓼・螺子永蓼〕。野代海中蚊嶋。周六十歩。中央涅土。四方並礒。〔中央有手掬許木一株耳。其礒、有蚊有螺子・海松〕。  
自茲以西濱。或峻崛。或平土。並是、通道之所経也  
■門江濱　出雲の東端、伯耆との境の浜、門となる入江の浜といふことか。■粟嶋　「紀」神代上（「紀」巻1-8，[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki3.htm#%E5%A4%A7%E5%9C%8B%E4%B8%BB%E7%A5%9E)）に、少彦名命が「淡嶋に至りて、粟茎に縁りしかば、弾かれ渡りまして常世郷に至りましき」とあり「伯耆国風土記（逸文：釋日本紀　卷七）には、「少日子命、粟を蒔きたまひしに、莠實(みの)りて離々(ほた)りき。即ち、粟に載りて、常世の國に彈かれ渡りましき。故、粟嶋と云ふ。」とある。当風土記では、八束水臣津野命が高志から国引きをするに、綱として使った島（夜見嶋）と門江濱の間の小島。江戸末期に埋め立てられ、これらは陸続きとなった。砥神嶋（十神町）、賀茂嶋（亀島町）、羽嶋（飯嶋町）ももはや陸続きとなっている。■塩楯嶋　意宇郡山代郷と嶋根郡朝釣郷の間の小島であり、この「渡り」の中継点ともならう。蚊嶋は野代川沖の島とみなされた。後世には「嫁が島」として知られており、ラフカディオ・ハーンが、この島の伝説を『日本瞥見記』に記している、「この島は溺死した美しい女の体を乗せて、湖水の底から一夜のうちに、音も立てずに夢の如く浮かび上がったという。この若くて信心深い女の死は、土地の人々には何かの神慮に思われ、この島を弁財天に寄進し祠宇（やしろ）と鳥居を建ててその加護を祈った。また、島の周囲には奇岩珍石をめぐらして玉垣とし、溺死した佳人を心こめてここに葬ったのである。（[蘇える出雲王朝](https://yomiagaeru.exblog.jp/29407636/)）」といふ。いずれにも相応の伝説があったらうが記されなかったのは残念なことである。■東の安來からの海岸線沿いを通る道は無く、内陸部を通っているが、野代川を越えてからの西側は海岸沿いに出雲郡への道が通ることになった。  
  
通道。通國東堺手間剗、卅一里一百八十歩。  
通大原郡堺林垣峰、卅二里二百歩。  
通出雲郡堺佐雑埼、卅二里卅歩。  
通嶋根郡堺朝酌渡、四里二百六十歩。  
前件一郡、入海之南。是則國廓也。

郡司　主帳　　無位　　　　　　　　　海　臣  
　　　　　　　無位　　　　　　　　　出雲臣  
　　　少領　　従七位上　　勲十□等　出雲臣  
　　　主政　　外少初位上　勳十□等　林　臣  
　　　擬主政　無位　　　　　　　　　出雲臣  
■通道　国府からの公道。東の伯耆国との境の手間剗、大原郷との境の林垣峰（木垣坂）、出雲郡との堺の佐雑埼（宍道駅西）とが同程度の距離となっている。嶋根郡との堺の朝酌渡までは近い。■國廓　廓の字義は廊下、郎官の侍す所、すなわち官人が政務を執る所のこと。ここでは、国庁、国府を指す。廓には概観の義もあり、意宇郡の概観の義もあらうか。■郡司　郡の官人の総称、太領、少領、主政、主帳からなる。意宇郡の太領は出雲臣広島であるが、彼は出雲国国造でもあり、巻末に総責任者として記される。主帳は文案起草の職務と注される。出雲臣が中心となるなかで、主帳の初に海臣が記されており、余程故事に通じていたのであらう。各郡において起草されたものを最終的には、国造が責任者となりとりまとめたのであらうが、本來は国司が提出する解状（報告書）であり、中央の意向を受けた国司の検閲のごときを経たものであらう。何をどのやうに記し、削るべきか、せめぎ合いがあったとみるべきかと思はれる。■海臣（あまのおみ）　「姓氏家系大辞典巻1」では「出雲の海人（あま）の長たりし氏か。出雲臣の族なるべし」、姓氏録の神別に「左京　但馬海直　火明命之後也」とある。丹波には、海部氏の伝承があり、火明命が大己貴神の女（むすめ）天道日女を娶り、天香語山命を産み、天降りした、あるいは、豊宇気（豊受）大神がこの地に天降りし、天道日女に五穀及び桑蠶等の種を与へたとする（勘注系図、注記）。但馬や丹波は大己貴神とは因縁が深い地であり、「漢委奴國王」を得た奴国以来の安曇氏の伝統を継ぐ海部（あまべ）には「記紀」以前の海人の伝承があり、風土記の編纂時に、いかなる取捨選択がなされたか知るすべは無いが、気になるところである。■林臣（はやしのおみ）　姓氏録（[HP](http://kitagawa.la.coocan.jp/data/shoji01.html)）皇別に「左京　林朝臣　石川朝臣同祖　武内宿祢之後也」、「河内国　林朝臣　武内宿祢之後也」とある。出雲にも武内宿祢の血を引く氏族が存在した。石川朝臣と並べられており、蘇我氏の系統とならうか。  
  
**嶋根郡**合郷捌　里廿四。　餘戸壱　驛家壱  
朝酌郷。今依前用。山口郷。今依前用。手染郷。今依前用。美保郷。今依前用。方結郷。今依前用。加賀郷。本字加加。生馬郷。今依前用。法吉郷。今依前用。〔以上捌、郷別里参〕。餘戸里。千酌驛。  
所以号嶋根郡、国引坐八束水臣津野命之詔而、負給名。故云嶋根。  
嶋根（しまね）の郡（こほり）　合せて郷（さと）捌(八)　里（こざと）廿四。　餘戸（あまりべ）壱　驛家（うまや）壱  
朝酌（あさくみ）郷。今も前に依りて用ゐる。山口（やまぐち）郷。今依前用。手染（たしみ）郷。今依前用。美保（みほ）郷。今依前用。方結（かたえ）郷。今依前用。加賀（かか）郷。本の字は加加。生馬（いくま）郷。今依前用。法吉（ほほき）郷。今依前用。〔以上捌、郷別里参〕。餘戸里。千酌（ちくみ）驛。

島根郡と号（なづ）くる所以は、国引き坐（ま）しし八束水臣津野命の詔（の）りたまひて、負（おほ）せ給（たま）ふ名なり。故、島根と云ふ。

■一体何が島根の所以か？「しま」とは周囲が水に囲まれている地をいふ。我が国では、天の浮き橋から矛で海をかきまぜ、その「しづく」から「おのごろじま」ができたといふ神話があり、全体の地（くに）を大八島と称した。「ね」は「な（大地）」の転音で「な」に深く入るものを「ね」、接頭語の「み」をつけると「みね」となり、「ね」は高い山の頂点、あるいは嶺で裾の張った山の形全体をさすともされる。負を「おほ」すとあり、「述べる」義に用ゐている。負は「おふ」、背中に乗せること。出雲の根として全体を背負ふ、を兼ねているともとれる。意宇（おう）にも通じるニュアンスもある。  
島根郡の記述は、八束水臣津野命の「闇見の国」と「三穂の崎」の国引き終了後のこと。それ以降に、所造天下大神が手染郷を造り直し、美保郷に御穂須々美命を置いたこと、須佐能袁命の御子達、都留支日子命が山口に坐し、国忍別命が方結に坐すこと、伊佐奈枳命の子、熊野大神命が毎日朝酌で贄を調達し、都久豆美命が千酌駅に坐すこと、佐太大神の加賀での誕生、神魂命の御子、八尋鉾長依日子命が生馬、宇武賀比売命が法吉に坐すとなる。つまり、八束水臣津野命は、それに先立つ神であり、所造天下大神、須佐能袁命、伊佐奈枳命、神魂命と同じくらい古い神となる。「記」の淤美豆奴神を八束水臣津野命に当てることは、時系列に整合すまい。  
島根郡では各地に、出雲で重鎮となる神々が競ってその子を送り込んでいる。隠岐や越との交流の要地を取り合っているかのごとく映る。  
  
**朝酌郷**　郡家正南一十里六十四歩。熊野大神命、詔、朝御餼勘養、夕御餼勘養、五贄緒之處定給。故云朝酌。  
朝酌（あさくみ）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の正南一十里（さと）六十四歩（あし）。熊野大神命、詔（の）りたまひて、朝御餼（あさみけ）の勘養（かむかひ）、夕御餼（ゆふみけ）の勘養に、五つの贄（にへ）の緒（を）の処を定め給ひき。故（かれ）、朝酌と云ふ。  
■「かむかひ」は神穎、穎は穂のままの稲のことで、神に供する米と注される。朝酌の促戸の条に、この浜には多くの魚（イルカ・サメ・ボラ・スズキ・コノシロ・クロダイ・シラウオ・ナマコ･エビ･ミル・等々名をあげきれないほど多い）が集まり、市がたち、隣の大井浜では陶器を造るとあり、米といふより魚貝類と器ではなからうか。勘は校（かむがふ；考）ことで、養ふこと、勘へるの字義となるが、勘養は「供物として」と釈されるやうだ。古くは「甚多（にへさ）なり（景行紀四十年）」と甚が贄の義に用ゐられている。■五贄は五種類の贄と釈されるも、五種類は特定されない。熊野大神は熊野山に坐す大神であり、わざわざ対岸の朝酌郷から供物を準備する理由は何か？五贄（いつのにへ）は厳贄でもあり、朝酌郷から特別に取り寄せる贄があったといふことか。あるいは五処を定めた、と釈すこともできる。■「を（緒）」は息の緒、年の緒と長く続くものを象徴的にいふ。注では、つながり、一定の職掌をもつ部族とあり、それぞれを用意する部族とみておらやう。■「くむ」は酌で水や酒を器に移す、「くまる（配る）」にも通じる。組で交互して続けることとされる。  
  
**山口郷**　郡家正南四里二百九十八歩。須佐能袁命御子、都留支日子命、詔、吾敷坐山口處在。詔而、故山口負給。  
山口の郷。郡家正南四里二百九十八歩。須佐能袁命（すさのをのみこと）の御子、都留支日子命（つるぎひこのみこと）、詔りたまひしく、「吾が敷き坐（ま）す山口の処在（ところな）り」と詔りたまひて、故、山口と負（おほ）せ給ひき。  
■都留支日子命　「つるぎ」は剱で、刀を片刃、剱を双刃とする説、「記」の「都牟刈（つむがり）の太刀」からきて、「吊り佩（は）き」からくるとする説がある。太刀を用ゐること、まして、太刀を腰に吊すなどはかなり後のことであり、「つむ」「かる」とすれば、元来は、鎌のことであらう。都留支日子命は武徳の神と祭祀されているが、もともとは鎌を用ゐる農耕の神ではなかったか？■敷（しく）と領（しく）とは通用す。■山口　山の出入り口には神が祭られることが多いと注される。布自枳美（ふじきみ）の高山（たかやま）、嵩山（たけざん）を神奈備としたやうで、都留支日子命は、山口に坐してとあり、父の須佐能袁命が降りられるであらうこの神奈備山を守護されたことにならうか。現布自支彌社（布自伎美社；[延喜式神名帳](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430201-01.html)）は嵩山山頂にありご祭神が都留支日子命(配祀)大己貴命とされるが、本來は山の口で祭祀されたもの。また、多気社（[延喜式神名帳](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430202-01.html)）も置かれたのであるが、現ご祭神が武甕槌命 (配祀)経津主命とあり、「国譲り」を迫った香取、香島の武神であり、出雲の人が祭祀すべき神ではない。いずれも、ご祭神が当初とは入れ替へられていやう。「たけ（岳、嶺）」は山の尾根筋「みね」より高い所、山の口より高い所に置かれた社ではなかったか。  
  
**手染郷**　郡家正東一十里二百六十四歩。所造天下大神命、詔、此國者、丁寧所造國在。詔而、故丁寧負給。而今人猶謂手染郷之耳。即有正倉。  
手染（たしみ）の郷。郡家の正東一十里二百六十四歩。天の下所造（つく）らしし大神命、詔りたまひしく、「此の国は、丁寧（たし）に所造れる国在（な）り、と詔りたまひて、故、丁寧と負せ給ひき。而して今の人猶（なほ）し手染の郷と謂ふのみ。即ち正倉（みやけ）有り。  
■丁寧（ていねい）を「たし」と訓じている。「たし」は足で十分なこと。「たしみ」は「たしむ」の形容詞で「たしなむ（困苦する）」を古くは「たしむ」とした。実は苦労してお造りになったのかもしれない。■正倉　これは、風土記当時の中央政権の「みやけ」であらうが、所造天下大神命が苦労して開かれた田の倉の記憶があらう。  
  
**美保郷**　郡家正東廿七里一百六十四歩。所造天下大神命、娶高志國坐神、意支都久辰為命子、俾都久辰為命子、奴奈宜波比賣命而、令産神、御穂須々美命、是神坐矣。故云美保。  
美保（みほ）の郷。郡家の正東二十七里一百六十四歩。天の下所造らしし大神命、高志の国に坐（いま）す神、意支都久辰為命（おきつくしゐのみこと）の子、俾都久辰為命（へつくしゐのみこと）の子、奴奈宜波比売命（ぬながはひめのみこと）に娶（あ）ひて、産ま令（し）めし神、御穂須々美命（みほすすみのみこと）、是の神坐す。故、美保と云ふ。  
■美保郷は高志から引いてきた地。■意支都久辰為命、俾都久辰為命は「おきつ（沖の）」と「へつ（「海」辺の）」の「くし（奇）」「ゐ（井、堰）」ととれ、能登の辺津比咩（へつひめ）神社、輪島北方の舳倉島の奥津比咩（おきつひめ）神社を想起せしめ、この「ひめ」は田心姫命であるが、奴奈宜波比売命となれば、姫川を連想せしむ。万葉集巻13-3427「沼名川(ぬなかは)の　底なる玉　求めて　得し玉かも　拾(ひり)ひて　得し玉かも　惜(あたら)しき　君が　老ゆらく惜しも」の「ぬなかは」の「ひめ」であり、「底なる玉」は翡翠（ひすい）、出雲の碧玉と同様に珍重された。「記」では八千矛（大国主）神が沼河比売を娶（めと）るとしているが、風土記では所造天下大神命としている。その子が御穂須々美命、美保神社のご祭神であり、御穂は稲の穂、「すすく」は水で洗って汚れをとり清めることで、稲と水の神を連想させる。しかし、現美保神社の祭神は三穗津姫命となっている。三穗津姫命は、「高天原の高皇産霊神（たかみむすびのかみ）の御姫神にましまして、大國主神の御后神として、高天原から稲穂を持って御降りになり庶民の食糧として、廣く配り與へ給うた有難い大神様で、美保といふ地名はこの神の御名にゆかりありと古書は傳へてゐる（美保神社；[延喜式神名帳](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430214-01.html)）」とある。記紀の神に置き換へられた。  
  
**方結郷**　郡家正東廿里八十歩。須佐能袁命御子、國忍別命、詔、吾敷坐地者、國形宜者。故云方結。  
方結（かたえ）の郷。郡家の正東二十里八十歩。須佐能袁命の御子、国忍別命（くにおしわけのみこと）、詔りたまひしく、「吾が敷き坐す地（くに）は、国形宜（くにがたえ）し」。故、方結と云ふ。  
■「くにおしわけ」て「かたえ」しとする。忍は説文に、「能なり」とあり、注に、「能は熊の属。能獸は堅中（骨節実也）。故に賢者を能と称す。而して彊壯なるを能傑と称す。・・・今俗に所謂能耐（忍耐）なり」とある。忍耐強く、この地の形をよくされたことにならうか。■須佐能袁命は、御子の都留支日子命を内海側の山口郷に、外海側の方結郷に国忍別命を配された。  
  
**加賀郷**　記載なし。脱落か、以下、加賀神崎条により補訂されたと注される。（郡家西北廿四里一百六十歩。佐太大神所生也。御祖神魂命御子、支佐加比比賣命、闇岩屋哉、詔、金弓以射給時、光加加明也。故云加加。〔神亀三年改字加賀〕。）  
加賀（かか）の郷。（郡家の西北二十四里一百六十歩。佐太（さだ）の大神（おほかみ）の生（あ）れましし所なり。御祖（みおや）、神魂命（かむむすひのみこと）の御子、支佐加比比売命（きさかひめのみこと）、「闇（くら）き岩屋（いはや）なる哉」と詔りたまひて、金弓以（かなゆみも）ちて射給（いたま）ふ時に、光加加明（かかや）きき。故、云加加（かか）と云ふ。〔神亀三年字を加賀に改む〕。）  
■佐太大神のことは、加賀神崎条でみる。  
  
**生馬郷**　郡家西北一十六里二百九歩。神魂命御子、八尋鉾長依日子命、詔、吾御心、平明不憤、詔。故云生馬。  
生馬（いくま）の郷。郡家の西北一十六里二百九歩。神魂命の御子、八尋鉾長依日子命（やひろほこながよりひこのみこと）、詔りたまひしく、「吾（あ）が御心（みこころ）、平明（やすら）かにして憤（いく）まず」と詔りたまひき。故、生馬と云ふ。  
■神魂命（かむむすひのみこと）と訓じている。神魂は「かむたま」、「かむひ」であり、「むす」は無理矢理挿入されたと思はれる。「むす」は苔むすのごとく、ふえつづけてゆくことで「生、産」。どんどん子孫の神を生む祖神の義として、「かむむすひ」とするやうだ。「記」では、高御産巣日神（たかみむすひのかみ）と神産巣日神（かむむすひのかみ）の対で、片や「天父」、片や「地母」を意識せしむとする釈があるも、「独神（ひとりかみ；性別はない）」とする。古語拾遺では、古くは、神留伎（かむるき）命と神留弥命（かむるみ）の対としており、伊邪那岐と伊邪那美の両性となる源のやうな神とみている。この関連で神魂命を神産巣日神と同一視せしめたのであらう。■八尋鉾長依日子、「やひろ」は長いこと、「ほこなが」は長い鉾、「ひこ」は彦、非常に長い鉾に依る男神ととれる。憤然としていた気持ちがこの地でやすらかになった。いくまず、の「いくま」の部分だけとったといふは、こじつけといふ他あるまい。  
  
**法吉郷**　郡家正西一十四里二百卅歩。神魂命御子、宇武賀比賣命、法吉鳥化而飛度、静坐此處。故云法吉。  
法吉（ほほき）の郷。郡家の正西一十四里二百三十歩。神魂命の御子、宇武賀比売命（うむかひめのみこと）、法吉鳥（ほほきとり）と化（な）りて飛び度（わた）り、此処に静まり坐（ま）しき。故、法吉と云ふ。  
■「ほほき」とは「ホーホケキョー」、鶯のことで、蛤が鶯となり、「ほほき」たので法吉とする。宇武賀比売と加賀郷の支佐加比比売とは、「記」との関連で、殺された大穴牟遲神を蘇生させた蛤貝比売（うむぎひめ；蛤の化身）と𧏛貝比売（きさがひひめ；赤貝又は巻貝の化身）と比して釈される。「記」では、大国主命が殺されかけてはそれを回避する、殺されても蘇生する伝承がみられるが、風土記ではみられない。風土記では削除されたのか、それとも、元来さような伝承は無かったのか？　  
  
**餘戸里**　〔名を説くこと、意宇の郡の如し。〕  
  
**千酌驛**　郡家東北一十九里一百八十歩。伊差奈枳命御子、都久豆美命、此處坐。然則可謂都久豆美。而今人猶千酌號耳。  
千酌（ちくみ）の駅。郡家の東北一十九里一百八十歩。伊差奈枳命（いざなきのみこと）の御子、都久豆美命（つくつみのみこと）、此処に坐（いま）す。然れば則ち都久豆美と謂ふ可きを、今の人猶（なほ）し千酌と号（なづ）くるのみ。

■千酌の駅は「隠岐の渡り」とあり、隠岐への公式航路の駅であるが、本来は、都久豆美命の坐す地であった。伊差奈枳命の子で「つくつみ」は「つきよみ」で月読命とみられるやうだが、不自然である。野城大神を野城の駅の条でみたごとく、駅の管轄下に置かれるべきものではない。更に、その伝承が棄てられ、千酌と称される駅に、天照大神に次ぐ月読命が祭祀されることはあるまい。■都久豆美命が伊差奈枳命の子であるかは、他にこれを裏付ける記述はないとされる。伊差奈枳命の子とするのであるからには、かつては、相当の崇敬を得ていた神であったらう。しかし、祭祀すべき集団が力を失った。「つく」は着、付、託、憑、舂、築、漬、等々広い義があり、「み；美（甲類）」は山神（やまつみ）の「み；霊」と同じであり、この地の地形を築（つきかため）た命ととれないこともない。  
  
布自支彌社　多気社　久良彌社　同波夜都武志社　川上社　長見社　門江社　横田社　加賀社　爾佐社　爾佐加志能為社　法吉社　生馬社　美保社　〔以上一十四所。並在神祇官〕。  
大井社　阿羅波比社　三保社　多久社　 蜛蝫社　同蜛蝫社　質留比社　方結社　玉結社　川原社　虫野社　持田社　加佐奈子社　比加夜社　須義社　伊奈須美社　伊奈阿気社　御津社　比津社　玖夜社　同玖夜社　田原社　生馬社　布奈保社　加茂志社　一夜社　小井社　加都麻社　須衛都久社　大埼社　大埼川邊社　朝酌社　朝酌下社努那彌社　椋見社　〔以上四十五所。並不在神祇官〕（古写本ではほぼ全文欠落、『神名式』により復旧されたもの）。  
■「この欠落のために、『出雲国風土記』諸本の系統については現在なお定説をみない」と注され、この風土記には大量の欠落部分があり、原本とは隔たりがあるといふ。「常陸国風土記」においては、編纂者や期日すら削除され、甚だしく「略之」部分があり、改竄甚だしいものがみられるが、「出雲国風土記」においてもなんらかの再検討が行はれたといふことか。ご祭神が「記紀」の神と置き換へられたことには崇敬者の相当の反発が予想されやう、紛糾して掲載を見送ることとなったのかもしれない。  
  
布自枳美高山。郡家正南七里二百一十歩。高二百七十丈。周廿里。〔有烽〕。  
女岳山。郡家正南二百卅歩。  
虱野。郡家西南三里一百歩。〔無樹木〕。  
毛志山。郡家正北一里。  
大倉山。郡家東北九里一百八歩。  
糸江山。郡家東北廿六里卅歩。  
小倉山。郡家正東廿四里一百六十歩。  
凡、諸山所在草木、白朮・麦門冬・藍漆・五味子・苦参・独活・葛根・薯蕷・卑解・狼毒・杜仲・芍薬・柴胡・苦参・百部根・石斛・藁本・藤・李・赤桐・白桐・海石榴・楠・楊・松・栢。禽獣、則有鷲〔字或作鵰〕・隼・山雞・鳩・雉・猪・鹿・猿・飛鼯  
■布自枳美の高山　自は「し・じ」であり、布自は「ふし」低頭することでもある。「きみ」は「きび」の古名、本草和名に、「黍（しょ）米　又穄（さい）米有り　相似て粒大なり。和名、岐美（きみ）」とある。布自枳美は頭の垂れたる黍（きび）と釈すこともできやう。都留支日子命の支は「き・ぎ」、「つるぎ」、古音は「つるき」で劔とされるが、先に鎌とみて、武神といふよりは農業神とみた。須佐能袁命の子は草木と関連が深いことにもよる。  
諸系譜（中田憲信編）第11冊（[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/10301748)　52/60）に難波田使（たづかひ）首（おびと）の系図として、  
高魂命－伊久魂命－天押立命（又の名神櫛玉命）－－陶津耳命（和泉国大島郡陶荒田神社）－玉依彦命－－生玉兄日子命  
　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　－都留支日古命　　　　　　　　　　　　　　　－剣根命  
とあり、都留支日古命には、「出雲国島根郡山口里住み給ふ吾敷坐山口處在詔而故山口負子」と注されている。高魂命は神魂命と対になる出雲の祖神であり、伊久魂命は太玉命に相当し、櫛玉命と続く系譜である。田使とは屯倉の管理を行った田令が前身であり、渡来系で戸籍や計帳に通じた者を任命した。欽明天皇十七年条（[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki38.htm#%E5%8D%81%E4%B8%83%E5%B9%B4%E6%98%A5%E6%AD%A3%E6%9C%88)）に蘇我稲目が備前の児嶋に屯倉を置き、葛城山田直瑞子を田令と為したとある。つまり、この系譜から難波、和泉、葛城に入った族があり、葛城の族を稲目が田令に用ゐた。和泉の陶津耳命の子孫が崇神天皇の時に大物主神を祭祀する太田田根子であり、都留支日古命の子孫を難波の田使首田使首とした。  
「古代出雲への道（[HP](https://xn--u9jta474uoyc71cky0m6xj.jp/entry18.html)）」、では、「先代旧事本紀、国造本紀」により、剣根命を神武朝の葛城国造とし、「姓氏録」の「大和国　神別　天神　葛木忌寸　忌寸　高御魂命五世孫剣根命之後也」により、「『葛』（かずら）は『つる草の総称』であり、剣根命と都留支日子命も『葛城』の『蔓木』（つるぎ）に由来したものかなという一つの考えが浮かんだ。」としておられる。ただ、この系譜では、世代が「記紀」の神代から一気に神武朝に飛躍し、成立せず、疑問があるが、布自枳美の高山、都留支日子命を考へる上では参考になる。  
布自枳美の高山は本來山そのものがご神体であり、山麓で山を守る神が都留支日古命であったものが、布自伎美神社（[延喜式神名帳調査](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430201-01.html)）では、山頂の社で、あたかもこの山の神のごとく祭祀され、武神でもあり、また、多くの神々が合祀されており、すっかり様相を異にしていやう。  
女岳山の位置に関しては、郡家からの距離からすれば、布自枳美の高山の七里北になり、双方の位置の同定が難しい。また、里と歩数であるが、道路の距離は合致するが、山の高さは登山道説などがあり、それぞれ実測されたが合致せず、それ以外にも別の測り方を試みたものの合致するものがなかったやうである（服部旦氏の「『出雲国風土記』島根郡家の比定　[HP](https://iss.ndl.go.jp/books/R000000004-I2921929-00)」に詳しい）。  
  
水草河。源二。〔一水源出郡家北三里一百八十歩毛志山、一水源出郡家西北六里一百六十歩同毛志山〕。二水合、南流入々海。〔有鮒〕。  
長見川。源出郡家東北九里一百八十歩大倉山、東流。  
大鳥川。源出郡家東北一十二里一百一十歩墓野山、南流。二水合、東流入々海。  
野浪川。源出郡家東北廿六里卅歩糸江山。西流入大海。  
加賀川。源出郡家正北廿四里一百六十歩小倉山、北流入大海。  
多久川。源出郡家西北廿四里小倉山。西流、入秋鹿郡佐太水海。〔以上六川、並無魚。少々川也〕  
法吉坡。周五里。深七尺許。有鴛鴦・鳧・鴨・鯉・鮒・須我毛。〔当夏節、尤有美菜〕。  
前原坡。周二百八十歩。有鴛鴦・鳧・鴨等之類。  
張田池。周一里卅歩。匏池。周一里一百一十歩。〔生蒋〕。美能夜池。周一里。口池。周一里一八十歩。〔有蒋・鴛鴦〕。敷田池。周一里。〔有鴛鴦〕。  
■坡　「つつみ」と訓じられている。堤は説文に「滞るなり」とあり、水をとどめるため土手を築くことになる。坡は説文に「阪なり」とあり、注に阪は陂であり、これらは「陂陀（はだ）」、うねうねと続くこと（字統）といふ。池は説文に「陂なり」、注に、「城に水あるを池といふ」とあり、堀池が原義であり庭園の池に及び、停水を池とした。大雨、長雨では川はしばしば氾濫したことであらう。流路を制御する土手を築くことは極めて困難であり、氾濫した水の排水路の開削、氾濫の拡大を防ぐ盛り土、あるいは農耕用水を貯めるための盛り土など、治水の技術が開発されてのことであらう。

南入海〔自西行東〕。  
**朝酌促戸渡**　東有通道。西在平原。中央渡。則筌亙東西。春秋入出。大小雑魚、臨時来湊、筌邊𩣚騃、風壓水衝、或破壊筌、或裂破䍡、於是被捕。大小雑魚、濱譟家闐。市人四集、自然成鄽矣。〔自茲入東至于大井濱之間、南北二濱、並捕白魚、水深也〕。  
南は入海（いりうみ）〔西より東（ひむがし）へ行く〕。  
朝酌（あさくみ）の促戸（せと）の渡（わたり）。東に通道（かよひぢ）有り。西に平原（はら）在り。中央（まなか）は渡なり。則ち筌（うへ）を東西に亙（わた）し、春秋に入れ出（い）だす。大（おほ）き小（ちさ）き雑（くさぐさ）の魚（うを）、臨時（とき）に来湊（きあつま）りて、筌の辺（ほとり）に𩣚（おどろき）き騃（は）ね、風を圧（を）し水を衝（つ）く、或は筌を破壊（やぶ）り、或は䍡（あみ）を裂破（さ）く。是に捕（と）らゆる大き小さき雑の魚に、浜譟（さわ）がしく家闐（にぎは）ひ。市人（いちびと）四（よも）より集（つど）ひて、自然に鄽（いちくら）を成す。〔茲（ここ）より東に入り、大井（おほゐ）の浜に至る間の南と北と二つの浜は、並びに白魚（しろを）を捕る。水深し〕。  
■促戸　両側の陸が迫って門のやうになっている所。■筌　竹で編んだ魚を捕る道具。魚は一旦入ると出られない。■亙は亘と同じ。■䍡　説文に「罜䍡なり」とあり、罜は小魚用の網、䍡は罒（あみ）と鹿から成る。鹿は説文の注に「鳥鹿足相比」とあり鳥の二足、鹿の二足の間の距離が蜜なことを比としており、罜は網目が密なこと。■鄽は生産物販売のための特殊な地域で市司の管理下にあるものだが、ここでは自然にとあり、自発的に行はれ、以下、魚貝類のみならず近辺の産物が持ち寄られたのであらう。  
  
**朝酌渡**　廣八十歩許。自國廰通海邊道矣。  
朝酌の渡。広さ八十歩許。国庁（くにのまつりごとどの）より海辺に通ふ道なり。  
  
**大井濱**　則有海鼠・海松。又造陶器也。  
大井（おほゐ）の浜　則ち海鼠（こ）・海松（みる）有り。又陶器（すゑもの）を造る。  
■海鼠はナマコ、海松は海藻（緑藻）のこと。海松は、その色と形が好まれた。魚の棲息に適している。■大井浜の須恵器窯跡は山陰地方有数の大規模古窯群となっており、須恵器生産は六世紀後半から八世紀にかけて在地首長層の掌握下でなされたと注される。須恵器は高温で焼かれた薄手の陶器で祭祀用の高級品に始る。高温の釜を維持する技術を要する。大量生産が可能となれば交易の利は極めて大きかったであらう。鞴（ふいご）と高炉となれば製鉄に不可欠となる。「紀」では茅渟縣陶邑で須恵器が生産され、物部連の祖伊香色雄が神班物者（かみのものあかつひと）とされたとあり（崇神天皇七年秋八月条、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki13.htm#%E4%B8%83%E5%B9%B4%E6%98%A5%E4%BA%8C%E6%9C%88)）、謂はば物部氏が祭祀用須恵器の流通の利権を獲得しており、先にみた系図からすれば、陶津耳命につながるものであり、出雲の技術が和泉にもたらされたやうに思はれる。  
  
**邑美冷水**　東西北山。並嵯峨。南海澶漫。中央鹵、灠磷々。男女老少、時々叢集。常燕會地矣。  
邑美（おほみ）の冷水（しみづ）。東と西と北は山。並びに嵯峨（さが）しく、南は海澶漫（ひろ）く、中央（まなか）は鹵（かた）、灠（いづみ）磷々（きよ）し。男（をとこ）も女（をみな）も老いたるも少（わか）きも、時々に叢集（つど）ひて。常に燕会（うたげ）する地（ところ）矣（なり）。  
■三方が山で険しい。南に海が開けている見晴らしのよい所。■鹵は、岩塩であり精製された鹵塩は祭祀に用ゐられる。萩原訳では「かた」と訓じ「沢」とされ、下の浜鹵を「なぎさ」と訓じ単に「浜」としておられる。潟卤（xìlǔ セキロ）は海水がしみ込んだ土地。鹵を潟（かた）とみておられやう。■灠は氾、水のあふれ出ること。■磷々は、水が清く川底の石が透きとおってみえるさま。冷水を「しみづ；清水」と訓じておられ飲料水と思ったのであるが、単に冷水であり、鹵に湧き出ており、透明度が高いのであるが、飲料に適しているかは不明である。■燕会は宴会。燕会の前には、この位置からすれば布自枳美の高山、このご神体が祭祀され、この塩が用ゐられたのかもしれない？  
   
**前原埼**　東西北並巃嵸。下則有陂。周二百八十歩。深一丈五尺許。三邊草木、自生涯。鴛鴦・鳧・鴨、随時当住。陂之南海也。即陂與海之間濱。東西長一百歩。南北廣六歩。肆松蓊鬱、濱鹵淵澄。男女随時叢會、或愉楽帰、或耽遊忘皈、常燕喜之地矣。  
前原（さきはら）の埼（さき）。東と西と北は並びに巃嵸（さが）しく、下は則ち陂（つつみ）有り。周（めぐ）り二百八十歩。深さ一丈（つゑ）五尺（さか）許（ばかり）。三つの辺（ほとり）は草木、自（おのづ）から涯（きし）に生（お）ふ。鴛鴦（をし）・鳧（たかべ）・鴨（かも）、随時（よろより）当（いた）り住（す）む。陂の南は海也。即ち陂と海との間の浜、東西の長さ一百歩、南北の広さ六歩。肆（なら）べる松蓊鬱（しげ）り、浜鹵（なぎさ）淵（ふか）く澄（す）む。男も女も随時（よろより）叢会（つど）ひ、或は愉楽（たの）しみて帰り、或は耽遊（あそ）びて皈（かへ）るを忘る。常に燕喜（うたげ）する地（ところ）矣（なり）。  
■巃は山並みが龍のやうにうねっていること、嵸は山が連なっていること。■涯は崖（がけ）のこと。■鴛は雄のおしどり、鴦は牝のおしどり。■鳧はまがも。■蓊鬱はこんもりと繁るさま。■東西百歩、南北六歩では極めて狭く細長く、松がならび生えており、淵があるなら岩場のごときで、浜と云へるのか？その浜の鹵となれば、邑美の鹵と併せれば岩塩の結晶した地があったといふことなのか？■叢は草が群がり生えること、多くのものが集まること。■耽遊は遊び耽（ふけ）ること。六歩前が海の狭い所、松の下に横に広がっての宴会であろうか？前には蜛蝫（たこ）嶋が見える。  
  
**蜛蝫嶋**。周一十八里一百歩。高三丈。古老傳云、出雲郡杵築御埼在蜛蝫。天羽合鷲、掠持飛燕来、止于此嶋。故云蜛蝫嶋。今人、猶誤栲嶋號耳。土地豊沃。西邊松二株。以外、茅・莎・薺頭蒿・蕗等之類、生靡。〔即有牧〕。去陸三里。  
蜛蝫（たこ）島。周り一十八里一百歩。高三丈。古老（ふるおきな）の伝へて云（い）はく、出雲（いづも）の郡杵築（きづき）の御埼（みさき）に蜛蝫在り。天の羽合鷲（はあひわし）、掠（と）り持ち飛燕（と）び来て、此の島に止まりき。故、蜛蝫島と云ふ。今の人、猶（なほ）し誤りて栲島と号（なづ）くるのみ。土地（つち）豊沃（こ）えたり。西の辺（ほとり）に松二株（ふたもと）あり。以外（このほか）、茅（ち）・莎（くく）・薺頭蒿（おほぎ）・蕗等（ふふきども）の類（たぐひ）、生（お）ひ靡（なび）く。〔即ち牧（むまき）有り〕。陸（くが）を去ること三里。  
■蜛蝫　蛸。■羽合鷲　羽が広く大きな鷲。■栲島　「たくしま」であるが「たこしま」と発音されていたとする説（服部旦氏）が注される。また、「たこ」→栲「たく」→太根「たく」→大根「たいこ」→「だいこん」となり大根島と称されるやうになった（大根島の由来　松江観光協会八束町支部、[HP](http://kankou-daikonshima.jp/origin)）とあり、蜈蚣嶋は江島となっている。島の成り立ちについて、「大根島と江島は同一の火山島で、今から約１９万年前、噴火によってできました。溶岩の厚みは約８０ｍありますが、これは度重なる噴火により薄い溶岩層が重なってできたものです。火山噴火が起こった頃は氷期にあたり、海面は少なくとも現在より６０ｍ以上も低下しており、溶岩は陸上に流れたものです。その後、海面の上昇と降下が繰り返され、最終的には１万年前以降、海面の著しい上昇に伴い、現在のような緩やかな丘の島となりました。（同HP）」とある。「八束」の名の残る地であり、八束水臣津野命の国引きと所造天下大神の造陸活動とを想起せしむ。■茅（ちがや）・莎（はますげ）・薺頭蒿（よめな）・蕗（ふき）　■牧　放牧されていた。「松江市八束町江島」の歴史（[HP](http://www.kougenan.net/!!takojinjya.html)）によれば、「奈良時代の頃、全島が牧となり住民は蜈蚣島へ移住させられた」とある。  
  
**蜈蚣嶋**　周五里一百卅歩。高二丈。古老傳云、有蜛蝫嶋蜛蝫、食来蜈蚣、止居此嶋。故云蜈蚣嶋。東邊神社。以外皆悉、百姓之家。土體豊沃。草木扶蔬、桑・麻豊富。此則所謂嶋里、是矣。〔去津二里一百歩〕。即自此嶋、達伯耆國郡内夜見嶋、磐石二里許。廣六十歩許。乗馬猶往来。盬満時、深二尺五寸許。盬乾時者、已如陸地。

蜈蚣（むかで）島。周り五里一百三十歩。高さ二丈。古老の伝へて云はく、蜛蝫（たこ）島に有りし蜛蝫、蜈蚣を食（く）ひ来て、此の島に止居（とど）まりき。故、蜈蚣島と云ふ。東の辺に神の社（やしろ）あり。以外は皆悉（ことごと）に、百姓（おほみたから）の家なり。土体（つち）豊沃（こ）え、草木扶蔬（しげ）りて、桑（くは）・麻（あさ）豊富（ゆたか）なり。此は則ち所謂島の里、是矣（これなり）。〔津をること二里一百歩〕。即ち此島より、伯耆（ははき）の国郡内（くぬち）の夜見（よみ）の島に達（いた）るまで、磐石（いは）二里（さと）許（ばかり）。広さ六十歩（あし）許。馬に乗り猶往来（かよ）ふ。塩（しほ）満（み）つ時は、深さ二尺（さか）五寸（さ）許。塩乾（ふ）る時は、已に陸地（くが）の如し。  
■蜛蝫と蜈蚣の関係は不明。江戸幻獣博物誌「妖怪と未確認動物のはざまで（[HP](https://books.google.co.jp/books?id=llpxDgAAQBAJ&pg=PA91&lpg=PA91&dq=%E3%82%BF%E3%82%B3%E3%81%A8%E3%83%A0%E3%82%AB%E3%83%87&source=bl&ots=zoE0t4N6Mp&sig=ItKkw_kkzLYDJLhEJXYIOHXHBJo&hl=ja&sa=X&ved=0ahUKEwiJtoOk1PDTAhUHNJQKHcpyAHMQ6AEIOjAE#v=onepage&q=%E3%82%BF%E3%82%B3%E3%81%A8%E3%83%A0%E3%82%AB%E3%83%87&f=false)）」に、海草を煮て椀に入れて忘れ、数日たってみると、ことごとくムカデになっていたとする記述がある。タコと海藻なら話は通じる。「松江市八束町江島」の歴史では、島の形がムカデの頭にみえないか？としておられ、誰しもこの関連性に窮す。「記」ではムカデとハチ呉公と蜂としている。虫呉、虫公とは蜈蚣。玉篇（543年に顧野王によって編纂）に、「蝍蛆能く蛇を食ふ。亦蜈蚣と名づく」とあり、漢方では、蜈蚣は鎮痛、消炎、解毒作用等の効能ありとする。一説では、呉王夫差を諫めて殺された伍子胥を呉公と云ひ、夫差の死を見届けるまで三年眼が開いていたとする伝承があり、蜈蚣の強壮を示すものとされる。■東辺の社は蜛蝫社のこと、蜛蝫島の島民が蜈蚣島に移住せしめられると社も移る、また、牧が終はり（平安時代）、復帰せしめられると社も復帰する。■夜見島　この当時は島であった。「（蜈蚣）島から伯耆国の会見郡に属している夜見島（弓ヶ浜半島は当時島であった。）に至るまでの間には、岩盤が続いていて、長さは約１，１００メートル、幅は１０７メートルばかりであるが、きわめて浅いので、乗馬で往復することができる。潮の満ちた時は、深さ７４センチばかり、潮の干た時は全く陸地のようである。（松江観光協会、[HP](http://kankou-daikonshima.jp/origin)）」と釈されている。■桑と麻が豊富　神事に欠かせないものであり、忌部氏が関係していやう。  
  
**和多太嶋**　周三里二百廿歩。〔有椎・海石榴・白桐・松・芋菜・薺頭蒿・蕗・都波・猪・鹿〕。去陸渡一十歩。不知深浅。  
**美佐嶋**　周二百六十歩。高四丈。〔有椎・橿・葦・茅・都波・薺頭蒿〕。  
**戸江剗**　郡家正東廿里一百八十歩。〔非嶋、陸地濱耳、伯耆國郡内夜見嶋将相向之間也〕。  
**栗江埼**　〔相向夜見嶋、促戸渡二百一十六歩〕。埼之西、入海堺也。  
凡南入海所在雑物、入鹿・和爾・鯔・須受枳・近志呂・鎮仁・白魚・海鼠・魚高鰕・海松等之類、至多、不可令名。  
■ここまでは入海（中海）に面している。和多太（わただ）嶋は陸からわずか10歩の距離で深浅が分らないといふは岩場なのか？周囲は約三里半で猪や鹿が居るとは泳いで渡れるといふことか、元来陸続きであったものか。椎・海石榴・白桐・松は本島と同じ、薺頭蒿・蕗は蜛蝫嶋と同じ。芋菜（さといもの古名）・都波（つわぶき）がある。美佐（みさ）嶋は周囲約半里、高さ四人分。椎・葦・茅は本島と同じ、薺頭蒿・都波は和多太嶋と同じ。橿（かし）が生えている。戸江剗（とのえのせき）、剗は「せき；関」と訓じられている。剗は削って平らなこと。夜見島に向かい合ふ地であり、島ではなく陸続きの浜とあり、夜見島と通行する地点といふことか。  
  
**北大海**　埼之東、大海堺也。〔猶自西行東〕。**鯉石嶋**　〔生海藻〕。**大嶋**　〔礒〕。**宇由比濱**　廣八十歩。〔捕志昆魚〕。**盗道濱**　廣八十歩。〔捕志昆魚〕。**澹由比濱**　廣五十歩。〔捕志昆魚〕。**加努夜濱**　廣六十歩。〔捕志昆魚〕。**美保濱**　廣一百六十歩。〔西有神社、北有百姓之家、捕志昆魚〕。**美保埼**　〔周壁峙㠑定岳〕。**等々嶋**　〔禺々常住〕。**土嶋**　〔礒〕。**久毛等浦**　廣一百歩。〔自東行西十船可泊〕。**黒嶋**　〔生海藻〕。**這田濱**　〔長二百歩〕。**比佐嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**長嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**比賣嶋**　〔礒〕。**結嶋門嶋**　周二里卅歩。高一十丈。〔有松・薺頭蒿・都波〕。**御前小嶋**　〔礒〕。**質留比浦**　廣二百廿歩。〔南神社、北百姓之家、卅船可泊〕。**久宇嶋**　周一里卅歩。高七尺。〔有椿・椎・白朮・小竹・薺頭蒿・都波・芋〕。**加多比嶋**　〔礒〕。**船嶋**　〔礒〕。**屋嶋**　周二百歩。高廿丈。〔有椿・松・薺頭蒿〕。**赤嶋**　〔生海藻〕。**宇気嶋**　〔同前〕。**黒嶋**　〔同前。〕**栗嶋**　周二百八十歩。高一十丈。〔有松・芋・茅・都波〕。**玉結濱**　廣一百八十歩。〔有碁石、東邊有唐砥。又有百姓家〕。**小嶋**　周二百四卌歩。高一十丈。〔有松・茅・薺頭蒿・都波〕。**方結濱**　廣一里八十歩。〔東西有家〕。**勝間埼**　有二窟。〔一高一丈五尺。裏周一十八歩。一高一丈五尺。裏周廿歩〕。**鳩嶋**　周一百廿歩。高一十丈。〔有都波・茨〕。**鳥嶋**　周八十二歩。高一十五丈。〔有鳥栖〕。**黒嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**須義濱**　廣二百八十歩。**衣嶋**　周一百廿歩。高五丈。中鑿南北船猶往来也。**稲上濱**　廣一百六十二歩。〔有百姓之家〕。**稲積嶋**　周卌八歩。高六丈。〔有松木鳥之栖〕。中鑿、南北船猶往来也。**大嶋**　〔礒〕。**千酌濱**　廣一里六十歩。〔東有松林、南方驛家、北方百姓之家、郡家東北一十七里一八十歩。此則所謂度隠岐國津是矣。**加志嶋**　周五十六歩。高三丈。〔有松〕。**赤嶋**　周一百歩。高一丈六尺。〔有松〕。**葦浦濱**　廣一百廿歩。〔有百姓之家〕。**黒嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**亀嶋**　〔同前〕。**附嶋**　周二里一十八歩。高一丈。〔有椿・松・薺頭蒿・茅・葦・都波也。其薺頭蒿者、正月元日生、長六寸〕。**蘇嶋**　〔生紫菜・海藻〕。中鑿、南北船猶往来也。**真屋嶋**　周八十六歩。高五丈。〔有松〕。**松嶋**　周八十歩。高八丈。〔有松林〕。**立石嶋**　〔礒〕。**瀬埼**　〔礒、所謂瀬埼戍、是也〕。**野浪濱**　廣一里二百八歩。〔東邊有神社、又有百姓之家〕。**鶴嶋**　周二百一十歩。高九丈。〔有松〕。**間嶋**　〔生海藻〕**毛都嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**川来門大濱**　廣一里一百歩。〔有百姓之家〕。**黒嶋**　〔生海藻〕。**子黒嶋**　〔生海藻〕。  
■北及び夜見島以東は大海（日本海）、島や礒と浜、海産物、植生、農耕、港、神社について記載されており、海岸沿いに人々の生活がある。千酌濱は駅家があり、隠岐国との間の港となっており、半島との交流があり、要地であった。■志昆魚　「しび」と訓じられるが昆、昆魚で「び」とはならない。中国伝説の大魚、鯤に関連しやう。「記紀」や万葉集では「しび」は「鮪」が用ゐられ、「まぐろ」とみなされるが、説文では「鮥なり」とあり、鮥はチョウザメとある。この海域では大型の魚を漁獲する技術、相応しい船、網、銛があったといふことか。■海藻　ワカメで出雲国の貢進物と注される。■礒　説文では硪で、「石巖なり」、注に、「巖は厓なり。石巖、石厓なり」とあり海に限らない。磯は、説文に、「大石、水に激すなり」とあり黄河や長江等河川の大石が相定されていやう。礁は、水面に隠見する岩、海に囲まれた島国とは用法が異なっている。大嶋、礒とあるのは岩場の多い島であらう。■美保神社の本來のご祭神は所造天下大神の子御穂須々美命であった。「所造天下大神とたたへまつる大國主神がその神業の御協力の神少彦名命をお迎へになった所であり、又その地理的位置は島根半島の東端出雲國の関門で、北は隠岐、竹島、欝陵島を経て朝鮮に至り、東は神蹟地、地の御前、沖の御前島を経て北陸（越の國）、西は九州に通ずる日本海航路の要衝を占め、更に南は古書に傳へる國引由縁の地弓ケ浜、大山に接し、上代の政治文化経済の中心であったと考へられる。現に考古学上の遺跡や遺物によってもこれを窺ふことが出来る。（美保神社；[延喜式神名帳](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430214-01.html)）」とある。峙は直立、そびえ立つこと。埼は湾曲した岸、水厓の曲折する所、山側を岬とする。崎は、元来、山路が平坦でない所が原義。我が国では、崎を「みさき」とし、水厓に臨むところを埼とすることが多い。㠑は山が高く峻険で不ぞろいなこと。■禺々　トドと注されている。等々(とと)島の音からきていやう。ただ、トドは寒冷地に棲息するもので、ここではオットセイ、アシカの類とならう。禺は説文に「母猴の屬」とあり「おながざる」のこと。ただ、山海経では猴強（ぐきょう）といふ海神があり、禺は水神ともされる。■紫菜　のり科の総称、出雲の貢進物と注される。■浦　ここでは、浜と記される所は砂浜、浦と記される所は入組んだ岩盤質の湾（服部旦）と注される。説文に「瀕なり」とあり、浦は涯とも注され、水に接した所。甫にひろい義があり、入江のように水が広くなる所を云ふ。島の北側の久毛等浦では東西を渡る船10艘が停泊する広さとあり、質留比浦では30艘が停泊できるとしている。漁船ばかりではあるまい、往来、交易が含まれやう。■鳥栖　鳥島からすれば鳥の「ねぐら」となっていやう。■碁石　黒色の碁子用の石が採取されると注される。■唐砥　荒砥（あらと）用の岩石、唐（から）と付されるのは砥石が中国伝来のためと注される。■衣島は須義浜（美保関町管浦）の前の島、現地図では二つに分かれている。鑿は銅鉄器具で木をくり抜くことが原義、島の中間を掘削したとあり、土木器具と技術があった。稲積島の場合は、稲上浜と陸続きとなっている島の中間を掘削したのであらう。通行の短縮であり、荒波を防ぐものともなる。当時からすれば海面変動や河川による土砂堆積で地形が変わっており、確認が難しい。■千酌濱　（此れ則ち所謂隠岐国に度「わた」る津、是矣）とあり、駅家が置かれている。当時、重量物は海路、水路で運搬され、この津へ近距離で浜伝いに航路を確保することができていた。■瀬埼戍　戍は境界・要害の地などに置かれた防備のための施設と注されている。水軍が常駐していたのであらう。■駅家、戍があり、それぞれの浦、浜での特産物があり、交易ににぎわいがあったやうだ。

**加賀神埼**　即有窟。高一十丈許。周五百二歩。東西北通。  
所謂佐太大神之所産生處也。所産生臨時、弓箭亡坐。爾時、御祖神魂命之御子、枳佐加比比賣命、願、吾御子、麻須羅神御子坐者、所亡弓箭出来願坐。爾時、角弓箭、随水流出。爾時、取弓詔、此者非弓箭、詔而、擲廃給。又金弓箭流出来。即待取之坐而、闇鬱窟哉詔而、射通坐。即御祖支佐加比賣命社、坐此處。今人、是窟邊行時、必聲磅礚而行。若密行者、神現而飄風起、行船者必覆。  
加賀（かか）の神埼（かむさき）。即ち窟（いはや）有り。高さ一十丈（つゑ）許（ばかり）。周（めぐ）り五百二歩（あし）。東と西と北に通（とほ）る。  
所謂佐太大神（さだのおほかみ）の所産生（うま）れし処（ところ）也。所産生（うま）るる時に臨みて、弓箭（ゆみや）亡（う）せ坐（ま）しき。尓（そ）の時、御祖（みおや）神魂命（かむむすひのみこと）の御子、枳佐加比売命（きさかひめのみこと）、願（ね）ぎまししく、「吾（あ）が御子、麻須羅神（ますらのかみ）の御子に坐（ま）さば、亡せし所の弓箭出で来（こ）」と願ぎ坐しき。尓の時、角（つの）の弓箭、水の随（まにま）に流れ出ず。尓の時、弓を取りて詔りたまひしく、「此（こ）は弓箭に非ず」と詔りたまひて、擲（な）げ廃（う）て給（たま）ふ。又、金（かね）の弓箭流れ出で来（く）。即ち待（ま）ち取らし坐して、「闇鬱（くら）き窟（いはや）なる哉」と詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖支佐加比売命（きさかひひめのみこと）の社（やしろ）、此処に坐（いま）す。今の人、是の窟（いはや）の辺（ほとり）を行く時に、必ず声磅礚（とどろ）かして行く。若し密（ひそ）かに行かば、神現（あらはれ）れて飄風（つむじ）起り、行く船は必ず覆（くつが）へる。  
■加賀（かか）は加加（かか）で「光加加明（かかや）きき」から来ていた。窟は「加賀の潜戸」のこと。■この地は八束水臣津野命が「国引き」した狭田（さだ）の国に当る。佐太（さだ）大神の誕生の地とされており、この窟が母体のごとし。■神魂命の女（むすめ）枳佐加比比売命と麻須羅神の子が佐太大神。麻須羅は、弓箭と関連付けられおり、「麻須良遠（ますらを）の獵矢（さつや）手挾（たぶさ）み向ひ立ち射るや的形（まとかた）濱（はま）のさやけき（逸文伊勢風土記）」の麻須良遠と同じで、武神を連想させる。この子が麻須羅神の子であるなら失せた弓箭を出せと「うけひ」をすると弓箭が出たのであり、麻須羅神の子と証明されたことになる。角の弓箭でなく金属の、或いは黄金の弓箭といふから、石器時代の武神ではなく、金属の時代の武神とならう。窟に光をもたらした弓箭であり、枳佐加比比売命は母体（窟）に光の道を開いた女神であり、そこに、子を闇（死）から光（生）の世界に送り出す力、冬から春に万物を再生せしむ地母神のやうな性格をみることができる。天の岩戸が開かれて闇に光がさすといふ物語の参考となったものかもしれない。また、航海の安全を左右する性格も有しており、こっそり通過することを誡めており、夜間の航行者に灯火となるやうな機能をも想起せしむ。「記」の𧏛貝比売（きさがひひめ）と同一視されがちであるが、果たしている役割はまるで異なり、慎重でありたい。  
  
**御嶋**　周二百八十歩、高一十丈。中通東西。〔有椿・松・栢〕。**葛嶋**　周一里一百一十歩。高五丈。〔有椿・松・小竹・茅・葦〕。**櫛嶋**　周二百卌歩。高一十丈。〔有松林〕。**許意嶋**　周八十歩。高一十丈。〔有茅澤・松林〕。  
**真島**　周一百八十歩。高一十丈。〔有松〕。**比羅嶋**　〔生紫菜・海藻〕。**黒嶋**　〔同前〕。**名嶋**　周一百八十歩。高九丈。〔有松〕。赤嶋　〔生紫菜・海藻〕。**大崎濱**　廣一里一百八十歩。〔西北有百姓之家〕。**須須比埼**　〔有白朮〕。**御津濱**　廣二百八歩。〔有百姓之家〕。**三嶋**　〔生海藻〕。虫津濱　廣一百廿歩。**手結埼**　**濱邊**。〔有二檜〕。窟。〔高一丈、裏周卅歩〕。**手結浦**　廣卌二歩。〔船二許可泊〕。**久宇嶋**　周一百卅歩。廣七丈。〔有松〕。  
■手結浦　船が二艘ほど停泊しており、中継となる浦とならう。  
  
凡、北海所捕雑物、志毘・朝鮐・沙魚・烏賊・蜛蝫・鮑魚・螺・蛤貝〔字或作蚌菜。〕・蕀甲蠃〔字或作石経子。〕・甲蠃・蓼螺子〔字或作螺子。〕・螺蠣子・石華〔字或作蠣犬脚也。或土曠。犬脚者勢也。〕・白貝・海藻・海松･紫菜・凝海菜等之類、至繁、不可盡稱。  
凡て、北の海に捕（と）る所の雑（くさぐさ）の物は、志毘（しび；マグロ）・朝鮐（ふぐ）・沙魚（さめ）・烏賊（いか）・蜛蝫（たこ）・鮑魚（あわび）・螺（さざえ）・蛤貝（うむき；ハマグリ）〔字を或は蚌菜に作る。〕・蕀甲蠃（うに）〔字を或は石経子に作る。〕・甲蠃（かせ；ウニの一種）・蓼螺子（にし）〔字を或は螺子に作る。〕・螺蠣子（かき）・石華（せ；カメノテ・フジツボの類）〔字を或は蠣犬脚に作る。或は土曠。犬脚は勢なり。〕・白貝（おふ；未詳、バカガイかと注される）・海藻（にきめ；ワカメ）・海松（みる）･紫菜（むらさきのり）・凝海菜（こるもは；テングサ）等（ども）の類（たぐひ）、至（いた）りて繁（さは）にして、称（な）を尽す可からず。  
■海藻や紫菜が貢進されており、これらは当地のみならず、交易品として流通した。後のこととなるが、出雲国の中央進上物として、絹を主力とする各種の糸、布、紙、各種油、紫草、海藻、青苔、海松、鹿革、鹿皮、蓆、甲、刀、弓、各種の玉が挙げられており、「古代出雲と『郡的世界の実像』、東洋大学、森公章、[HP](https://researchmap.jp/read0187345/published_papers)」に分量等詳しい。

通道。通意宇郡堺朝酌渡、一十里二百廿歩之中、海八十歩。  
通秋鹿郡堺佐太橋、一十五里八十歩。  
通隠岐渡、千酌驛家濱、一十七里一百八十歩 。  
  
郡司　主帳　無位　　　　　　　　　出雲臣  
　　　大領　外正六位下　　　　　　社部臣  
　　　少領　外従六位上　　　　　　神掃石君  
　　　主政　従六位下　　勲十□等　蝮朝臣  
■千酌驛家濱までの距離は「一十一」、「一十九」・・・と写本により異なる。服部説により「一十七」とある。■社部（こそべ）臣　「姓氏家系大辞典巻3、[HP](https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1123864)」に、「出雲国造の一族か？」、字義から神社に奉仕する部かとしつつ、渠（許、巨）曾部、でもあり、姓氏録、左京皇別の、「渠曾部朝臣、阿倍朝臣と同祖、大彦命の後也」を引いている。大彦命は開化天皇の兄であり、崇神天皇の時、北陸平定に派遣され、「越」とも関連が深さうである。その子武渟川別は東海平定に派遣された武人であり、阿倍臣等の祖とされる。また、膳部とする阿倍氏もあり、「こそべ」の職種も限定しかねる。秋鹿郡恵曇濱条に、島根郡の大領社部臣訓麻呂が祖波蘇等に言及されており、大領として島根郡の地を治める実力者であった。■神掃石（みわのはきし）君　諸テキストでは「社部石臣」、古写本には「社接石若」があるが内田律雄説に従ったとある。「同上辞典巻5」に、「三輪氏の族」、「神護景雲二年八月紀に、『出雲国島根郡人外從八位下神掃石公文麻呂、意宇郡人外少初位上神人公人足、同郷人神人公五百成等の廿六人に、大神掃朝臣を賜ふ』と見ゆ」とある。■蝮（たぢひ）朝臣　「記」によれば大雀（おほさざき）命（仁徳天皇）と石之日賣（いはのひめ）命の子に、蝮（たぢひ）の水齒別（みづはわけ）命があり、水齒別命の御名代として蝮部を定めたとある。水齒別命（反正天皇）は、多治比（たぢひ）の柴垣（しばがき）宮で天下を治めた。蝮は、元来、地名である。「同上辞典巻4」に、「多治比部（蝮部）には、襷（たすき；膳部）の部、靱（ゆけひ；靱負）の部、乳（みぶ；壬生）の部があり、蝮は壬生部にあたる」としている。各有力者の地にこの「部」が置かれ、出雲では蝮部として、「大税賑給歷名帳(739年)に出雲郷伊知里蝮部馬津女等見ゆ」とあり、蝮部臣を「出雲臣の族にして、出雲地方の蝮部の伴造たりし氏ならん」、蝮朝臣を「蝮部臣で朝臣を賜った者」としている。秋鹿郡、仁多郡にも蝮部臣がみえる。伴（とも）は「大王に仕へる」、造（みやつこ）はその集団を統率する者。

**秋鹿郡**  
合郷肆　里十二　神戸壱。  
　恵曇郷。本字恵伴。多太郷。今依前用。大野郷。今依前用。伊農郷。本字伊努。〔以上肆　郷別里参〕。神戸里。  
所以號秋鹿者、郡家正北、秋鹿日女命坐。故云秋鹿矣。  
秋鹿（あいか）の郡（こほり）

合（あは）せて郷（さと）四　里（こざと）十二　神戸（かむべ）一。  
　恵曇（ゑとも）の郷。本の字は恵伴なり。多太（ただ）の郷。今も前（さき）に依（よ）りて用（もち）ゐる。大野（おほの）の郷。今依前用。伊農（いぬ）の郷。本字伊努。〔以上（かみ）の四　郷別（さとごと）に里（こざと）三〕。神戸の里。  
秋鹿と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、郡家（こほりのみやけ）の正北に、秋鹿日女命（あいかひめのみこと）坐（いま）す。故（かれ）、秋鹿と云ふ。

■秋鹿日女命を祭神とする社は、秋鹿神社（延喜式神名帳[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430305-02.html)）であり、社伝では、「天勅を蒙り、大己貴命の火傷を治療給はん」とあり、「記」の蛤貝比売（うむぎひめ）と同一とするのが神社庁の見解である。「神々の黄昏、秋鹿と諏訪（[HP](http://takeminatomi.seesaa.net/article/a16694393.html)）」によれば、「佐田大社之記（天和四年「1684年」の佐太神社の神主「大伴氏末胤勝部氏朝山姓勝秀による」の資料）」に、「秋鹿の語源については、佐太神社の神主家の文書に・・・１．『神名火山下の足日山。案ずるに、秋鹿、是アシカ。足日、是アシカ。共に訓みが通るのはなぜか。昔当社（佐太神社）を以って、秋鹿日女と号す。略』２．『伊並尊（伊弉冉）此の国崩御し、ついに垂日山（足日山）に葬られる。略』３．『神代啓蒙曰く、佐田社、伊並尊（伊弉冉）云々。略』」と記されるとある。つまり、秋鹿日女命を伊弉冉命としている。佐太神社の神主を古くから務めた勝部氏の伝承であり、「佐陀社内證記（天正6年「1578年」）」によれば、佐太神社は「信濃国諏訪大明神の勧請の社是なり」とあり、勝部氏の出自を諏訪神の末裔とする。諏訪神は建御名方神、その勧請した社が、佐太神社、それは古くは秋鹿日女命を祭祀、秋鹿は足日、足日山は垂日山、伊弉冉命の葬られた山、秋鹿日女命は伊弉冉命といふ連鎖。ただ、足日（たるひ）山のあるこの地は、八束水臣津野命が国引きした「狭田の国」にあり、国引き以降に伊弉冉命が葬られたことになり、八束水臣津野命の存在は伊弉冉命と同世代あるいはそれ以前となる。記紀の時系列上では不可能な設定である。佐太大神の社で再考しやう。  
  
**恵曇郷**　郡家東北九里卌歩。須佐能乎命御子、磐坂日子命、國巡行業坐時、至坐此處而詔、此處者國稚美好有、國形、、如画鞆哉、吾之宮者、是處造事者。故云恵伴。〔神亀三年改字恵曇〕。  
恵曇（ゑとも）の郷。郡家の東北九里四十歩なり。須佐能乎命（すさのをのみこと）の御子、磐坂日子命（いはさかひこのみこと）、国巡行（めぐ）り坐（ま）しし時に、此処（ここ）に至り坐して詔（の）りたまひしく、「此処は、国稚（わか）く美好（うるはし）く有（あ）り。国形（くにがた）、画鞆（ゑとも）の如き哉（かも）。吾（あ）が宮は、是処に造事（つく）らむは」。故（かれ）、恵伴と云ふ。〔神亀（じんき）三年、字を恵曇と改む〕。  
■磐坂日子命が腰をかけたとする巨岩の伝承を有するのが佐陀本郷の恵曇神社（延喜式神名帳[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430308-01.html)）。石坂日女の二人でこの地を治めたともする。以下の「恵杼毛社」に相当するとされる。江戸時代には恵曇の海辺の恵曇神社（延喜式神名帳[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430308-02.html)）を「恵杼毛社」としたが、明治になって「恵曇海辺社」に当るとされたやうである。磐坂日子命が生まれた地は、意宇郡の八雲町西岩坂の磐坂神社（延喜式神名帳[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430108-01.html)）の地で、「近くの船窪の地は命が船に乗つて国巡りをして着座されたところであるという話がある。またその折、命が笥皮笠をかぶっておられたので、いまも氏子は筍皮笠をかぶることを忌むという」とある。八雲町西岩坂は山中にあり、船窪（船を停泊させる窪地）も山中と思はれ、意宇川を船を綱で引き上げて遡ったのか、天の岩船などで空から降りたものか。「いは」は磐･岩・巖・厳で神事が行はれる処。「さか」は坂・逆・尺。坂道とされるが、分岐する処、境界となる処、長さの単位、川を遡ることでもある。磐組のある磐境（いはさか）なら祭事の処。この御子は祭祀者であったのかもしれない。■画鞆は絵鞆、「ゑ」とは形を描き彩色すること。この地の形を描かれた鞆（射手が矢羽根や弦との接触を防御するために左手首に装着する革）に喩へ褒めた。鞆のことを「ほむた」ともいふ。  
  
**多太郷**　郡家西北五里一百廿歩。須佐能乎命御子、衝鉾等乎與留比古命、國巡行坐時、至坐此處而詔、吾御心、照明正真成。吾者此處静将坐、詔而静坐。故云多太。  
多太（ただ）の郷。郡家の西北五里一百二十歩。須佐能乎命の御子、衝鉾等乎與留比古命（つきほことをよるひこのみこと）、国巡行（めぐ）り坐（ま）しし時に、此処（ここ）に至り坐して詔（の）りたまひしく、「吾（あ）が御心（みこころ）、照明（あか）く正真（ただ）しく成りぬ。吾は此処に静まり坐さむ」と詔りたまひて静まり坐しき。故、多太と云ふ。  
■衝鉾等乎與留比古命は古書には「衝杵等乎而留比古命」とあるが考証に従って改めたと注される。「風姿のWiki（[HP](http://fuushi.k-pj.info/pwk8/index.php?%E3%80%8C%E8%A1%9D%E6%9D%B5%E7%AD%89%E4%B9%8E%E8%80%8C%E7%95%99%E6%AF%94%E5%8F%A4%E5%91%BD%E3%80%8D)）」によれば、衝杵（つきき）の杵は農具であり、武具の鉾（ほこ；矛）ではないとし、「等乎（とを）而留（しる）」と訓じ「等を留めた」→「等を伝えた」と解し、「（衝杵）等の農具を伝えた」とし、農具神とみておられる。ここで、「心が明るく正しくなり落ち着いた」、から推測すれば、以前には暗くゆがむことがあったのであらう。而は万葉仮名では「て、で、に」に用ゐられ「とを（て、で、に）る」となる。「とをむ」とは波のうねることを云ひ、「たわむ」と同根の語（字訓）とある。「とをよる」はしなやかになびき寄ること。「つきき」は築杵でもあり、杵築と同じ。国引きされた湿地を築（つ）き固めるに苦労をなされたのかもしれない。  
  
**大野郷**　郡家正西一十里卅歩。和加布都努志能命、御狩為坐時、即郷西山、待人立給而、追猪犀。北方上之、至阿内谷而、其猪之跡亡失。爾時、詔、自然哉。猪之跡亡失、詔。故云内野。然今人猶誤大野號耳。  
大野（おほの）の郷。郡家の正西一十里三十歩。和加布都努志能命（わかふつぬしのみこと）、御狩（みかり）為坐（しま）しし時に、即ち郷（さと）の西の山に、待人（まちひと）を立て給（たま）ひて、猪犀（ゐ）を追ひて、北の方（かた）に上りしに、阿内（くまうち）の谷に至りて、其の猪（ゐ）の跡（あと）亡失（う）せき。尓（そ）の時、詔りたまひしく、「自然（おのづから）なる哉。猪の跡亡失せぬ」と詔りたまひき。故、内野（うちの）と云ふ。然して、今の人猶（なほ）し誤りて大野と号（なづ）くるのみ。  
■出雲郡の美談（みだみ）郷に、和加布都努志能命を所造天下神の御子で、天地が判れて後、天の御領田の長であったと記されている。「わか」は若いこと。「ふつに」は刃でものを切ること、「ふつ」は切るときの擬声語。天の御領田の長であれば稲を刈る音か？「ぬし」は主、ある職掌を司る者、御領田の長であり、かつ狩猟も好んだやうである。天の御領田の長がこの地で狩猟をして、阿内の谷で獲物が忽然と失せた。「うせぬ」が「うせの；亡失野？」、「うちの」に変化し、「おほの」となった、何がいいたいのか？■所造天下神が大穴持命であるなら、国譲りする大国主命の子が天（あめ）の御領田（みた）の長となり、「記紀」とは整合性がとれまい。この天の御田は記紀の高天原の御田ではありえず、出雲の天とすべきであり、大穴持命と所造天下神を別とし、天下を造った神の子の和加布都努志能命を出雲の天の御領田の長としたとするべきかと思はれる。また、和加布都努志能命と楯縫郷、山国郷条の布都怒志命とはその役割が異なり、別とすべきとも思はれる。  
  
**伊農郷**　郡家正西一十四里二百歩。出雲郡伊農郷坐、赤衾伊農意保須美比古佐和気能命之后、天瓺津日女命、國巡行坐時、至坐此處而詔、伊農波夜、詔。故云伊努。〔神亀三年、改字伊農〕。  
伊農（いぬ）の郷（さと）。郡家の正西一十四里二百歩。出雲の郡（こほり）伊農の郷に坐（いま）す、赤衾伊農意保須美比古佐和気能命（あかふすまいぬおほすみひこさわけのみこと）の后（きさき）、天瓺津日女命（あめのみかつひめのみこと）、国巡行（めぐ）り坐しし時に、此処に至り坐して詔りたまひしく、「伊農（いぬ）波夜（はや）」と詔りたまひき。故、伊努（いぬ）と云ふ。〔神亀三年、字を伊農に改む〕。  
■赤衾伊農意保須美比古佐和気能命は出雲郡伊努郷条に、国引きされた意美豆努命の子と記されている。意美豆努命を八束水臣津野命と同一視するやうだが、これも出雲郡で再考したい。■天瓺津日女命は天（あめ）の瓺（みか）の姫、瓺は大きな土器でとされる。万葉集379には、「・・・斎瓮(いはひへ)を 斎(いは)ひ掘り据ゑ ・・・ たわやめの 襲(おすひ)取り懸(か)け かくだにも 我れは祈(こ)ひなむ（大伴坂上郎女祭神謌） 」とあるごとく、天瓺は天での祭祀の土器とされる。赤衾伊農意保須美比古佐和気能命の后は天から降りてこられたのか、或いは、和加布都努志能命のごとく天で瓺を扱ふ立場にあられたのか。「はや」は賛嘆の詞であり、どういふ感情の高ぶりがあったのか、長い名を短縮し夫を「伊農」と称して、賛嘆された。  
  
**神戸里**　〔出雲也。説名如意宇郡〕。  
神戸里（かむべのさと）〔出雲也。名を説くこと意宇郡の如し〕。  
■意宇郡には出雲神戸、賀茂神戸、忌部神戸があった。この神戸は出雲神戸といふことか。「恵曇郡の南、八束郡鹿島町佐陀宮内、松江市古志町付近」と注されている。佐陀宮内とは佐太御子社であり、何故これが出雲神戸となるのか？風土記編纂時に出雲神戸となっていたといふことなのか？

佐太御子社　比多社　御井社　垂水社　恵杼毛社　許曾志社　大野津社　宇多貴社　大井社　宇智社　〔以上一十所、並在神祇官。〕  
恵曇海邊社　同海邊社　奴多之社　那牟社　多太社　同多太社　出嶋社　阿之牟社　田仲社　彌多仁社　細見社　下社　伊努社　毛之社　草野社　秋鹿社　〔以上一十六所、並不在神祇官。〕  
  
**神名火山**。郡家東北九里卌歩。高二百卅丈。周一十四里。所謂佐太大神社、即彼山下之。  
神名火山（かむなびやま）。郡家（こほりのみやけ）の東北九里（さと）四十歩（あし）。高二百卅丈（つゑ）。周一十四里。所謂（いはゆる）佐太大神（さだのおほかみ）の社（やしろ）は、即ち彼（そ）の山下之（やまもとなり）。  
■神名火山の東麓には佐太御子社が、北麓には弥生時代の銅鐸･銅剣の埋納遺跡として名高い志谷奥遺跡があると注される。所謂（世に謂はれている）佐太大神社と所謂が付されるのは何故か？本当は佐太御子社といふことか？佐太大神と佐太御子は同じか異なるのか？島根郡加賀の神崎で生まれたのも所謂佐太大神であった。「うけひ」により、麻須羅神が父と判明した。佐太御子を麻須羅神の御子とするなら、佐太神は麻須羅神となる。このあいまいさが佐太大神社の祭神を複雑なものにした。神社の由緒によれば、垂仁天皇54年に始めて合祀（伊弉冉尊）した、養老元年（717年）に太政官符の命により再建されたとあり（佐太神社；延喜式神名帳；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430301-01.html)）、この時すでに佐太大神のみでは宮を維持できなくなっていたやうである。天平5年（733年）の風土記編纂時には所謂佐太大神と忘れられがちな存在となっていたのかもしれない。「中世には伊弉冉尊（いざなみのみこと）の陵墓である比婆山（ひばやま）の神陵を遷し祀った社（佐太神社；公式ページ[HP](http://sadajinjya.jp/?m=wp&WID=4199)）」と伝へられたともいふ。また、明治になり、松江藩から「猿田彦神」と明示せよと指示（佐太神社；玄松子[HP](http://www.genbu.net/data/izumo/sada_title.htm)）があったともされる。先にみた「佐田大社之記」で、佐田大社を秋鹿日女命と称した、「佐陀社内證記」で、諏訪大明神の勧進ともあった。公式ページでは、「御本殿三社に十二柱の神々を御祀りしていますが、主祭神 佐太大神は出雲国で最も尊いとされる四大神の内の一柱で猿田彦大神と御同神です」とされている。■佐太大神は、国引きされた「狭田の国」の主神とされるが、神名火山のある恵曇郷は須佐能乎命の御子、磐坂日子命が治め、隣の多太郷は同御子、衝鉾等乎與留比古命の治める地である。須佐能乎命の御子二人にその地位を奪はれたと考へれば、その影が薄くなったことのつじつまは合ふ。以降、大穴持命、続いて記紀の神の影響下に置かれ、原形すら分からなくなったのであらう。佐太大社と秋鹿日女命、秋鹿日女命と伊弉冉命の関連する伝承もあった。秋鹿比売ではなく秋鹿日女と日女と区別している。日女は大日女、稚日女と天照大神あるいはその幼名、妹といふ高貴な称号であり、秋鹿日女も元来は高貴な立場におられたのかもしれない。秋鹿郡の名の由来は秋鹿日女命で郡家の正北に坐すとあった。以下の足日山と関連付けられ、伊弉冉命とみなす説が生まれたのであらう。秋鹿の名の由来となった秋鹿日女命、そして、狭田の名の由来となった佐太大神は、麻須羅神や神魂命の世代に連なる神ではなからうか。  
 **足日山**。郡家正北一里。高一百七十丈。周一十里二百歩。  
**女崇野**。郡家正西一十里廿歩。高一百一八十丈。周六里。土體豊沃。百姓之膏腴之園矣。無樹林。但上頭在樹林。此則神社也。  
女崇野（めたかの）。郡家の正西一十里廿歩。高さ一百一八十丈。周り六里。土体（つち）豊沃（こ）え。百姓（おほみたから）の膏腴（ゆたか）なる園矣（そのなり）。樹林（はやし）無し。但、上頭（みね）に樹林在り。此は則ち神の杜（もり）也。  
■古写本では「女心高野」とある。「心高」を「崇」の誤りとしている。上頭の樹林が神社とあるが、祭神には触れられていない。宇智社（内神社）が該当するとされ、「古来より一社別格で杵築・佐陀両社の支配を受けずとあり、松江藩の四祈願所（杵築、日御碕、佐陀、当社）の一つであった（内神社：延喜式神名帳；[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430306-01.html)）」とあり、杵築・佐陀両社も一目置く聖処となれば、相当の格の神が想定されやう。ご祭神を和加布都努志命と下照姫命とするのは後世の付加であり、下照姫命とするは「記紀」への配慮であり、原形ではあるまい。古写本の「女心高野」、肥沃の野の峰の樹林（社）に降りられるのであれば、その神は食に関し、秋鹿日女命に匹敵する格の女神であったのかもしれない。天の御領田の長である和加布都努志命を対として祭祀されるやうになった。■沃　説文に「漑灌（がいかん）なり」とあり、注に「水沃（そそ）ぐとき則ち土肥ゆ。故に沃土と云ふ。水沃ぐとき則ち光澤有り」とある。正字は𦮮。■膏は骨と肉の間にある「あぶら」、腴は腹の下の肥満、膏腴で土地が肥沃なことを云ふ。■上頭先頭、上の方■杜　説文に、「甘棠なり」とあり、からなし（カリン、小さな実のリンゴ）のこと、食用より薬用。「詩経‐召南」に周の宰相召公奭が甘棠樹の下で民の訴訟を聞き、公平に裁断したので、民が召公の徳を慕い甘棠の詩を作り詠じたとする故事がある。杜（もり）は社（やしろ）に通じ、ここでは神杜（かみのもり）を神社（かみのやしろ）とみていやう。 **都勢野**。郡家正西一十里廿歩。高一百一十丈。周五里。無樹林。嶺中在湒。周五十歩。四涯、藤（ふぢ）・萩（をぎ）・葦（あし）・茅（ち）等物叢生。或叢峙。或伏水。鴛鴦（をし）住也。  
**今山**。郡家正西一十里廿歩。周七里。  
凡、諸山野所在草木、白朮（をけら）・独活（つちたら）・女青（かはねくさ）・苦参（くらら）・貝母（ははくり）・牡丹（ふかみくさ）・連翹（いたちくさ）・茯苓（まつほど）・藍漆（やまあゐ）・女委（ゑみくさ）・細辛（みらのねくさ）・蜀椒（ふさはじかみ）・薯蕷（やまついも）・白歛（やまかがみ）・芍薬（えびすくすり）・百部根（ほとづら）・薇蕨（わらび）・薺頭蒿（おはぎ）・藤（ふぢ）・李（すもも）・赤桐（あかぎり）・白桐（あをぎり）・椎（しひ）・椿（つばき）・楠（くす）・松（まつ）・栢（かへ）・槻（つき）。禽獣則有鵰（わし）・晨風（はやぶさ）・山鶏（やまどり）・鳩（はと）・雉（きざし）・猪（ゐ）・鹿（しか）・兎（うさぎ）・飛猖（むささび）・狐（きつね）・獼猴（さる）。  
■湒　説文に、「雨下るなり」とある。周五十歩とあり、沼か澤になっていやう。涯は水辺のこと、四涯で周囲となる。■叢は群がり集ること、峙は立ち上がること、群生するもの、水辺から立ち上がるもの、水面に垂れるものがある。■鴛鴦　鴛（えん）がオス、鴦（おう）がメス、鴛鴦がいつも一緒に居る、オシドリ夫婦と仲のむつまじいことに喩へられる。  
**佐太河**。源二。〔東水源、島根郡所謂多久川、是出。西水源、出秋鹿郡渡村。〕二水合、南流入佐太水海。即水海周七里。〔有鮒〕。水海通入海。潮長一百五十歩。廣一十歩。

**山田川**。源出郡家西北七里湯火山、南流入々海。**多太川**。源出郡家正西一十里女崇野、南流入々海。**大野川**。源出郡家正西一十三里磐門山、南流入々海。**草野川**。源出郡家正西一十四里大継山、南流入々海。**伊農川**。源出郡家正西一十六里伊農山、南流入々海。（**長江川**。源出郡家東北九里四十歩神名火山、南流入々海）。〔以上七川。並無魚〕。  
■佐太河は水源が東西二つあり、合流して佐太水海に入り、更に入海に通じる。佐太水海は、元来、淡水湖。  
**恵曇坡。**周六里。在鴛鴦（をし）・鳧（たかべ）・鴨（かも）・鮒（ふな）。四邊生葦（あし）・蔣（まこも）・菅（すげ）。自養老元年以往、荷蕖、自然叢生太多、二年以降、自然亡失。都無一茎。俗人云、其底陶器（すゑもの）・瓺（みか）・甎（しきかはら）等類多有也。自古時々人溺死。不知深浅矣。**深田池**。周二百卅歩。〔有鴛鴦・鳧・鴨〕。**杜石池**。周一里二百歩。**峰峙池**。周一里。**佐久羅池**。周一里一百歩。〔有鴛鴦〕。

南入海。春則在鯔魚・須受枳・鎮仁・鰝鰕等、大小雑魚。秋則有白鵠・鴻鴈・鳧・鴨等鳥。  
北大海。  
**恵曇濱**　廣二里一百八十歩。東南並在家。西野。北大海。即自浦至于在家之間、四方並無石木、猶白沙之積。大風吹時、其沙、或随風雪零、或居流蟻散、掩覆桑麻。即有彫鑿磐壁二所。〔一所厚三丈。廣一丈、高八尺、一所、厚二丈二尺、廣一丈、高一丈〕。其中通川、北流入大海。〔川東、嶋根郡也、西秋鹿郡内也〕。自川口至南方田邊之間、長一百八十歩。廣一丈五尺。源者田水也。上文所謂佐太川西源、是同處矣。凡、渡村田水、南北別耳。古老傳云、嶋根郡大領社部臣訓麻呂之祖波蘇等、依稲田之澇、所彫堀也。  
恵曇（ゑとも）の浜。広さ二里一百八十歩（あし）。東と南とは並びに家在り。西は野。北は大海（おほうみ）なり。即ち浦より在家（さと）に至る間は、四方（よも）並びに石木（いはき）無く、猶（なほ）白沙（しろすなご）の積（つも）れるがごとし。大風（おほかぜ）の吹く時は、其の沙（すなご）、或は風の随（まにま）に雪と零（ふ）り、或は居流（ゐなが）れて蟻（あり）と散り、桑麻（くはあさ）を掩覆（おほ）ふ。即ち彫（ゑ）り鑿（うが）てる磐壁（いはかき）二所（ふたところ）有り。〔一所は厚さ三丈（つゑ）。広さ一丈、高さ八尺（さか）。一所は、厚さ二丈二尺、広さ一丈、高さ八尺（さか）。一所は、厚さ二丈二尺、広さ一丈、高さ一丈〕。其の中を通る川、北へ流れて大海に入る。〔川の東は、島根の郡也、西は秋鹿の郡の内也〕。川口より南の方、田の辺（ほとり）に至る間、長さ一百八十歩、広さ一丈五尺。源は田水（たみづ）也。上（かみ）の文（ふみ）に謂ふ所の佐太川の西の源は、是の同じき処矣（なり）。凡て、渡（わたり）の村の田水の、南北に別（わか）るるのみ。古老（ふるおきな）の伝へて云はく、島根の郡の大領（たいりやう）社部臣訓麻呂（こそべのおみくにまろ）が祖（おや）波蘇等（はそたち）、稲田の澇（こみ）に依りて、彫り堀りし所也。  
■恵曇浜は白砂の浜。恵曇浜の側に恵曇坡（えとものつつみ）があり、その底に陶器・瓺・甎等が沢山あるとしている。恵曇坡は発掘され佐陀講武貝塚のあたりとされる。佐太講武貝塚発掘調査報告書（全国遺跡報告総覧；[HP](http://sitereports.nabunken.go.jp/ja/2162)）によれば、「この貝塚が形成された当時、この周辺部が潟湖としてこうした貝の成育に適した環境にあったことが知られる。この潟湖は、後の『出雲国風土記』にいうところの「佐陀水海」、「恵曇披」の前身と考えられ、こうした湿地帯からヤマトシジミを主とする魚介類を採取し、周辺の山野に堅果類や鳥獣を求めていたものと思われる。弥生時代には、先述の北講武氏元遺跡で縄文晩期系の土器と弥生時代前期の土器がともに出土しており、この講武盆地を舞台に初期水田が開発されたことが知られる」とある。この盆地（講武盆地）にあった古代の潟湖の痕跡が「渡村の田水」に関連しやう。渡村は秋鹿郡と島根郡との間の渡りとなる村、川が整備され佐太橋ができるまでは、船で往来していたのであらう。稲作ともなれば水抜き期間も必要となり、排水路を築くことが求められた。波蘇等が稲田の澇（たまり水）の排水のために岩壁を二カ所くり抜いたとある。岩壁を二カ所（w3m/H2.4m/L8.9m、w3m/3m/L6.5m）くり抜き水を通し、川とし北に流し大海に向かはせた。何処にどう二カ所かが特定できない。恵曇浜は石木の無い乾燥した砂地であり、水を流し込んだ。しかし、農耕には砂防を要し、それが成るのは後のこととなる。島の間を掘削するとか、岩壁をくり抜き、水を通すとなれば、辰砂などを採掘する鉱山技術を有した集団を用ゐる必要があらう。この地には、彼等を雇ふ富の集積があったのかもしれない。■片や「渡村の田水」は南、佐太水海に流れており、この方面でも低湿地の水抜きが求められた。佐陀川は江戸時代に開削され日本海と宍道湖を結ぶ運河となり航行の便宜を図るものであったが、大雨では松江城下町まで洪水となっていたため、その対策、ならびに佐太水海の干拓上も必要とされた。運河となってからは、日本海と宍道湖の水位の変動で、南北流れの方向も変はるやうである。  
   
起浦之西礒、盡楯縫郡堺自毛埼之間濱、壁峙崔嵬。雖風之静、往来船、無由停泊頭矣。**白嶋**。〔生紫、苔菜〕。**御嶋**。高六丈。周八十歩。〔有松、三株〕。**都於嶋**。〔礒〕。**著穂嶋**　〔生海藻〕。  
凡、北海所在雑物、鮐（フグ）・沙魚（サメ）・佐波（サバ）・烏賊（イカ）・鮑魚（アワビ）・螺（サザエ）・貽貝（イガイ）・蚌（ハマグリ）・甲蠃（カセ）・螺子（ニシ）・石華（カメノテ）・蠣子（カキ）・海藻（ワカメ）・海松（ミル）・紫菜（ノリ）・凝海菜（テングサ）。

通道。通嶋根郡堺佐太橋八里二百歩。通楯縫郡堺伊農橋一十五里一百歩。  
■浦の西とは恵曇浜の西のことか？そこの岩場から楯縫郡との堺の自毛埼までは、岩壁が立ち上がり、崔は大きく高いこと、嵬は高くてごつごつしていること、風が静かで波が穏やかであっても船を停泊することは出来ないやうな頭（先端）といふ。ただ、海産物は豊富であったやうだ。■佐太橋　巻末記、主要道に、長さ三丈、広さ一丈、一丈は2.97m、三丈を8.91mと換算される。一丈＝10尺　一尺＝0.297mから来る。周制では「人長八尺、故に丈夫と曰ふ」とあり、丈は普通の成人男子の背丈が原義。背丈三人分の長さ、一人分の巾であり、木を倒して組立てれば届く長さである。さして大きな橋ではない。野城橋は長さ三十丈七尺、広さ二丈六尺とあり、これは構造物として組立てる相当の技術を要する。伊農橋についてはこれ以上の言及はない。  
  
郡司　主帳　　　外従八位下　勲十□等　日下部臣  
　　　大領　　　外正八位下　勲十□等　刑部臣  
　　　権任少領　従八位下　　　　　　　蝮部臣  
■日下部（くさかべ）臣　「記」によれば、大雀命（仁徳天皇）と髪長（かみなが）比賣の子が大日下王（波多毘能大郎子；はたびのいらつこ）と若日下部命（波多毘能若郎女；はたびのいらつめ）、両人の御名代として大日下部と若大日下部が設けられた。「姓氏家系大辞典巻2」には、出雲の日下部臣は出雲臣の族で、日下部の伴造とある。■刑部（おさかべ）臣　「記」によれば、男淺津間若子（をあさづまわくご）宿禰命（允恭天皇）の大后、忍坂（おさか）の大中津（おほなかつ）比賣命の御名代として刑部を設けたとある。忍坂も、元来は地名であるが、この部のなかで後に刑部（ウタヘ）の職についたことで刑とされたとする説が採用されている。出雲の刑部臣は広く分布しており、「姓氏家系大辞典巻1」では、出雲臣の族で刑部の伴造とみている。 **楯縫郡**  
合郷肆　里一十二餘戸　壹　神戸　壹。  
佐香郷　今依前用。楯縫郷　今依前用。玖潭郷　本字　忽美。沼田郷　本字　努多　以上肆　郷別里参。餘戸里。神戸里。  
所以號楯縫者、神魂命詔、吾十足天日栖宮之縦横御量、千尋栲紲持而、百八十結結下而、此天御量持而、所造天下大神之宮、造奉。詔而、御子天御鳥命、楯部為而、天下給之。爾時、退下来坐而、大神宮御装楯、造始給所、是也。仍至今、楯桙造而、奉出皇神等。故云楯縫。  
楯縫（たてぬひ）と号（なづ）くる所以（ゆゑ）は、神魂命（かむむすひのみこと）詔（の）りたまひしく、「吾（あ）が十足（とだ）る天（あめ）の日栖（ひすみ）の宮の縦横（たてよこ）の御量（みはかり）は、千尋（ちひろ）の栲紲（たくなは）持ちて、百八十（ももやそ）結（むす）び結び下（さ）げて、此の天の御量持ちて、天（あめ）の下（した）所造（つく）らしし大神（おほがみ）の宮、造り奉れ」と詔りたまひて、御子（みこ）天御鳥命（あめのみとりのみこと）を、楯部（たてべ）と為（し）て、天下（あまくだし）し給ひき。尓（そ）の時、退（まか）り下り来坐（きま）して、大神の宮の御装（みよそひ）の楯、造り始め給ひし所、是也。仍りて今に至るまで、楯桙（たてほこ）造りて、皇神等に奉（まつ）り出（い）づ。故、楯縫と云ふ。

■神魂命は出雲風土記では御祖（みおや）としており、記紀の神産巣日神/神皇産霊神と同一視できまい。記紀の記述を想定せず解釈をしたい。■諸テキストが「五十足（いそたる）」とあるのを細川家本に従ひ「吾十足（あがとだる）」とし、十足は「十分に足り整う」ことで、「吾の十分に整った」と釈すと注される。■天御量　神の坐す宮の造営は天御量によって造営されねばならない。用ゐる木の寸法に決まりがあり、木を切るには山の神を祭祀し、斎斧を使ひ、末を山の神に供へ、斎鉏を以て斎柱を組む等々の御量が求められたやうだ。■百八十結結下　祇園祭の巨大な鉾は「縄がらみ（縄がらみの写真素材[PIXTA](https://pixta.jp/tags/%E7%B8%84%E3%81%8C%E3%82%89%E3%81%BF)）」、釘を使はず、縄を結び結び下げ、木を固定し組み立てる。■天日栖宮　「ひ」とは日/火/霊のこと、ここでは神魂命の霊（ひ）の住む宮、出雲の御祖は「あめ」に「すむ」命であり、所造天下大神の宮を地上に造営するに、天御量によれとされた。■天御鳥命　「あめ」の「とり」、鳥は中国では神の使者とされるが、ここでは楯を造る命とされており、楯ばかりでなく桙も造った。宮の祭祀用のものであり、どちらも木偏であり木製であったといふことか？意宇郡楯縫郷条に、布都怒志命が天石楯を縫ひ直したとあった。石製の楯とは如何なるものであったのか？■楯縫　木を紐で縫ひ合はす祭祀用のものであらう。後には楯縫は楯製作の義となる。■神魂命が、如何なる功績に対して、天日栖宮に匹敵する宮を所造天下大神の爲に造ろうとしたのか？楯縫郡の何処に建てられ、誰を祭主としたのか？何も記されておらず、釈然としない。八束水臣津野命の号令で皇神等が参集して建てた出雲郡杵築郷の所造天下大神の宮とこの宮とは、その造作の動機と造作に携わった者達を同一視できまい。また、「国譲り」が動機でもないため、「国譲り」に際して建てられたとする大国主神の宮とも同一視できまい。

佐香郷。郡家正東四里一百六十歩。佐香河内、百八十神等集坐、御厨立給而、令醸酒給之。即百八十日、喜燕解散坐。故云佐香。  
佐香（さか）の郷（さと）。郡家（こほりのみやけ）の正東四里（さと）一百六十歩（あし）。佐香の河内（かふち）に、百八十神等（ももやそかみたち）集（つど）ひ坐（ま）して、御厨（みくりや）立て給（たま）ひて、酒を醸（かも）させ給ひき。即ち百八十日、喜燕（さかみづ）きて解散（あら）け坐しき。故、佐香と云ふ。  
■百八十神　総記に「神の社399所、184所は神祇官在り、215所は神祇官在らず」と記され、神様の数とは異なるが出雲の神々の総数は極めて多かった。■喜燕は歡迎燕と称するツバメのこと。燕は宴に通じ、喜び宴する、酒造の地であり酒宴となる。399社の内の180神が、180日は一年の約半分、その間集って酒宴をして去る。入れ替はり立ち替はりといふことであらうか、もし一斉に180日となれば、出雲は酩酊した神様の国となる。理解に苦しむ。■佐香は佐香神社（延喜式神名帳[HP](http://engishiki.org/izumo/bun/imo430402-01.html)）の地、「主祭神の『久斯之神』は、いわゆる、『薬師の神』であり、さらに、出雲国風土記の古事にあるように、『酒造の神』でもある。また、『醸す』とは、ただに、酒を醸造することのみでなく、醤油・米酢・味噌等を醸造することでもある。・・・１０月１３日は秋季大祭である。この日を前後して、翌年２月ごろまで、酒造りの「杜氏」ならびに、各種醸造の関係者の参拝はあとを絶たない」と由緒にある。  
  
楯縫郷。即属郡家。〔説名如郡〕。即北海濱、業梨礒在窟。裏方一丈半。高廣各七尺。裏南壁在穴。口周六尺。径二尺。人不得入。不知遠近。  
楯縫（たてぬひ）の郷。即ち郡家に属（つ）く。〔名を説くこと郡の如し〕。即ち北の海の浜の、業梨礒（のりし）に窟（いはや）在り。裏の方（たてよこ）一丈半。高さと広さ各七尺（さか）。裏の南の壁に穴在り。口の周（めぐ）り六尺。径（わたり）二尺。人入ることを得ず。遠き近きを知らず。  
■業梨礒は訓未詳、「ナリイソ」「ノリイソ」などと訓じられると注される。業は版築において土を突き固める柄の付いた器具、あるいは鐘鼓（楽器）を吊り下げるギザギザ状の器具の形であり、ごつごつとしたさま。梨は、黎（くらい）、剺（切り裂く）、利（鋭い）に通じる。業梨礒はさういふ礒（石巖）、そこに窟があった。楯縫郷の楯に穴があいてるような洒落っ気であらうか。  
  
玖潭郷。郡家正西五里二百歩。所造天下大神命、天御飯田之御倉、将造給処、覓巡行給。爾時、波夜佐雨、久多美之山、詔給之。故云忽美。〔神亀三年、改字玖潭〕。  
玖潭（くたみ）の郷。郡家の正西五里二百歩。天の下所造らしし大神命、天（あめ）の御飯田（みいひだ）の御倉（みくら）、造り給はむ処を、覓（もと）め巡行（めぐ）り給ひき。尓（そ）の時、「波夜佐雨（はやさめ）、久多美（くたみ）の山」と詔り給ひき。故、忽美と云ふ。〔神亀三年、字を玖潭と改む〕。  
■天御飯田　出雲郡の美談（みだみ）郷に、和加布都努志能命を所造天下神の御子で、天地が判れて後、天の御領田の長であったと記されることはすでにみた。この天を「記紀」の天、高天原とすることはできまい。出雲の天であり、天御飯田とは神魂命など出雲の天（の神々）が召し上がる（稲）の田のことであり、その御倉を地上に造るといふは、天地の往来が容易であったやうである。天下大神命がそれを造営する任に就いたのは、その子が天の御領田の長であったことによる。しかし、天の御領田の御倉を何故地上につくるのか？天の稲を地上に降ろすといふは出雲からくる伝承ではなかったか？この稲種を広めることが大穴持命の天の下の平定の大きな要素であったらう。■「はやさめ」は「にわか雨」で「くたみ」の枕詞、久多美の山は未詳と注される。「くたつ（降）」は衰ふことであり、「にわか雨」が通り過ぎやうとしていたのかもしれない。  
  
沼田郷。郡家正西八里六十歩。宇乃治比古命、以爾多水而、御乾飯爾多爾食坐。詔而、爾多負給之。然則可謂爾多郷、而、今人猶云努多耳。〔神亀三年、改字沼田〕。  
沼田（ぬた）の郷。郡家の正西八里六十歩。宇乃治比古命（うのちひこのみこと）、「尓多（にた）の水を以ちて、御乾飯（みかれいひ）尓多尓（にたに）食（を）し坐（ま）さむ」と詔りたまひて、尓多と負（おほ）せ給ひき。然れば則ち尓多の郷と謂ふべきを、今の人、猶し努多（ぬた）と云ふのみ。〔神亀三年、字を沼田と改む〕。  
■宇乃治比古命は大原郡海潮郷条に、「出雲の海潮を押し上げて、御祖の神を漂はす」とあり海神あるいは水神とみられる。■「にた」は水分が多く、やわらかくどろどろしたさま、湿地と注される。乾飯を水にひたしてやわらくして食べようとされた。「にた」を「ぬた」とし沼田とみなした。出雲では、神々が御乾飯を持参しておられた。  
  
餘戸里　〔説名如、意宇郡〕。  
神戸里　〔出雲也、説名如意宇郡〕。  
  
新造院一所。在沼田郷中。建立厳堂也。郡家正西六里一百六十歩。大領出雲臣大田之所造也。

久多美社　多久社　佐加社　乃利斯社　御津社　水社　宇美社　許豆社　同社　〔以上九所、並在神祇官〕。  
許豆乃社　又許豆社　又許豆社　久多美社　同久多美社　高守社　又高守社　紫菜嶋社　鞆前社　宿努社　埼田社　山口社　葦原社　又葦原社　又葦原社　峴之社　阿年知社　葦原社　田田社　〔以上一十九所、並不在神祇官〕。  
■厳堂（ごんだう）　仏像が安置された堂。この地の大領の出雲臣の大田（おほた）が建立しており、大田からの収穫が十分にあったとみえる。天の御領田の御倉の置かれた地とする伝承からも、伺ひ知ることにならうか。

神名樋山。郡家東北六里一百六十歩。高一百廿丈五尺、周廿一里一百八十歩。嵬西在石神。高一丈、周一丈。往側在小石神百餘許。古老傳云、阿遅須枳高日子命之后、天御梶日女命、来坐多宮村、産給多伎都比古命。爾時、教詔、汝命之御祖之向位欲生。此處宜也。所謂石神者、即是、多伎都比古命之御託、当旱乞雨時、必令零也。  
神名樋山（かむなびやま）。郡家（こほりのみやけ）の東北六里（さと）一百六十歩（あし）。高さ一百廿丈（つゑ）五尺（さか）、周（めぐ）り廿一里一百八十歩。嵬（みね）の西に石神（いしかみ）在り。高さ一丈、周り一丈。往の側に小き石神百余許（ももあまりばかり）在り。古老（ふるおきな）伝へて云く、阿遅須枳高日子命（あぢすきたかひこのみこと）の后（きさき）、天御梶日女命（あめのみかぢひめのみこと）、多宮（たく）の村に来坐（きま）して、多伎都比古命（たきつひこのみこと）を産み給ひき。尓（そ）の時、教（さと）し詔（の）りたまひしく、「汝（な）が命の御祖（みおや）の向位（むかくら）に生まむと欲（おも）ほすに、此処（ここ）し宜（え）し」とのりたまひき。所謂（いはゆる）石神は、即ち是、多伎都比古命之の御託（みよさし）なり。旱（ひでり）に当りて雨を乞ふ時は、必ず零（あめふ）らしむる也。  
■嵬は説文に、「高くして平らかならず」とある。崔嵬（さいかい）を「石の土を載するもの（爾雅、釈山）」とし、石に関連する。神霊のこもる石、大船山、山頂西方の鳥帽子岩と注される。この神名樋山は石神の山で雨乞ひすれば雨を降らす神となる。御託を「みよさし」とし、「よす」依、憑依する敬語「よさす」こと。多伎都比古「たきつひこ」は「たき」の男神、「たき」は山川の急流、岩場を流れ落ちる豊富な水の神とされる。■阿遅須枳高日子命は仁多郡三津郷条に、「大神大穴持命の御子、御須髪八握に生ふるまで昼夜哭す」とあり、泣くばかりで何も言はなかった。大神が夢に願をかけると、御子が言葉を発する夢を見る。目覚めて問ふと、「御津」と云ひ、その場所を問ふと、御子はそこへ出掛け、石川を渡り坂の上で「ここ」と云ふと水が流れ出た、その水で身を沐浴したといふ。妊婦がその村の稲を食すと、生まれたばかりの赤子が云ふともある。稲の質を高める極めて霊力のある水の神となる。その子の多伎都比古命が、雨乞いで雨を降らす霊力を有することと一致する。「あぢ」は稲の味、「すき」は農具、「たか」は高（貴）なこと。天神に奉る稲を耕作せしめる力を連想させる。泣くばかりの「あづきなし（あぢきなしの古語）」が「あぢすきたか」き存在となられた。■天御梶日女命　「かじ」の梶は船の舵ではなく、この木の皮で木綿（ゆふ）を作る天の日女、赤衾伊農意保須美比古佐和気能命の后、天瓺津日女命の祭器の「瓶」と同系列、祭祀の木綿の「梶」とみたい。■向位　向壯、向泣とする説があり語義未詳、今まさに、の意かと注される。説文に、向を「北に出づる牖（まど）なり。宀に従い口に従ふ。『詩』に曰く、“向（まど）を塞（ふさ）ぎ戶を墐（ぬ）る。”」とあり北向きの「まど」とするが、それでは意味が通らない。向は多義で剛才（just now）ともされるが、文脈からすれば、相対する位、阿遅須枳高日子命が同行しておられれば向き合ってとならうが、その気配はなく、その居られる方向に向いてとならうか。■出雲の社は、「水系や浜といった自然環境要因に基づく生業単位に対応するするもので、その単位は史料上にみられる『村』に相当する自然村落と理解する（<論説>古代の祭祀空間 : 『出雲国風土記』にみる地域社会の神と社 (特集 : 祈り)、松尾 充晶　[HP](https://doi.org/10.14989/shirin_98_3)）」としておられ、本条を、「①神が坐すの源たる山（神名備山）、②神の御霊（石神）、③神威・神のはたらき（昊天での祈雨）、④神名と神格（多伎都比古：タキ）、⑤奉斎する人々の生活空間（多宮村）といった、神祭りに関わる諸要素をもれなく記述している」典型的な例とみておられる。「村」を律令制度の「郷里」ではなく、「水田経営にあたってそれぞれの小水系の水利権を有し、そこには一社ずつ風土記記載社が祀られているといふ自己完結型の村落（内田律雄氏）」としておられる。  
  
**阿豆麻夜**（あづまや）**山**　郡家正北五里四十歩。**見椋**（みくら）**山**　郡家西北七里。  
凡、諸山所在草木、蜀椒（サンショウ）・藍漆（タデアイ）・麦門冬（ジャノヒゲ）・伏令（ブクリョウ）・細辛（ウスパサイシン）・白歛（ガガイモ）・杜仲（マサキ）・人参（ニンジン）・升麻（サラシナショウマ）・薯預（ヤマイモ）・白朮（オケラ）・藤（フジ）・李（スモモ）・榧（カヤ）・楡（ニレ）・椎（シイ）・赤桐（アブラギリ）・白桐（キリ）・海榴（ツバキ）・楠（クスノキ）・松（マツ）・槻（ツキ）。禽獣則有鵰（ワシ）・晨風（ハヤブサ）・鳩（ハト）・山鶏（ヤマドリ）・猪（イノシシ）・鹿（シカ）・兎（ウサギ）・狐（キツネ）・獼猴（サル）・飛鼯（ムササビ）。  
■升麻（しょうま）　漢方で解熱・発汗・解毒薬として用いる。薯預（しょよ）　とろろいも　楡（にれ）　樹皮の粉末を食用にし、利尿などの薬用とするものもある。

**佐香**（さか）**川**　源出郡家東北、所謂神名樋山。東南流入入海。**多久**（たく）**川**　源出同神名樋山。西南流入々海。**都宇**（つじ）**川**　源二。〔東川源出阿豆麻夜山、西水源出見椋山〕。二水合、南流入々海。**宇加**（うか）**川**　源出同見椋山、南流入々海。  
**麻奈加比**（まなかひ）**池**　周一里一十歩。**大東**（おほひがし）**池**　周一里。**赤市**（あけち）**池**　周一里二百歩。**沼田**（ぬた）**池**　周一里五十歩。**長田**（ながた）**池**　周一里一百歩。

南入海。雑物等者、如秋鹿郡説。  
北大海。**自毛**（しも）**埼**　〔秋鹿與楯縫二郡堺。崔嵬、松・栢鬱。時即有晨風之栖也〕。**佐香**（さか）**濱**　廣五十歩。**己自都**（こしつ）**濱**　廣九十二歩。**御津**（みつ）**嶋**　〔生紫菜〕。**御津濱**　廣卅八歩。**能呂志**（のろし）**嶋**　〔生紫菜〕。**能呂志濱**　廣八歩。**鎌間**（かまま）**濱**　廣一百歩。**於豆振**（おづふるひ）　長二里二百歩。廣一里。〔周嵯峨、上有松・菜・芋〕。**許豆**（こづ）**嶋**　〔生紫菜〕。**許豆濱**　廣一百歩。〔出雲與楯縫二郡之堺〕。  
凡北海所在雑物、如秋鹿郡説。但紫菜者、楯縫郡尤優也。

通道。通秋鹿郡堺伊農川、八里二百六十四歩。  
通出雲郡堺宇加川、七里一百六十歩。  
■自毛埼から許豆濱までは、浜が記されているが、崔嵬しく（ごつごつしていること）とあり、松・栢（常緑針葉樹）が繁り、晨風（はやぶさ）が棲息しているとあり、住むには適していないが、ここでの紫菜（のり）が最も優れているとある。■於豆振　弥豆椎、於豆埼、許豆振、許豆埼など諸説があると注される。振は説文の、「舉げて救ふなり」とあり、このあたりでの遭難の救助を行ふ機能があった所かもしれない。

郡司　主帳　无位　　　　　　　　　物部臣  
大領　外従七位下　勲十□等　出雲臣  
少領　外正六位下　勲十□等　高善史

■物部臣　「記」によれば、出雲の建比良鳥は武蔵国造の祖でもあり、「姓氏家系大辞典巻6」によれば、出雲臣族武蔵国造家の一族に言及されており、早くから関東に進出していた出雲の族がいたやうである。また、出雲の物部臣を「物部氏の伴造家、出雲臣の一家か」とある。「紀」によれば、崇神天皇の時に、出雲の神宝を献上せしめるべく物部連が派遣され、出雲とは対立関係になるが、後に物部連の伴造となった族も居やう。また、武蔵臣の祖を市河とする伝承があり、市河には、崇神天皇の時の春日（和邇）臣とするもの、反正天皇の時の木事命の子、武蔵臣の祖とするものがある。崇峻天皇の時、蘇我馬子により物部守屋が討たれ、守屋の妹であり、馬子の妻である太媛を、蘇我蝦夷が石上神社の神主の第一にした時以降、武蔵臣を物部首、神主首にしたとする伝承があり、物部首は春日系、あるいは、出雲系ともみられ、出雲の物部臣について、どの系統かを判別に苦慮する。

|  |
| --- |
| **出雲の神宝** 　「記」において、天から武日照命（武夷鳥・天夷鳥）が將來し、出雲大神宮に藏したとあります。「武日照命（たけひなてるのみこと）　【一（ある）に云（い）はく、武夷鳥（たけひなとり）といふ。又云はく、天夷鳥（あめひなとり）といふ。】　天（あめ）より将（も）ち来（きた）れる神宝（かむたから）を、出雲大神宮（いづものおほみかみ）に蔵（おさ）む」。武夷鳥は「記」の建比良鳥に当り、「天菩比（あめのほひ）の命の子、建比良鳥（たけひらとり）の命【此は出雲の国造（くにのみやつこ）・无邪志（むざし）の国造・上菟上（かみつうなかみ）の国造・下菟上（しもつうなかみ）の国造・伊自牟（いじむ）の国造・津嶋縣（つしまのあがた）の直（あたい）・遠江（とほつつあふみ）の国造等の祖也】」とあります。天夷鳥は出雲国造神賀詞に、「出雲臣等が遠祖、天穂比命・・・己命の児、天夷鳥命」ともみえ、「記紀」に従ひ、高天原の天神、天菩比（天穂日）命の子とします。風土記では、意宇郡屋代郷には天乃夫比命（あめのふひのみこと）、楯縫郡には天御鳥命（あめのみとりのみこと）が居られることに留意しておきましょう。 　ここでは神宝の内容には触れられませんが、天神が出雲大神宮の主、大国主神に授けたことになります。何故に授けたのかは記されておりませんが、天の下を平定した地上の王と認定したことにはなるでしょう。 「紀」においては、崇神天皇六十年条（「紀」巻5、[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki14.htm#%E5%85%AD%E5%8D%81%E5%B9%B4%E7%A7%8B%E4%B8%83%E6%9C%88)）に、天皇が武諸隅を出雲に派遣して出雲神宝を献らしめ、出雲振根の留守に弟の飯入根に貢がせることになります。怒った兄が弟を殺したことで、天皇は吉備津彦と武渟河別を派遣して、出雲振根を誅（ころ）したと記されています。 　これは、天が付与した神宝を、天皇（高天原より降臨した皇孫）が返還を求め、それに背いた出雲振根を誅したといふ文脈でみることができます。しかし、この後の条で、神宝が無くなったために、大神（大国主神）を祭ることができなくなったとあり、大神が氷上の人の口を借りて、その神宝は、出雲の人が祭祀する山河の水を浄める石、活力を産む鏡、「玉菨鎭石（たまものしづし）　出雲人（いづもひと）の祭（いのりまつ）る、真種（またね）の甘美鏡（うましかがみ）。押し羽振（はふ）る、 甘美御神（うましみかみ）底宝（そこたから）御宝主（みたからぬし）。 山河（やまかは）の水泳（みくく）る御魂（みたま）。靜（しづ）挂（か）かる甘美御神（うましかがみ）、底宝御宝主なり」と語り（返却を求め）、（結局、返還されて）祭祀が再開されたとなっています。 　この石は、先の雨を降らす石神にも通じ、出雲の宝であり、高天原から將來された神宝ではないと、前段の記述を訂正したやうなものです。また、出雲国造の神賀詞奏上に際しては、赤・白・青の玉、金銀を施した刀、鏡等々を献上することからみても、出雲の神宝を献上するもので、高天原の由来の神宝を返還するものではありません。 　更に妙なのは、崇神天皇は、その五年に、疫病で国内の半数が亡くなるといふ驚愕すべき災厄に病むのですが、それが大物主神（大国主神の幸き御魂）を正しく祭祀しなかったことに原因があり、大物主神の子の大田田根子を探し出し、彼に祭祀させたことで疫病が治ったとあり、さやうに恐るべき経験を嘗めた天皇が、再び、大国主神を更に怒らす所業にでたことです。更に国民が半減しかねない暴挙にみえます。かやうな事件が起こされたのは本当にこの時なのか？「記」にも風土記にもこれに関する記述がありません。「記」の倭建命が出雲建を殺した景行天皇の時の蓋然姓が高く思はれます。  **物部臣** 　さて、次は、武諸隅ですが、「紀」では、「矢田部造（やたべのみやつこ）の遠祖（とほつおや）、武諸隅（たけもろすみ）　【一書（あるふみ）に云はく、一名（またのな）は大母隅（おほもろすみ）といふ。】」とあり、旧事紀、天孫本紀に「饒速日命八世の孫、武諸隅連公は、伊香色雄命の孫で大新河命の子」、同じく、「大母隅は武諸隅連公の弟、物部大母隅連公（矢集連等祖）」とあり、物部連系です。 　実は、疫病の件で、大物主神との和解が成立したときに、天皇は、物部連の祖（おや）伊香色雄（いかがしこを）命をして神班物者（かみのものあかつひと）に任命しています。神班物者とは須恵器（高温で焼いた薄手の高級陶器）に供物を分かつ者を指しており、祭祀「用具」の流通の元締めであり、全国的な流通の権益を有したものと思はれます。ただ、武諸隅がその孫となれば（同時代のことですから年齢的に無理がありますが）、神班物者の孫ですから、この役割を引き継いでいておかしくはありません。この延長上では、この時には、物部氏と出雲は厳しい緊張関係にあったことになります。ただ、神班物者は物部連の系統であり、物部臣、物部首となりますと、同列とはなりませんので、更に考察をする必要があります。また、出雲と吉備とが対立関係にあったことにも留意しておきましょう。 　ところで、物部臣の祖に、市河が居ますが、垂仁天皇期と仁徳天皇期とに言及があり、前者は市河といふ名の人でしょうが、後者は市河（川）臣の人とすべきかと思ひます。 　垂仁天皇の世に、刀一千口が造られ石上神社に納められたのですが、その管理に当ったのが市河です。一（ある）に云ふとして、「楯部（たてぬひべ）　倭文部（しとりべ）　神弓削部（かむゆげべ）　神矢作部（かむやはぎべ）　大穴磯部（おほあなしべ）　泊橿部（はつかしべ）　玉作部（たますりべ）　神刑部（かむおさかべ）　日置部（ひおきべ）　大刀佩部（たちはきべ）　并（あは）せて十箇（とを）の品部（とものみやつこら）もて、五十瓊敷皇子（いにしきのみこ）に賜（たまふ）ふ。其の一千口大刀をば、忍坂邑（おしさかのへき）に蔵（をさ）む。然（しかう）して後に、忍坂より移して、石上神宮に蔵む。是の時に、神、乞（こは）して言（のたま）はく、『春日臣（かすがのおみ）の族（やから）、名は市河（いちかは）をして治めしめよ』とのたまふ。因りて市河に命（みことおほ）せて治めしむ。是、今の物部首（もののべのおびと）の始祖（はじめのおや）なり（垂仁天皇三十九年条[HP](http://hjueda.on.coocan.jp/koten/shoki16.htm#%E5%8D%85%E4%B9%9D%E5%B9%B4%E5%86%AC%E5%8D%81%E6%9C%88)）」とあり、市河は物部首の祖ですが、実体は春日（丸邇）臣でした。 　しかし、「紀」の本文では、垂仁天皇の皇子、五十瓊敷命が刀一千口を造り石上神社に納め管理し、同天皇八十九年条で、老齢のため、妹の大中姫に管理を委託するも、女性には困難として、物部十千根大連に管理を委ねたとあり、物部連を管理者とするのが「紀」の公式見解です。「市河」はその別伝として挿入されているのですが、古伝には、垂仁天皇の世の市河の系統が、代々この管理に当ってきたとするものがあったのでしょう。 　姓氏録、大和皇別、布留宿祢の記事に、市川臣がみえます。父を木事（許碁登；こごと）命としています。瑞齒別（反正）天皇がその女（むすめ）を娶っており、木事を「紀」は大宅臣（おほやけのおみ）の祖、「記」は許碁登を丸邇（わに）氏としていますが、大宅氏も丸邇氏もその祖は天足彦国押人命（孝昭天皇の皇子）ですから、いずれにしましても皇別の氏族です。市河は神別の物部氏ではなく、皇別の春日氏ととなります。 　この父子は、仁徳天皇の世に倭に至り、石上御布瑠村の高庭に布都努斯神社を賀（ことほ）ぎ、市川臣を神主にしたとあります。布都努斯神社は、元来、備前國赤坂郡の石上布都之魂神社で、ご祭神は素盞嗚尊が八岐大蛇を斬った「布都御魂」です。「紀」では、その剣は、崇神天皇の時に、倭の石上神宮へ移されたとされますが、姓氏録の説では、仁徳天皇の時のこととされたやうです。 　その四世孫に額田臣と武蔵臣と記されており、斉明天皇の時には武蔵臣が管理者であったのでしょう。ところが、宗我（蘇我）蝦夷大臣が武蔵臣を物部首（おびと）、神主首とし、この氏族は「臣」を失い、物部氏の首とされたとあります。 　蘇我氏と物部氏は崇峻天皇の時に対決し、蘇我馬子が物部守屋に勝利するのですが、実は馬子の妻が守屋の妹といふ関係にあり、馬子は「妄に妻の計を用ゐて、大連を殺せり（「紀」）」と記されており、彼女の策により刺客を放ち守屋を討ち果します。紀氏家牒逸文によれば、妻を太媛（ふとひめ）と云ひ、石上神宮斎神の頭とし、神主家の第一とし、僕（しもべ）を物部首、神主首としたとしております。先代旧事本紀、天孫本紀、でも、「妹に、物部連公布都姫（ふつひめ）夫人（をとじ）。字（あざな）は御井夫人、亦石上夫人と曰ふ。此の夫人、倉梯宮に御宇（あめのしたしろしめす）（崇峻）天皇の御世に夫人となりぬ。亦、朝の政（まつりごと）に参（まじは）りて、神宮に斎（いつ）き奉（たてまつ）りぬ」とありますが、神主家の第一としたとはしておりません。物部系の旧事本紀では、崇神朝以来、物部連が石上神社を管理してきたといふ立場です。しかし、姓氏録や紀氏家牒逸文からすれば、物部氏が関与していたとしても、太媛以前には、第一神主家は武蔵臣、市河の子孫であったことになり、蘇我蝦夷により物部首、神主首として物部連の僕（しもべ）に組み込まれたことになります。 「布留宿祢、柿本朝臣と同じき祖。天足彦国押人命の七世孫、米餅搗大使主命の後なり。男（こ）木事命。男、市川臣。大鷦鷯（仁徳）天皇御世。倭に達（い）でまして石上御布瑠村高庭の地に布都努斯神社を賀（ことほ）ぎて、市川臣を以て神主と為せり。四世孫が額田臣。武蔵臣なり。斉明天皇の御世。宗我蝦夷大臣、武蔵臣を物部首并びに神主首と号づく。因りて、臣の姓を失ひ物部首と為りぬ。男、正五位上の日向。天武天皇の御世。社地名に依り布瑠宿祢の姓に改む。日向三世孫の邑智等なり（姓氏録）」 紀氏家牒に曰く、「馬子宿祢の男、蝦夷宿祢家は葛城県豊浦里。故に名づけて豊浦大臣と曰ふ。亦、家に多に兵器を貯へる、俗に武蔵大臣と云ふ。母は物部守屋大連、亦弓削大連と曰ふ、の妹、名づけて太媛と云ふなり。守屋大連家亡き後、太媛は石上神宮斎神の頭と為り、是に、蝦夷大臣は物部族を神主家等一と以てし僕を為し、物部首と謂ひ、亦神主首と云ふ」とまうす。 　石上神社（[HP](http://www.isonokami.jp/)）は、「紀」や「旧事本紀」の伝承を継承しておられ、かやうな見解とは異なります。 |

■高善史（たかよしのふひと）　「姓氏家系大辞典巻3」に、「出雲の古豪族」とあるのみ。高（カウ、タカ）の條に「古く高は高麗族・これを称す。平安朝頃までは、殆ど皆然り。蓋し國號の一字採れるならん」とあり、渡来系とみられていやう。

了　2017年6月5日　  
了　2021年12月4日　修正、追加